

特集

入山料を問う

巻頭言

山をたのしむ 田部井 淳子……1

特集

- 1 国内における入山料徴収 — 富士山保全協力金を例に 中島 泰……2
- 2 国立公園の有料化に対する利用者の意識
— アメリカ有料化実証実験と大雪山における意識調査から 愛甲 哲也……9
- 3 データに基づいた富士山入山料の多角的分析 栗山 浩一……15
- 4 入山料を取れば、入山規制を行えば、屋久島の山岳利用問題は解決するのか? 柴崎 茂光……19
- 5 **座談会** 入山料を問う 阿部 宗広/神谷 有二/土屋 俊幸/寺崎 竜雄……26

特集テーマからの視座 “入山料を問う”にあたり 寺崎 竜雄……38

観光研究最前線

- 1 住民参加型の観光まちづくりを考える
— 地域活性化手法としての“オンパク”に関する基礎的研究 吉澤 清良……46
- 2 国立公園の利用者意識に関する研究②
— 山岳系国立公園利用がもたらす効用とは 五木田 玲子……52

観光研究レビュー

若年時における旅行の効用に関する研究動向
— 教育面を中心に 外山 昌樹……56

当財団専門委員による連載のスタートにあたって……60

連載

- I 私の研究と観光 第1回
旅の本質を探る研究への期待 家田 仁……61
- II わたしの1冊 第1回
『忘れられた日本人』 宮本常一著 土屋 俊幸……63

旅の図書館 掲示板

出版物のご案内・当財団からのお知らせ



創作人形作家・高橋まゆみさん

千曲川が近くを流れる長野県飯山市。その近郊は農村の原風景を醸し出す。「縁があつて長野市から嫁ぎ、都会では見られない農村の老人や子供の素朴さに心を奪われたんです」。まさに風土に根差した、じいちゃん、ばあちゃん、子供の仄仄とした姿を独自の創作人形で見事に表現する創作人形作家の高橋まゆみさんを訪ねた。人形との関わりを「たまたま入った手芸店で先生らしい人が女性達に人形作りの手解きをしている場に出会った」のが始まりと運命的出会いを語る。1983年に日本創作人形学院通信教育で基本を学び、試行錯誤の末、独自の世界を築く。人形の材料は粘土と針金、キルト芯で形を作る。表情に温かみと質感を出す縮緬ちりめんを使用する。

彼女の作品展は2003年から7年間、全国95カ所で開催され、180万人を魅了した。多くの賞にも輝き、2010年、飯山市に「高橋まゆみ人形館」が誕生。約1000体の人形がテーマごとに展示され、郷愁と感動を呼んでいる。

(写真・文 樋口健二)

登山料という言葉を知ったのは1970年ネパールヒマラヤのアンナプルナIII峰（7555メートル）に登った時でした。

山に登るために、その国に入山料を支払うのだ、とちよつとびつくりしたのを覚えています。日本の山に登るのにお金を支払うという感覚は当時私には思いもつきませんでした。

山に自由に入入りし、川の水を飲み、帰りは山菜やきのこなどの恵みをちよつと頂戴し、夕食時に歩いた行程や風景を思い出しつつ山の恵みを味わって、これが当たり前と思っていました。

1975年当時、エベレストの入山料は確か1000ドル（36万円）でした。（今では2万5000ドル？）1シーズン1隊にしかエベレストへの登山許可が出なかった時代のこの入山料が高いのか、安いのか、私たちには見当がつきませんでした。

しかし、エベレストのベースキャンプに着くまでのキャラバンは実にはのしかつたですね。15トンの私たちの荷物を運んでくれる600人のポーターたちと一緒に歩き、休み、笑い、飲み、歌い、言葉こそ違つても、「荷物たのんだよ」「よっしゃ、まかせておけ」という山での同志のような絆が築かれていました。村を越え、谷を越える約1カ月にわたるベースキャンプまでの歩きで、登山そのものの前の助走ともいうべきこのキャラバンがいかに大事か、ということも知りました。

8000メートル級の山へ登る前に体も心も整えるための重要な期間だったのです。

山をたのしむ

登山家 田部井 淳子

5350メートルに築かれたベースキャンプでは緑が全くない、氷河上での生活です。通ってきた村で購入したキャベツやブロッコリーに、「わぁー。緑だ」と感激し、日本に帰ったら東北の山へまず行こうね、とか、信州の山に行こうね、という話がテントの中でいつも交わされていました。

事実ヒマラヤへ行ったおかげで、日本の山々がいかに素晴らしいかを実感できたと思います。多種多様な樹木に覆われ、高山植物が咲き、北海道から沖縄まで、変化に富んだ山河があり、四季を持つ日本の山々はその国にもない美しさです。

中高年の方たちが百名山を目指し、山ガールと呼ばれる若い女性たちも山に興味を持ち、山をたのしみ始めたことは私はよろこばしいことだと思っています。が、人数が増せば山への環境が変わってくるのも事実です。トイレや水場や山小屋のあり方も変わってきました。昔、山へ入るのも、川の水を飲むのも、「ただ（無料）」と思っていた時とは違い、美しい日本の自然を守り続けるために、環境費としてのお金を支払う必要性も私は感じています。山で元気をもらい、次への活力を得て帰れる費用と考えれば安いと思います。

エベレストから40年を経た今、日本で入山料が検討されるようになり、改めてヒマラヤへ登る時に支払った費用のことを思い起こしました。

（たべい じゅんこ）



山梨県側・吉田口五合目山小屋付近での富士山保全協力金徴収風景

国内における入山料徴収 ——富士山保全協力金を例に

公益財団法人日本交通公社 観光文化研究部 主任研究員

中島 泰

1

「率直に言って少ない」。

夏山シーズンの終了した昨年9月、富士山の入山料(富士山保全協力金)の徴収状況について関係者の感想が新聞紙面に掲載され、話題となった。「富士山保全協力金」という名称

で富士登山者を対象に任意の協力を徴収するようになってから試験導入を含めると丸2年。

富士山における入山料徴収の状況はどうなっているのか。その導入の経緯と現状の課題整理から、国内における入山料徴収問題の論点整理を試みることにしたい。

富士山保全協力金の概要

2013年(平成25年)6月、カンボジア・プノンペンで開催された第37回世界遺産委員会において、富士山は「富士山―信仰の対象と芸術の源泉」として世界文化遺産に登録された。世界文化遺産への登録は、

富士山の時代を超える普遍的な価値が国際的にも認められた結果と言えるが、同時に同登録は現状の保全計画に対する見直しと報告が求められる「注文付き」の登録ともなっていた。

一方、富士山における入山料徴収については、夏山シーズンの登山者数が初めて30万人を超えた平成20年頃から静岡・山梨両県を中心にその必要性について検討されてきたが、その金額、徴収方法、使途などをめぐって調整が難航、導入は見送られてきた。

しかしながら、世界遺産登録を見据え、2013年2月に導入に向けた本格的な検討・調整が再開、改めて2013年6月、入山料の徴収

自然地域への立ち入り時に利用者（観光客）が支払う入山料。

既に取り組みが始まった富士山、制度導入をめぐる議論が活発化する屋久島などをケースに、制度導入の意義、根拠となる考え方、利用者の意識、徴収の方法、金額、法的な側面などの観点も踏まえ、現状の整理と課題の深掘りを試みます。

表1 静岡・山梨両県における富士山保全協力金の徴収方法
(2014年〔平成26年〕)

	静岡県	山梨県
対象者	山頂を目指す登山者	山頂を目指す登山者
金額	基本1,000円	基本1,000円
現地支払	実施場所	<ul style="list-style-type: none"> 富士スバルライン五合目総合管理センター 吉田口五合目山小屋付近*2 富士北麓駐車場*3 <small>*2 昼間のみ *3 7月10日～8月31日のみ</small>
	実施期間	平成26年7月10日～9月10日（63日間）
	実施時間	午前9:00～午後6:00
事前支払	実施方法	<ul style="list-style-type: none"> パソコン・スマートフォン コンビニエンスストア
	実施期間	平成26年7月8日～9月10日（65日間）
	実施時間	24時間
協力御礼	缶バッジ、ガイドブック	缶バッジ

資料：静岡・山梨両県公表内容を基に筆者作成

について検討するための組織として「富士山利用者負担専門委員会」（以下、専門委員会）が設置された。その後、2014年度（平成26年度）の本格導入を目指して、2013年度に協力金徴収の試験導入が実施され、2014年1月、静岡・山梨両県および関係する有識者などで構

成する「富士山世界文化遺産協議会」（以下、協議会）が、保全対策の充実における財源確保の一つとして利用者負担を位置づける形で、「富士山保全協力金」の導入を決定、翌夏山シーズンより本格導入が始まっている。

ここで、富士山保全協力金の概要について簡単に整理する。

富士山保全協力金は、協議会で決定した「富士山利用者負担制度」に基づいて、両県が協議しながらそれぞれが任意の協力金（寄付金）として徴収するものである。

その理念は「富士山の顕著な普遍的価値を広く後世へ継承するための意識醸成」とし、「富士山の環境保全」「登山者の安全対策」「富士山の顕著な普遍的価値の情報提供」を行うことを目的としている。なお、両県における具体的な実施方法については、表1を参照していただきたい。

導入に至るまでの検討経緯

前述の通り、富士山の入山料は、徴収の理念・目的に同意できる登山

者から任意で徴収をする「協力金」の形をとっている。ただし、その導入における検討においては、強制的に徴収を行う「法定外目的税」としての実施可能性についても検討が行われた。ここでその検討経緯と結果的に任意の協力金を選択された理由について触れておきたい。

通常、利用料として料金を徴収することを考えた際、支払う側の公平性の観点からは、利用者全員から漏れないよう徴収することが望ましいと考えられるであろう。

言い換えると利用者からの「強制徴収」であるが、その一つの方法が法定外目的税の導入であり、同方法を用いて料金を徴収している事例は複数存在する（表2）。

ただし、法定外目的税の導入にあたっては、いくつかの前提条件を満たす必要があり、それらについて「富士山の適正利用のあり方検討委員会」（2003年〔平成15年〕3月）では以下の3点に整理を行っている。一つ目は「利用者との関連性」で、負担を求める利用者との間に因果関係が明確な財政需要が存在していることである。二つ目は「捕捉・徴収

表2 自然地域を対象とした法定外目的税導入の事例

自治体	名称	目的	課税対象・料金	導入年
富士河口湖町	遊漁税	河口湖及び周辺地域における環境保全、環境美化及び施設整備に要する費用	河口湖において漁協組合員以外が漁業権の対象となる水産動物を採捕する遊漁行為 ・1人1日につき200円(障害者、中学生以下は課税免除)	2001年 (平成13年)
岐阜県	乗鞍環境保全税	乗鞍地域の環境保全に係る施策に要する費用	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車を運転して自ら入り込む行為、又は他人を入り込ませる行為 ・観光バス 3,000円/一般乗合バス 2,000円 ・大型自動車 1,500円 ・普通自動車 300円	2003年 (平成15年)
伊是名村	環境協力税	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する行為 ・1回の入域につき100円 (障害者、高校生以下は課税免除)	2005年 (平成17年)
伊平屋村	環境協力税	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用	旅客船等により伊平屋村へ入域する行為 ・1回の入域につき100円 (障害者、高校生以下は課税免除)	2008年 (平成20年)
渡嘉敷村	環境協力税	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用	旅客船等又はヘリコプターにより渡嘉敷村へ入域する行為 ・1回の入域につき100円 (障害者、中学生以下は課税免除)	2011年 (平成23年)

資料：各自治体公表内容を基に筆者作成

の「確実性」であり、利用者を確実に捕捉して料金徴収することができることである。そして三つ目は「簡便性とコスト」であり、支払い側および徴収側の手続きが簡便で、徴収見

込み額に対してコストが過大とならないことを挙げている。

これらの前提条件について改めて専門委員会で検討を行った結果、4ルートある登山道以外にも多数の場所から登山ができる富士山においては、条件を満たすことは現時点では不可能であるとの結論に至り、任意の協力金という形で開始されることとなった。

1000円という金額については、専門委員会ではより高い金額を徴収すべきとする意見も複数出たものの、お釣りを用意する必要がない、また協力金(寄付金)であるといった観点から、子どもや障害者には配慮した上で基本1000円という金額が設定された。なお、専門委員会では用途をより明確にした上で必要な費用を積算、その上で金額を設定すべきであるといった指摘もなされている。

一方、専門委員会では主要な議論テーマとしては取り扱われていないが、入山料の徴収可否については、徴収方法の現実性・効率性といった観点だけでなく、そもそも共有財産である山(ここでは富士山)への立ち

入りにあたって料金徴収に強制性を付与し得るのかといった公共財の利用のあり方から見た議論も存在する。この整理については特集5「座談会」での議論に任せることとしたい。

過去2年間の徴収状況

静岡・山梨両県における2013年度(平成25年度)の試験導入時および2014年度(平成26年度)における保全協力金の徴収状況について整理する。

2013年度は10日間(7月25日〔木〕～8月3日〔土])の試験徴収で、約3万5000人の協力者より約3500万円の協力金を徴収した。そして対象期間を大幅に延ばして本格実施した2014年度は約16万人の協力者より、約1億5800万円の協力金を徴収した(表3)。

2014年度の徴収実績は両県ともに事前の予想を下回る結果となっており、このことが冒頭の「率直に言って少ない」発言につながっている。原因は天候不順やマイカー規制期間の延長なども影響して総登山者数自体が少なかったことに加えて、

表3 両県におけるこれまでの徴収結果

		静岡県	山梨県
平成25年度	対象期間	10日間	10日間
	協力者	14,988人	19,339人
	協力金	1,497万円	1,916万円
平成26年度	1日当たり協力金	150万円	192万円
	対象期間	63日間	76日間
	協力者	43,555人	116,184人
	協力金	4,402万円	1億1,394万円
	1日当たり協力金	70万円	150万円

資料：静岡・山梨両県公表内容を基に筆者作成

徴収率が低下したことがある。その徴収率が低下した理由として、山本清龍きよたけ・岩手大学准教授(造園学)は徴収時の声かけの甘さを挙げる(5ページコラム「研究者の視点から」)。

両県における2015年度(平成27年度)の徴収方針

2014年度(平成26年度)の徴収結果を受けて、両県では2015年度(平成27年度)の徴収方針を固めた。

静岡県では、より登山者に徴収方法を分かりやすくするため、御殿場

コラム「研究者の視点から」

保全協力金の導入から2カ年を振り返って (一問一答)

岩手大学農学部共生環境課程 准教授 山本 清龍



2014年の協力金徴収が低調に終わった理由は？

昨年夏に研究室の学生たちと一緒に富士登山をしたが、一部の数人の学生は協力金を払わずに登山を開始していたことが後で分かって聞いたところ、声をかけられていなかった。私が協力金を払った際にも、背後には声をかけられることなく素通りする登山者が何人かいて、協力を依頼する声かけの甘さ、態勢に大きな問題があると考えます。また、既往の調査結果(例えば山本清龍, 2011)では、多くの人が協力金制度に対して肯定的、協力的であるが、環境問題ではよくある意識と行動のズレ、乖離^{かいり}についても検討しておくことが必要ではないだろうか。

2015年、改善を図るためには？

協力依頼する声かけの甘さ、態勢については、現地スタッフの仕事の怠慢が問題ではないし、その責任を現場に押しつけてはいけません。数人が協力金を払おうとするとその手続きに人手が必要であり、声かけが手薄にはなるのは当然であろう。協力依頼と徴収手続きの役割分担など現場での態勢の維持、管理について事前に綿密な検討が行われるべきだったが、残念なことに現場の管理に関する議論が十分ではなかったと思う。今後の検討課題として位置づけるべきだろう。問題解決のためには、協力依頼時に多くの人に声が届くように広すぎず、狭すぎない空間を選定し、現場の役割分担を再検討することを提案したい。

静岡、山梨両県が主催する富士山利用者負担専門委員会にも委員として参加していたが。

専門委員会には法制度、文化、自然環境に明るい研究者がおり、委員会の議論の内容からすると、委員会の最大の役割は「協力金制度を導入するか否か」「協力金の金額をいくりにするか」を審議、決定することにあつたと思う。2014年(平成26年)の協力金制度の本格導入の後には、この専門委員会は開催されておらず、制度の運用について正式に議論する機会がないことは大きな欠陥と言える。私自身は、委員会など富士山に関する会議に数多く参加しており、制度の運用について発言する機会がある。制度やその運用面に見られる問題点や課題については可能な限り指摘していきたい。

富士山以外の山における入山料導入についてどう考えるか？

富士山の場合は世界文化遺産というだけでなく、我が国を代表する国立公園として国民的な関心も高く、新聞などのメディアを通じて、多少なりとも費用負担のあり方に関する議論が喚起できたことはよかったと思う。他の山でも環境保全のための費用負担をどうするか議論があることを承知しており、登山がブームの今こそ議論するいい機会ではないだろうか。しかし、山岳の管理はガバナンスの問題でもあるため、入山料や協力金をどのように捉えてどのような意向を持つかは地域の問題であり、一概に良い、導入すべき、などと言うことは難しい。科学の領域には、山岳の管理に関わる論点の整理をし、地域が意思決定するための素材を提供することが求められていると考えている。(やまもと きよたつ)

登山者の反応

次に、保全協力金の導入により、任意とはいえ登山に対して料金を払うこととなった登山者の意識・反応についても見てみたい。

静岡・山梨両県による富士登山者を対象としたアンケート調査

登山者の保全協力金に対する意識については、静岡・山梨両県で富

口^{くち}の設置場所の変更と水ヶ塚駐車場の徴収受付時間の拡大を決めた。また、ネットなどによる事前納付についても昨年度よりも1カ月以上前倒しして実施することとしている。

一方、山梨県でも昨年度の3カ所から徴収箇所を人の集まりやすい2カ所(五合目ロータリーと六合目安全指導センター近く)に集約し、ネットなどによる事前納付は静岡県同様前倒しで実施する。

加えて、両県での共同PRについて、今年度はインターネット受付窓口の共通化、両県統一のロゴ作成、ポスターなどについても統一感を持たせるなど、両県の連携を深めている。

図1 入山料を支払わなかった理由

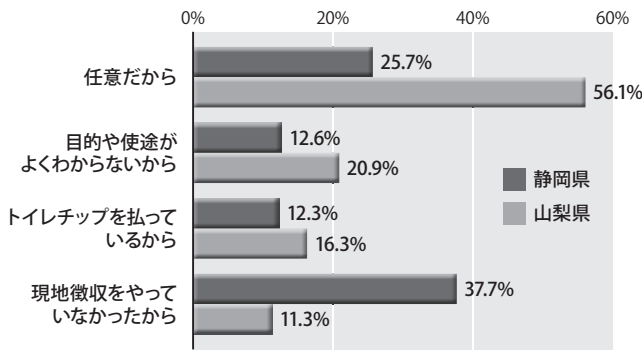


図2 入山料の望ましい使い道について

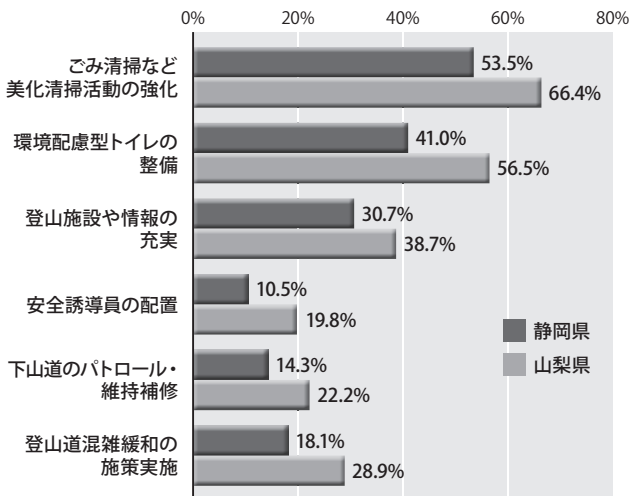


図3 入山料の強制徴収について (静岡県)

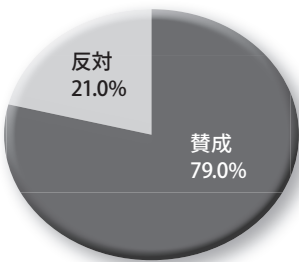
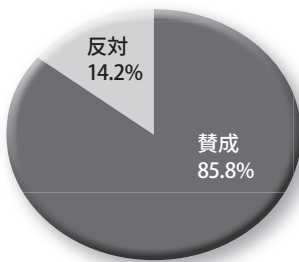


図4 入山料の強制徴収について (山梨県)



士登山者（日本人）を対象としたアンケート調査を実施している。静岡県の実施した調査では、保全協力金に協力しなかった理由として、「現地徴収をやっていないから」を挙げる人が38%と最も多くなっており、徴収方法（箇所）の改善によって徴収率の改善が見込めることが示唆される（図1）。保全協力金の希望する使い道としては、「ごみ清掃など美化清掃活動の強化」や「環境配慮型トイレの整備」が多くなっている（図2）。また、仮に保全協力金を

強制徴収とした際の賛否については、79%が賛成と回答している（図3）。一方、山梨県で実施した調査では、保全協力金に協力しなかった理由で最も多いのは「任意だから」で56%、静岡側の調査で最も多かった「現地徴収をやっていないから」は11%にとどまった（図1）。そのため、山梨側で徴収率を上げるためには、徴収方法の改善のみならず利用する登山者に対して、保全協力金の使途の明示や意義・必要性などについてより分かりやすく情報提供を行

い、支払いに対する意識を高めていく必要がある。なお、保全協力金の希望する使い道としては、静岡側の調査と同様、「ごみ清掃など美化清掃活動の強化」と「環境配慮型トイレの整備」を望む声が多く、選択率が50%を超える。保全協力金の強制徴収については、静岡側を超える86%が賛成と回答している（図4）。

他の調査結果から

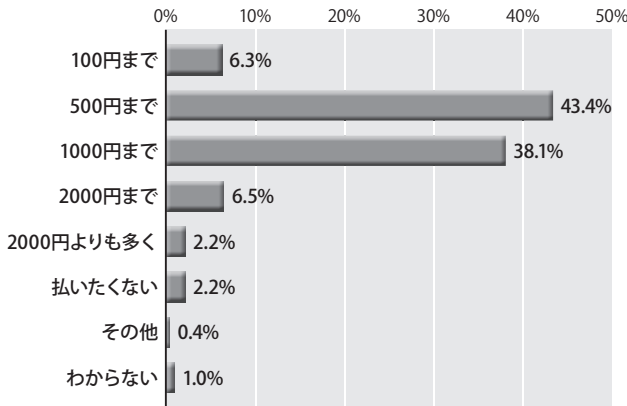
また、富士山に限らない入山料あるいは自然地域における入域料の徴

収に対する意識については、2013年（平成25年）に内閣府によるテーマ別の世論調査、加えて同年、株式会社山と溪谷社によるアンケート調査も行われている。

世論調査は内閣府が全国3000人（満20歳以上）を対象に訪問調査で行うもので、2013年8月は「国立公園に関する世論調査」として、国立公園に関する関心や利用状況などについての質問を行っている。その中に、国立公園の入園料について支払限度額を尋ねる設問があり、その結果、500円以下を選択した累計割合が49.7%、1000円以下を選択した累計割合が87.8%と、自然地域に入域することに対して1000円を超える料金を払うことに対しては抵抗を感じる人が多いことが分かる（図5）。一方、国立公園の施設整備や維持管理に対して何らかの形や負担割合で利用者が料金負担することに対しては、75.2%の人が肯定的な回答を行っている（図6）。

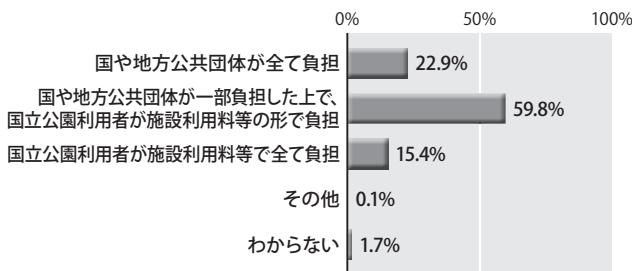
山と溪谷社が登山愛好家向けに提

図5 国立公園の入園料



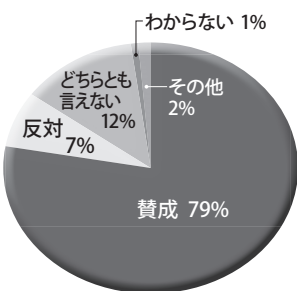
資料：平成25年「国立公園に関する世論調査（内閣府）」を基に筆者作成

図6 国立公園の施設整備・維持管理費用の負担



資料：平成25年「国立公園に関する世論調査（内閣府）」を基に筆者作成

図7 入山料導入の是非



資料：平成25年「ヤマケイオンラインアンケート」を基に筆者作成

図8 入山料の強制徴収

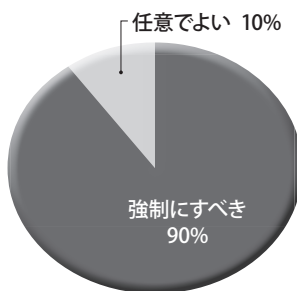
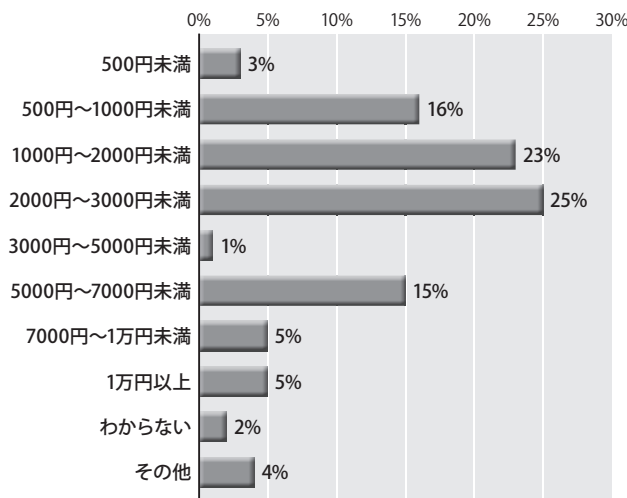


図9 入山料の妥当な金額



資料：平成25年「ヤマケイオンラインアンケート」を基に筆者作成

提供するウェブサービス「ヤマケイオンライン」では同サービスの登録会員向けに不定期にアンケート調査を実施しており、2013年6月に「世界遺産・富士山の環境保全、安全・混雑対策、入山料に関するアンケート」を実施、1947人（うち、富士山登山経験者69%）の回答を得ている。

その中で、富士山における入山料徴収の是非については79%が賛成と回答している（図7）。強制的の付与については、90%の人が「強制にすべ

き」と回答（図8）。入山料の妥当な金額としては「1000円～2000円未満」と「2000円～3000円未満」とした回答が多く、いずれも2割を超えた（図9）。

いずれの調査からも、料金徴収については肯定派が多数を占めていることが示唆された。ただし、金額については意見に幅があり、また少数ながら徴収に反対する人も存在する。反対派の掲げる主な理由としては、目的・用途が不明瞭であるとい

う声、受益者負担と考えた際の妥当な受益（サービス）が富士山では得られていないとする声、そもそも国立公園の維持・管理は国（自治体）が行うべきとする声、などが山と溪谷社によるアンケートにおける自由回答欄からは読み取れる。

富士山入山料の動向の継続的研究

富士山における入山料（富士山保全協力金）の概要と導入に至るまで

の検討経緯、これまで2回の徴収結果、入山料を取り巻く主に利用者の立場からの意識、について整理を行った。

富士山では、世界文化遺産登録の際に保全計画に対して見直しをして報告するように勧告があったことで、制度上の実現可能性などの検討を踏まえて、協力金（寄付金）の形をとり、基本1000円という設定でまずは開始することを優先させた。

つまり、富士山における入山料のあり方についての議論はまだ結論を

見たわけではない。

そして、利用者の意識が強制性の付与も含めておおむね料金徴収に肯定的であることは、入山料の導入にとつて追い風となると考えられるが、一方でそのことだけで反対派が挙げる理由に対して説明できるものとは言えない。

また、徴収を肯定する意見が多いにもかかわらず、現状の徴収率が予想に比して低いことも問題である。徴収方法の改善を図った上でどこまで徴収に対して理解が得られるのか、引き続き富士山における入山料徴収の動向に注目したい。(なかじま ゆたか)

【参考文献】

・富士山利用者負担制度専門委員会 報告書(富士山利用者負担専門委員会、2013年)

【参考資料】

・ヤマケイオンラインアンケート(株式会社山と溪谷社、2013年) http://www.yamakei-online.com/research/fuji_0.php
・国立公園に関する世論調査(内閣府大臣官房政府広報室、2013年) <http://survey.gov-online.go.jp/h25/h25-kouen/index.html>

コラム「研究者の視点から」

富士山における外国人登山者の意識

明治大学専門職大学院ガバナンス研究科 特任准教授 トマス・ジョーンズ



富士山における外国人登山者調査

富士山における外国人登山者は2000年(平成12年)頃までは緩やかに、近年は急速に増加してきています。そうした中、山梨県環境科学研究所(現山梨県富士山科学研究所)では2008年より継続的に外国人登山者へのアンケート調査を実施してきました。回答者の国籍は米国が毎年1位で、ヨーロッパの国々も上位に入りますが、近年は中国をはじめ、タイやマレーシアからの登山者も増加している状況で、訪日旅行者と日本国内在住者の割合はほぼ半々となっています。

日本人登山者との意識の差

2013年(平成25年)に富士山保全協力金制度に対する意識を尋ねた結果では、富士登山にあたって「1000円を払ってもよい」と回答した割合は、日本人登山者は87.7%、外国人登山者は50.0%となりました。年齢や年収など国籍以外の要因も影響していると考えられますが、日本人登山者のほうが協力金の支払い意思が高いことが分かります(図2)。

ただし、保全協力金の制度を事前に知っていたか否

かでクロス集計をしてみると、事前に保全協力金制度について知っていた外国人登山者の支払い意思は72.1%まで上がります(図3)。事前に知っていた人の割合が28.6%(図1)にとどまっていることも踏まえて、外国人登山者から保全協力金への協力を得るためには、多言語案内などによって制度自体の認知度を高めることで支払いに対する納得感を高める必要がありそうです。

入山料徴収の是非

私自身、富士山への入山料導入について総論では賛成です。ただ、多くの方が指摘している通り、目的や用途をより明確にして分かりやすく伝えるといった透明性の確保が前提条件になると思います。

加えて、外国人登山者については近年急増していると言われているものの、その人数など正確な実態は分かっていません。登山に慣れていない、いわゆる一般観光客に近い人も増えており、その安全性の確保が課題となっています。自治体と研究者が協力して正確な実態を把握し、それを基に有効な方法で登山者への意識啓発を図ることが今後ますます重要になってくるでしょう。

図1 富士山保全協力金制度を事前に知っていた

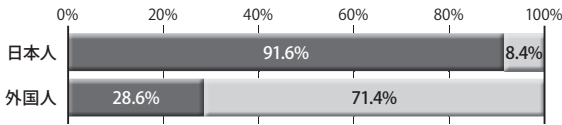


図2 1000円を払ってもよい

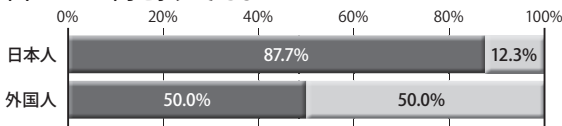
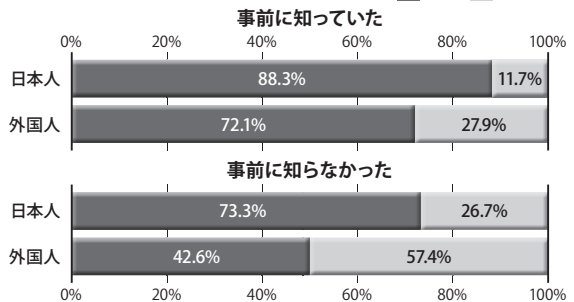


図3 1000円を払ってもよい



国立公園の有料化に対する利用者の意識

— アメリカ有料化実証実験と大雪山における意識調査から

2

北海道大学大学院農学研究院 准教授

愛甲 哲也

はじめに

国立公園における入園料や山岳地の入山料といった自然保護地域に対する有料化の議論が、富士山保全協力金の開始に伴い再び盛んになっている。

我が国の国立公園制度生みの親と言われる田村剛は、1956年（昭和31年）に国立公園の入園料の徴収方法、徴収場所、金額、収入の配分などについて既に提案していた（田村、1956）。

有料道路やマイカー規制などの間接的な有料化が導入され、大台ヶ原および知床五湖における利用調整地区の認定手数料の徴収も行わ

れているが、公園管理費を利用者が負担するというものではない（伊藤、2005）。

山岳地における過剰利用や施設の不備などへの対応を迫られた現場の要請を背景に、協議会が施設使用料として協力金を徴収する事例が増えている。それらの主体、徴収方法、金額、用途、体制はさまざまであり、入園料の議論が深まり、国民の理解を得た上で実施されているとは残念ながら言えない。公園制度にもはつきりと位置づけられておらず、各地でさまざまな取り組みが試行錯誤されており、利用者にとっては極めて分かりにくい。

過剰利用の影響が報じられるた

びに、「海外の国立公園では入園料を取るのが普通で、それによって利用者数を規制すべきだ。」という発言を耳にすることが多い。

しかし実際には、自然保護地域で有料化を導入しているのは発展途上国に多く、先進国では少ないことが正しく認識されていない。発展途上国では、自国の税収だけでは管理予算が不足し、利用者の多くが海外からの旅行者であるため受益者負担の観点から有料である場合が多い。

ヨーロッパやアメリカの国立公園では場所や施設に限り徴収される場合が多い。アメリカ国立公園体系のユニット407カ所（自由の女神なども含む）のうち有料なのは127

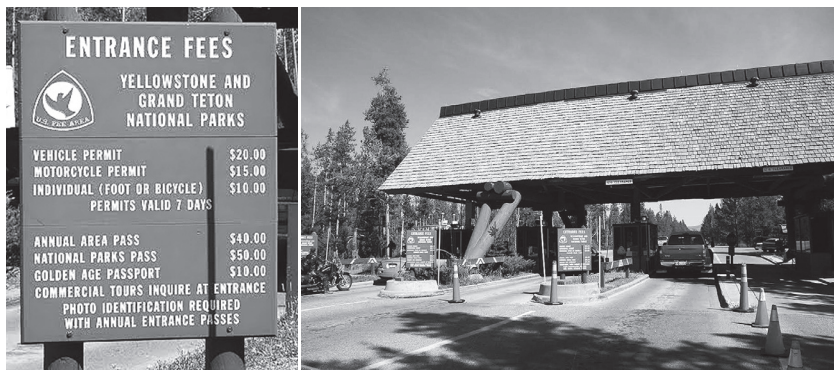


写真1 イエローストーン国立公園入り口（右）と入場料掲示板（左）（寺崎竜雄提供）

カ所のみで、国立公園59のうち21の公園では入園料は徴収されていない。入園者が多く、入り口が明確な公園や一定の区域で入園料が徴収され（写真1）、その他の公園ではキャンプ場などの施設利用料やツアーの参加代金などに限られている。

入園料の金額は、最も一般的な7

日間有効な成人用バスが自家用車1台で10〜30ドル、歩行者・自転車3〜15ドルと公園ごとにさまざまである。ヨセミテやイエローストーン、グランドキャニオンはもちろん高いが、比較的有名なエバーグレーズやハワイボルケーノでは安く、最も利用者数の多いグレートスモキーは無料となっている。各公園の交通事情や立地条件、徴収コスト、管理コスト、人気などが考慮され、地域の利害関係者とも調整しながら金額が設定されている(表1)。

さらに、公共の自然保護区を有料にすることにより、市民の利用の一部を排除する可能性の議論も不足している。アメリカの国立公園では、一般市民や利用者の意識調査の結果などを参考に、低所得者層への配慮のため年に数回は無料開放日が設定され、リピーターのための年間バス、ボランティアのための無料パスなども設定されている。

これらの施策は、1996年から始まったRecreational Fee Demonstration Programと呼ばれる有料化実証実験の際の盛んな議論や調査結果に基づいており、我が国の今後

国立公園名	所在地(州、自治領)	自家用車 ^{a)}	バイク ^{a)}	自転車 歩行者 ^{a)}	備考(追加の料金など)
33 Joshua Tree	California	20	10	10	年間バス、キャンプ場使用料、ガイドツアー料金あり
34 Katmai	Alaska	-	-	-	キャンプ場使用料、山小屋料金あり
35 Kenai Fjords	Alaska	-	-	-	山小屋料金あり
36 Kings Canyon	California	20	10	10	セコイア国立公園と共通、年間バス、団体料金、団体ツアー料金あり
37 Kobuk Valley	Alaska	-	-	-	
38 Lake Clark	Alaska	-	-	-	任意のバックカントリー利用届
39 Lassen Volcanic	California	20	15	10	12月から4月15日まで自家用車割引、年間バス、団体ツアー料金あり
40 Mammoth Cave	Kentucky	-	-	-	洞窟ツアー料金、キャンプ場使用料、ピクニック用東屋料金あり
41 Mesa Verde	Colorado	15	8	8	9月8日から5月21日まで割引、年間バス、団体料金、団体ツアー料金、ガイドツアー料金あり
42 Mount Rainier	Washington	20	10	10	2015年5月に値上げ、2016年の値上げも計画中 年間バス、キャンプ場使用料、団体ツアー料金、ウィルダネス料金、クライミング料金あり
43 North Cascades	Washington	-	-	-	キャンピングカー料金、ボート係留料金あり 隣接する国有林との共通入域料
44 Olympic	Washington	20	10	7	キャンプ場使用料、団体ツアー料金、ウィルダネスキャンプ料金あり
45 Petrified Forest	Arizona	10	5	5	年間バス、団体料金、団体ツアー料金あり
46 Pinnacles	California	10	10	5	年間バス、団体料金、団体ツアー料金、キャンプ場使用料あり 隣接する州立公園で日帰り料金を徴収
47 Redwood	California	-	-	-	キャンプ場使用料、バックカントリー料金(一部)、教育・研修施設使用料金あり
48 Rocky Mountain	Colorado	20	10	10	年間バス、Arapaho National Recreation Areaとの共通年間バス、団体ツアー料金あり
49 Saguaro	Arizona	10	10	5	年間バス、団体料金、団体ツアー料金あり
50 Sequoia	California	20	10	10	セコイア国立公園と共通、年間バス、団体料金、団体ツアー料金あり
51 Shenandoah	Virginia	20	15	10	年間バス、キャンプ場使用料、団体ツアー料金あり
52 Theodore Roosevelt	North Dakota	20	15	10	年間バス、団体ツアー料金あり
53 Virgin Islands	Virgin Islands	-	-	-	Trunk Bayのみ4ドル、係留料金あり
54 Voyageurs	Minnesota	-	-	-	キャンプ場使用料、ボートツアー利用料金あり
55 Wind Cave	South Dakota	-	-	-	キャンプ場使用料、洞窟ツアー料金あり
56 Wrangell - St. Elias	Alaska	-	-	-	避難小屋使用料(Esker Streamのみ)あり
57 Yellowstone	Wyoming, Montana, Idaho	30	25	15	Grand Tetonとの共通バス、団体料金、団体ツアー料金、年間バス、バックカントリー利用料金あり
58 Yosemite	California	30	15	15	自家用車30ドルは4月から10月で、11月、12月、3月は25ドル 2015年3月1日に値上げ、さらに2016年よりバイクを20ドルに値上げ予定 年間バス、団体ツアー料金、キャンプ場使用料あり
59 Zion	Utah	25	12	12	2015年7月1日に自家用車30ドル等の値上げ予定 団体料金、団体ツアー料金、年間バス、キャンプ場使用料、大型車両追加料金あり

アメリカ国立公園局のホームページの各公園の"Fees & Reservations"のページから抽出。

a) 特に注記のない場合は7日間有効の成人用バスの料金(アメリカドル)。

-: 設定なし

・学術・教育目的の団体利用は事前申請により無料

・国有林などを含む全ての国立自然保護地域で利用できる年間バス、高齢者用生涯バス、障害者無料バス、ボランティア無料バス、軍人無料バスあり

・その他、公園ごとに商業用の動画・写真撮影、結婚式、散骨、イベント開催などの特殊利用には申請と料金の支払いが規定

・キング牧師生誕記念日、ワシントン生誕記念日と週末、国立公園ウィークの週末、国立公園局設立の日、国有地の日、復員軍人の日は無料開放(2015年で計9日間)

の議論に資するところが大きい
ため、その内容を紹介したい。

アメリカ 有料化実証実験

国立公園における入園料の徴収は1908年のマウント・レーニアが最初で、ヨセミテでは1913年、イエローストーンでは1916年に開始された。

しかし導入箇所は限られており、金額は長く据え置かれ、利用者の増加と管理コストの増大が課題となっていた。そのため、税収を補い、受益者負担を導入することを目的に、1996年より内務省国立公園局の国立公園に加えて、農務省森林局管理の国有林、魚類野生生物局や土地管理局、水利再生利用局の管理する国有地も対象にして、既存の入園料と施設使用料の値上げと新規の有料化の実証実験が開始された(Absler, et al. 2008)。

それまでは財務省にいったんは納められていた入園料収入の80%を、徴収した公園または地域が保有し、申請した事業の執行に使用できるこ

表1 アメリカ国立公園における主要な入園料 (2015年6月現在)

	国立公園名	所在地(州、自治領)	自家用車 ^{a)}	バイク ^{a)}	自転車歩行者 ^{a)}	備考(追加の料金など)
1	Acadia	Maine	25	20	12	団体料金、団体ツアー料金あり 5月から10月のみ
2	American Samoa	American Samoa	-	-	-	
3	Arches	Utah	10	5	5	ユタ州南東部共通バス、団体ツアー料金、キャンプ場使用料、ガイドウォーク料金あり 値上げに関するパブコメを2015年2月に実施。値上げ予定
4	Badlands	South Dakota	15	10	7	年間バス、団体ツアー料金あり
5	Big Bend	Texas	25	20	12	団体料金、団体ツアー料金、キャンプ場使用料、バックカントリーキャンプサイト使用料あり
6	Biscayne	Florida	-	-	-	キャンプ場使用料、ピクニック用パビリオンのレンタル料あり
7	Black Canyon of the Gunnison	Colorado	15	15	7	年間バス、団体ツアー料金あり
8	Bryce Canyon	Utah	25	12	12	2015年7月に自家用車30ドル等に値上げ予定 キャンプ場使用料あり
9	Canyonlands	Utah	10	5	5	ユタ州南東部共通バス、団体ツアー料金、キャンプ場使用料あり 値上げに関するパブリックコメントを実施中
10	Capitol Reef	Utah	10	10	7	年間バス、団体ツアー料金、キャンプ場使用料あり バックカントリー利用申請は無料
11	Carlsbad Caverns	New Mexico	-	-	10	ガイドツアー料金あり
12	Channel Islands	California	-	-	-	
13	Congaree	South Carolina	-	-	-	
14	Crater Lake	Oregon	15	10	10	団体ツアー料金あり
15	Cuyahoga Valley	Ohio	-	-	-	アクティビティ料金あり
16	Death Valley	California, Nevada	20	10	10	団体ツアー料金、キャンプ場使用料、ガイドツアー料金あり
17	Denali	Alaska	-	-	10	年間バス、車乗り入れの抽選、バスツアー、クライミング料金などあり
18	Dry Tortugas	Florida	-	-	5	キャンプ場使用料あり
19	Everglades	Florida	10	5	5	年間バス、団体ツアー料金、キャンプ場使用料、バックカントリーキャンプサイト使用料あり
20	Gates of the Arctic	Alaska	-	-	-	バックカントリー利用のレクチャー受講必須
21	Glacier Bay	Alaska	-	-	-	
22	Glacier	Montana	25	12	12	11月から4月は割引、年間バス、団体ツアー料金あり
23	Grand Canyon	Arizona	30	25	15	2015年にパブリックコメントも経て値上げ 年間バス、キャンプ場使用料、団体料金、団体ツアー料金あり
24	Grand Teton	Wyoming	30	25	15	John D. Rockefeller, Jr.記念公園道の通行含む 団体ツアー料金はイエローストーンと共通 12月中旬から4月は一泊5ドル
25	Great Basin	Nevada	-	-	-	キャンプ場使用料、キャンピングカー下水利用料金、洞窟ツアー料金あり
26	Great Sand Dunes	Colorado	-	-	3	年間バス、キャンプ場使用料、団体ツアー料金あり
27	Great Smoky Mountains	North Carolina, Tennessee	-	-	-	キャンプ場使用料、ピクニック用パビリオンのレンタル料金あり
28	Guadalupe Mountains	Texas	-	-	5	キャンプ場使用料あり
29	Haleakalā	Hawaii	15	10	8	3日間の料金設定、団体ツアー料金、団体料金、ハワイ共通年間バスあり
30	Hawaii Volcanoes	Hawaii	15	10	8	3日間の料金設定、団体ツアー料金、ハワイ共通年間バスあり
31	Hot Springs	Arkansas	-	-	-	キャンプ場使用料、バックカントリーキャンプサイト料金あり
32	Isle Royale	Michigan	-	-	4	1日の料金設定、年間バス、年間ポートパス、団体ツアー料金、キャンプ場使用料あり

とにした(写真2)。

当初は2000年までの予定であったが、対象区域と事業を年々拡大して、2004年まで継続され、実証実験の結果をもとにFederal Lands Recreation Enhancement Act(国有地レクリエーション増進法)が制定されるに至った。この実証実験に際して、アメリカでは国有地のレクリエーションの有料化について盛んに研究と議論が行われた。

当時の議論や各地での実践をもとにLaarman & Gregersen(1996)が有料化の手段や意義、実施する上での原則、配慮事項を整理している。それによると、有料化は、公園管理の効率を改善し、公平性、環境の



写真2 有料化実証実験によりビジターセンターが整備されていることを示す標識(プライスカニオン国立公園 2003年6月)(筆者撮影)

持続性を高める強力な管理ツールになり得ると考えられていた。種類は入園料、利用料、営業料、特許料、許可手数料、目的税、寄付などがあり、手数料の徴収や管理予算の補填、管理コストの相殺、利用規制などの多様な目的を持つ。

ただし、入園料だけに収入を頼るべきではなく、部分的にも徴収した場所に保留すべきで、対象地の特性に応じて実施し、必ずしも全ての場所に適用する必要はなく、信頼できる会計と管理が、導入の原則であると指摘した。管理者は、支払う対象と金額の明示、支払い能力と受益範囲の公平性や経済的効率性・徴収および運営コストの考慮、地元住民や外国人、学生への配慮が必要とした。

有料化の根拠と使途が明確でなければ利用者や関係者には支持されず、意思決定プロセスに利害関係者を含むべきだと指摘している。

実証実験の最中や事後には、一般市民や利用者の認知度や有料化への態度の調査も、数多く行われた。

2000年には、3500人以上のアメリカ国民を対象に意識調査

が実施された(Solop, et al. 2003)。市民の95%は実証実験を知らなかったが、実際に国立公園を利用した人のうち80%は「料金が適正」だと回答した。その収入を徴収した公園が保有する「ことも、92%が賛成した。3分の2の回答者は、より安いほうがいい」と回答したが、有料化が国立公園訪問の障害にはなっていないと考えられていた。訪問意欲については、所得と学歴が低いほど、総旅行費用の高さが訪問を阻害すると感じている傾向が見られた。

Absher, et al.(2008)は、国有林利用者における有料化への態度を3回にわたり調査し、経年変化を分析した。「税金と料金の両者を収入とすること」が最も支持され、「有料化せずに資源を保護するための閉鎖」や、「劣化した状況の放置」は支持されなかった。使途は、「自然環境の保護」「トイレの建設や維持管理」「トイレの維持管理」の順に支持された。これらの傾向は、実証実験中で大きな変化は見られなかった。市民や利用者がどのような方向性を望んでいるか、継続したモニタリングが重要と考察している。

有料化が公園の利用を阻害しないかというのが、実証実験当初からの関係者の懸念であった。公共の施設である以上、利用の公平性が求められるため、金額は訪問を阻害しない程度にするべきと考えられている。

Bowker, et al.(1999)は、1995年の国勢調査の回答と属性との関係を分析した。入園料の導入と税収の両方で管理を行うことが支持されたが、その回答は年齢や人種、収入、世帯人数、学歴、性別、地域により異なることが示された。特に、収入と人種の影響が強く見られた。

所得の影響について、より詳細に分析したBurns & Graefe(2006)は、国有林の利用意向が低所得者層で消極的であり、有料化の支持が低いことを確認した。ただし、もともと低所得者はアウトドアレクリエーションへの関心が低いため、低所得者層の利用意欲を有料化が阻害しているとは言いえず、その関連は複雑であると分析している。現在、これらの研究成果をもとに、高齢者や子どもへの割引、無料開放などが行われている。

同時に、実証実験を行った国立公

園の自然保護官へのアンケート結果も報告されている (Fujid, et al. 1998)。

それによると、有料化による利用者の減少や、地元住民の利用回数が減少するといった傾向の変化は見られず、利用者と地元で好意的に受け止められているとの回答が大半であった。有料化で収入を保持できること
 によって、現場の裁量でさまざまな事業の執行が可能となり、施設の改修や新設が進んだことが分かった
 (写真2)。

ただし、資金の配分や事業計画の立案・承認などの作業が増加したことによって、専門技術や会計処理のできる職員の不足が顕在化した。これらの現場の声を受けて、実証実験での収入による事業の執行は、年度をまたいで延長してよいという措置も取られた。

大雪山登山者の協力金に対する意識

有料化に対する利用者の意識については、我が国でも調査が行われている。

2001年(平成13年)の環境省

による国立公園に関するアンケート、2013年(平成25年)の内閣府による国勢調査などがあり、国立公園内の保護や施設整備のための利用者の負担や、入園料の望ましい金額について調査している。しかし、各地で導入が増えている協力金のあり方や徴収方法については、個別の調査は実施されているものの、報告されている事例は少ない。

ここで、避難小屋の利用やトイレの利用に協力金が導入されている大雪山国立公園の登山者の意識調査の結果を紹介しよう。

大雪山国立公園では、黒岳石室および白雲岳避難小屋(以下、白雲



写真3 黒岳石室パイオトイレ (筆者撮影)

小屋)、野営指定地の宿泊、黒岳石室パイオトイレ(以下、黒岳トイレ)の使用、姿見の池探勝歩道(以下、姿見)の入域の際に協力金の支払いを登山者に依頼している。中でも黒岳トイレは、おがくずの交換・処理費用の約半分を協力金の収入に依存しており、無人の募金箱に入れることを依頼している協力金の徴収率を上げることが課題となっている(写真3)。

調査は、層雲峡温泉・黒岳石室・白雲小屋・姿見・旭岳温泉で、2008年(平成20年)7月から9月にかけて意識調査用紙を配布し、郵送で回収した。有効回答率は47.4%で、626人から回答を得た。

協力金の認知度は、黒岳トイレで60%と最も高く、姿見で20%以下と場所により大きく異なった。

現在の協力金の改善点について聞いたところ、徴収場所を増やすことと、徴収方法を変えることが多く選択された。徴収場所は、登山口と各施設の両方が望ましいと考えられていた。

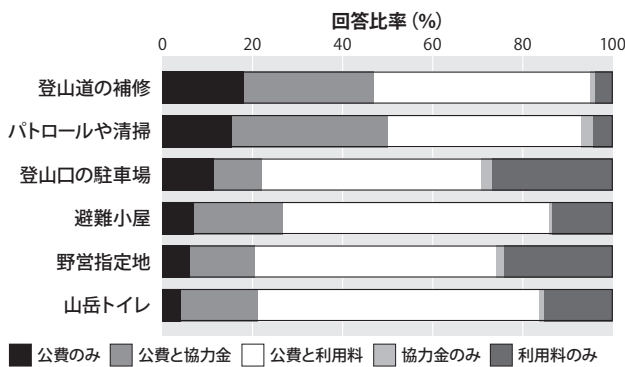
徴収方法は、有人での徴収が最も望ましいと回答され、次に、ガ

イドやパンフレットなどの料金に含めて徴収することが望ましいとされた。現状の黒岳トイレのように無人での徴収を望む登山者は最も少なかった。

さらに、登山道や野営地、トイレなどの施設ごとの管理において、公費、協力金、利用料のいずれか、またはそれらの組み合わせの望ましさを質問した。

その結果、全体的には公費と利用料、公費と協力金の組み合わせが多く支持され、公費のみ、協

図1 施設ごとの管理費用の負担のあり方



力金のみで維持管理すべきとの回答は少なかつた(図1)。

ただし、施設によって回答は異なり、登山道の補修やパトロール・清掃は「公費のみ」、または「公費と協力金」が望ましいとする比率がやや高く、駐車場や避難小屋、野営指定地、山岳トイレは「公費と利用料」の組み合わせが望ましいとする比率が高かつた。特に登山口の駐車場と野営指定地で、「利用料のみ」が望ましいとする回答がやや多く、各施設の便宜を受ける対象により、登山者は公費と受益者負担のバランスを考えていることが明らかとなった。

まとめ

富士山の協力金の徴収や世論調査の結果においても、利用者が何らかの負担をすることへの抵抗は少ない。我が国の行政や公園管理の仕組みに対応した入園料や協力金のあり方を、国として方向性を示すべき時期が来ている。公平性や意思決定プロセスに何の原則や配慮事項も定めず、各地域の議論だけに委ねていくよいのだろうか。

アメリカの国立公園では有料化実証実験において、利用者や管理者の意識調査も行い、有料化の目的や使途を明確にすること、低所得者などに配慮した公平な仕組み、金額の設定や有料化の意思決定に利害関係者を含めることが原則となっている。その後も定期的にモニタリングや研究は実施されており、各公園で説明会やパブリックコメントの意見を反映した金額の改定や運用が行われている。

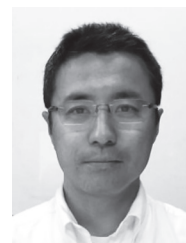
我が国では、そもそも利用者数や利用者の満足度に対するモニタリングが不十分で、協力金の課題を検討するデータが不足している。各公園や施設の管理コストも明示した上で、データに基づいた議論が各地で行われることが望ましい。

知床国立公園知床五湖の利用調整地区の導入では、事前のモニターツアーの結果や利用者の意識調査の結果も協議会に報告され、認定事業者の詳細な運用コストの計算結果と有料化による観光事業や地域関係者への影響も配慮しながら認定手数料の議論が進められた(愛甲・大場, 2014)。

手数料の議論が最も時間を要したが、その結果として、地域と利用者に大きな混乱もなく受け入れられる制度が構築された。有料化に向けた議論は、資源の質や保護の目的、管理方法について検討する場となり、地域の関係者、住民を含めた学習の機会となり得る(Laarman & Gregersen, 1996)。

各地で協力金の徴収が課題となる今、管理者と利用者、利害関係者を中心に、広範な国民的議論をすべき時ではないだろうか。

(あいこう てつや)



愛甲哲也(あいこうてつや)

北海道大学大学院農学研究院准教授。レクリエーションによる自然環境へのインパクトや自然保護地の管理、都市公園の設計と管理を中心に研究。大雪山の登山道管理水準、利尻山の登山のあり方検討、沖縄県の持続可能な観光地づくり、知床世界遺産のエコリズム戦略、礼文島の生物多様性戦略などに関わる。市民団体「山のトイレを考える会」事務局長として、ローインパクトな登山の普及啓発にも取り組む。主な著作として、『自然公園シリーズ・利用者の行動と体験』(古今書院, 2008)、『地域資源を守っていくサエコトリズム 人と自然の共生システム』(講談社, 2011)など。

[参考文献]

- 田村剛「国立公園の入園料について」(『国立公園』84 [2006年644号に再掲], 19. 1956年)
- 伊藤太一「自然地域レクリエーション計画における有料化の展開」(『森林計画学会誌』39 (2), 183-196. 2005年)
- Absher, J., Graefe, A., and Burns, R.C.(2008). Longitudinal monitoring of public reactions to the U.S. Forest Service recreation fee program. In Siegrist, D.; Clivaz, C.; Hunziker, M.; and Iten, S.(eds.) Visitor management in nature-based tourism, strategies, and success factors for recreation and protected areas. Series 1, 9-14.
- Laarman, J.G., & Gregersen, H.M.(1996). Pricing policy in nature-based tourism. *Tourism Management*, 17(4), 247-254.
- Solop, F.I., Hagen, K.K., & Ostergren, D.(2003). National Park Service Fees: An Examination of Public Attitudes Technical Report. National Park Service, Social Science Program & Northern Arizona University, 28pp.
- Bowker, J.M., Cordell, H.K., & Johnson, C.Y.(1999). User fees for recreation services on public lands: A national assessment. *Journal of Park and Recreation Administration*, 17, 1-14.
- Burns, R.C., & Graefe, A.R.(2006). Toward understanding recreation fees: Impacts on people with extremely low income levels. *Journal of Park and Recreation Administration*, 24 (2), 1-20.
- Field, D.R., Krannich, R.S., Luloff, A.E., & Pratt, C.(1998). National Park Service Manager's Views Toward The Recreational Fee Demonstration Program-1997. Pennsylvania State University, University of Wisconsin-Madison & Utah State University, 4pp.
- 愛甲哲也・大場一樹(2014) 知床五湖における地域との協働による利用調整地区の導入プロセス、ランドスケープ研究78 (2), 101-102.

データに基づいた 富士山入山料の多角的分析

3

京都大学大学院農学研究科 教授

栗山 浩一

2014年（平成26年）から富士山で入山料（富士山保全協力金）の本格導入が開始された。

入山料には、登山者に料金を課すことで登山者数を抑制する役割と、入山料によって得られる収入を環境対策や安全対策に用いることで登山者にも保全費用の一部を負担してもらう役割がある。

富士山の入山料は、登山者に対して1000円を任意で払ってもらう仕組みである。地元自治体は2013年（平成25年）の試験導入の結果を基に、任意でも80%の登山者が支払うと予想していた。

だが、2014年の徴収率は山梨

側で56%、静岡側で41%と想定を大きく下回り、入山料の制度見直しが求められている。

なぜデータ分析が 必要なのか

試験導入を行ったにもかかわらず、なぜ予想に反する結果となったのだろうか。そして1000円を任意で徴収する現行制度のどこに問題があったのだろうか。

本論では、富士山の入山料が登山者に及ぼす効果をデータに基づいて分析することで、富士山入山料の現行制度の問題点を明らかにする。

第一に、環境経済学で開発された「トラベルコスト法」を用いることで、富士山の入山料の効果を分析する。トラベルコスト法とは旅費と登山者数の関係を分析する手法であり、海外では多数の環境政策に用いられている実践的な分析手法である。

第二に、富士山で実施された入山料がどのように効果をもたらしたのかを事後的にデータにより検証する。2014年（平成26年）の富士山の登山者数は2013年（平成25年）に比べて約2万5千人の減少となったが、その背景には、入山料の本格導入だけではなく、マイカー規制の強化や台風や天候不順などさまざまな

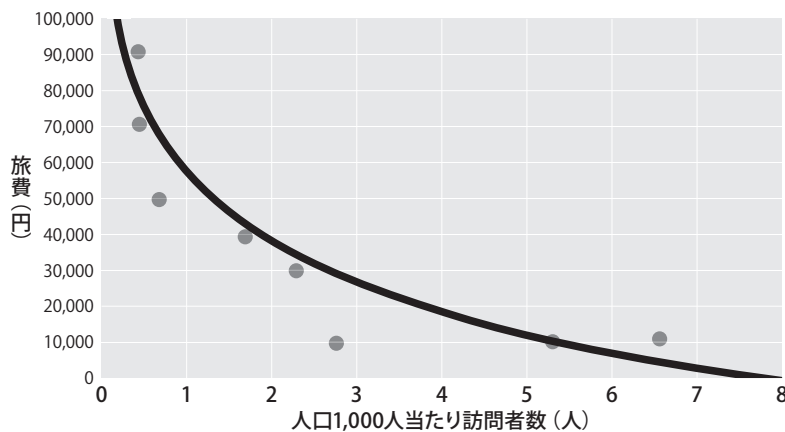
要因が考えられる。そこで、これらの要因が登山者数に及ぼした影響を統計的に分析することで、入山料の効果を検証する。そして、第三に、これらの分析結果を基に、富士山入山料の今後の課題を検討する。

トラベルコスト法とは

富士山では、1人当たり1000円を任意で支払ってもらうことになっているが、果たして、富士山の入山料は妥当な金額と言えるのだろうか。そこで、環境経済学で開発された「トラベルコスト法」を用いて富士山入山料の効果を分析した。

トラベルコスト法は登山者が支払った旅費と登山者数の関係を統計的に分析するものである。例えば、富士山から遠く離れた北海道や九州から富士山を訪問すると高い旅費を支払う必要があるため登山する人の比率は比較的低いであろう。これに対して、静岡・山梨などの近隣地域からの訪問であれば旅費は低いので登山者の比率は高いと考えられる。こ

図1 富士山までの旅費と登山者数の関係



出典：栗山浩一「富士山入山料の効果について」京都大学記者発表資料、2013年6月4日

のように、各地域からの旅費と登山者数との関係を見ることで、入山料が導入されて旅費が上昇した時に登山者数がどれだけ低下するかを予測することが可能となる。

富士山の過去の登山者データを基にトラベルコスト法による分析を行ったところ、図1の結果が得られた。縦軸は各地域から富士山までの往復

旅費、横軸は人口1000人当たりの登山者数を示している。図の曲線は、各地域のデータを基に推定した結果である。これを見ると、旅費が高い地域ほど登山者数が低下している傾向が見られる。

入山料の登山者抑制効果は4%

この推定結果を基に入山料の効果を予測したところ、入山料が10000円の場合、登山者を抑制する効果はわずか4%にすぎないことが分かった。

富士山には全国各地から登山者が集まっており、登山者が支払っている旅費は平均で2万円を超える。このことは、登山者は富士山に2万円以上の価値を持っていることを示唆しており、したがって入山料として10000円が徴収されたとしても、多くの登山者は登山を中止せず入山料を支払って登山を続けることになる。その結果、10000円の入山料では登山者の抑制効果は極めて低いものとなるのである。

一方、入山料には入山料収入というもう一つの効果がある。その額が10000円であっても、約30万人の登山者から徴収できれば入山料収入は約3億円となる。しかし、富士山の入山料は強制徴収ではなく任意の協力金であるため、相当の登山者は入山料を支払わないことが予想される。事実、2014年(平成26年)では徴収率は山梨側で56%、静岡側で41%にすぎず、入山料を支払った人は全体の半分程度にすぎない。

また入山料を徴収するためには人員を配置する必要がある、徴収のための人件費も無視できない金額となる。このため、入山料収入だけで富士山の環境対策や安全対策の費用を全て負担することは難しい。

なぜ試験導入と異なる結果となったのか

2013年(平成25年)7月25日(木)～8月3日(土)に入山料の試験導入を行った時に、地元自治体(山梨県・静岡県)が実施したアンケートでは79%の回答者が入山料に賛成

と回答していた。これを基に、地元自治体は入山料が登山者に受け入れられており、登山者の8割は入山料を支払うと予想し、10000円を任意で徴収する制度の本格導入が決められた。

しかし、2014年(平成26年)の本格導入時には徴収率は半分程度であり、しかも2014年の富士山の登山者数が2013年に比べて約2万5千人の減少となったことから入山料収入は地元自治体の予想額を大幅に下回る結果となった。

なぜ、試験導入と本格導入で異なる結果となったのだろうか。

この疑問に答えるためには、2013年の試験導入時と2014年の本格導入時の入山料が登山者に及ぼした効果をデータで分析する必要がある。ただし、富士山の登山者数に及ぼす要因には、入山料の本格導入だけではなく、マイカー規制の強化や台風のような天候不順などさまざまな要因が考えられる。そこで、統計分析により、各要因の影響を区分し、入山料の効果を識別することが必要である。

登山者数の決定要因と 入山料の効果

そこで、富士山の日別登山者数の決定要因を分析することで入山料の効果を検討しよう。前述のトラベルコスト法による分析は入山料が導入される前の事前予測であった。一方、以下の分析は入山料が導入された後の事後的な分析である。

環境省は富士山の登山者数を日別で各登山ルート別に集計を行っている。表1は、2010年（平成22年）から2014年（平成26年）の登山者データを用いて、代表的な登山ルートである吉田ルート（山梨県側）の日別登山者数の決定要因を推定した結果を示したものである。被説明変数は前年度と比較した時の日別登山者数の増加分である。説明変数は降水量、強風、入山料、マイカー規制である。強風、入山料、マイカー規制は該当する日のみ1となるダミー変数である。

表1によると降水量の係数は-0.045であり、降水量が1mm増えることで1日当たり9人の登山者抑制

表1 富士山登山者数の決定要因
(入山料の本格導入後)

変数	係数	t統計量	p値
定数項	-0.543	-0.008	0.994
降水量	-9.045	-4.429	0.000
強風	-395.563	-3.625	0.000
入山料	-177.938	-1.399	0.163
マイカー規制	-693.725	-4.480	0.000

注：環境省が実施した富士山登山者数調査を基に分析。データは2010年から2014年の吉田ルートの日別登山者数。被説明変数は吉田ルートの日別登山者数の同一時期・同一曜日の前年度に対する増加分。

表2 富士山登山者数の決定要因
(入山料の試験導入時)

変数	係数	t統計量	p値
定数項	48.977	0.736	0.463
降水量	-8.484	-4.183	0.000
強風	-390.592	-3.265	0.001
入山料	-326.775	-1.152	0.251
マイカー規制	-924.359	-4.660	0.000

注：表1と同じ。ただし、データは2010年から2013年。

効果があることを示している。また強風の係数を見ると、台風などにより1日当たり396人の抑制効果があることが分かる。

一方、入山料の係数によると入山

料の効果として1日当たり178人の登山者抑制効果となるものの、10%水準でも有意ではなく、入山料の効果は統計的に検出できないほど弱いことを示している。

一方、マイカー規制の抑制効果は1日当たり694人と高く、しかも統計的に有意なものとなっている。

この結果を基に、2014年に実施された入山料やマイカー規制の政策効果を分析した。入山料やマイカー規制などの登山者対策が実施されなかった時に比べて、登山者対策が実施されたことで、登山者数がどれだけ抑制されたかを分析した。

その結果、吉田ルートの入山料の抑制効果は6%にすぎないことが分かった。トラベルコスト法による事前予測では1000円の入山料の効果は4%であったが、入山料実施後の事後分析でも近い結果が得られた。一方、2014年にはマイカー規制も強化されているが、マイカー規制の抑制効果は16%に達していた。このように、登山者抑制対策としては、入山料よりもマイカー規制のほうが効果的であることがデータによ

り裏付けられた。

試験導入時と 本格導入時では 入山料の効果が異なる

ところで、2013年（平成25年）に実施された入山料試験導入では8割近くの登山者が入山料に賛成していたが、2014年（平成26年）の本格導入では徴収率は半分程度であった。なぜ試験導入と本格導入で結果が異なったのだろうか。

そこで、2013年の試験導入時の入山料の効果について分析してみよう。

表2は2013年までのデータを用いた推定結果である。降水量や強風の影響は2014年までのデータを用いた表1とほとんど変化がないが、入山料の抑制効果が1日当たり327人であり、2014年のデータを用いた結果に比べて18倍の効果となっている。つまり、2013年の試験導入時は本格導入時よりも入山料の抑制効果が高いことを示している。

この原因には以下のことが考えられる。2013年の試験導入時は10日間だけ入山料を徴収したため、入山料を払いたくない登山者は入山料を徴収しない別の期間に登山時期を変更することができる。2013年の入山料の抑制効果が高いのは、こうした別の時期に登山を変更する効果が含まれていることが考えられる。

この場合、入山料を払っても構わない人が試験導入期間に集中することになり、試験導入時に実施したアンケートでは8割が入山料に賛成という結果になったと考えられる。つまり、試験導入の時は、もともと入山料に賛成の人が集まっていたので、賛成の比率が高かっただけであり、登山者全体の意向を示したものではありません。

一方、2014年の本格導入時には長期間にわたり入山料を徴収したため、入山料を払いたくない人であっても入山料の徴収時期に登山せざるを得ない。入山料の登山者抑制効果は弱いため、登山を取りやめるほどの効果は期待できない。入山料を払いたくない人は、入山料を払わず

に登山を行い、徴収率が半分まで低下するという結果となったと考えられるのである。

データに基づいた 入山料制度のあり方 とは

以上の分析結果を基に現在の入山料制度の問題点と今後の課題について考えてみよう。

第一に、現在の入山料導入の際には、登山者に対する需要分析が行われていなかった。

入山料の設定や任意徴収は、あくまでも徴収のしやすさという行政的観点から検討が行われており、登山者に対する市場調査という観点からの需要分析は行われていなかった。適切な入山料の設定は、入山料制度を実施する上で非常に重要であり、そのためには入山料が登山者に及ぼす影響を分析することが不可欠であろう。

第二に、現在の富士山の入山料は登山者抑制効果が極めて弱い。

トラベルコスト法による事前分析

でも、日別登山者数を用いた事後分析でも、どちらも1000円の入山料では登山者抑制効果は極めて弱いことを示している。富士山の登山者は平均2万円を超える旅費を支払っており、わずか1000円の入山料では登山者を抑制する効果はほとんど期待できない。したがって、マイカー規制など他の手段と併用しない限り登山者の抑制は困難である。

第三に、今後はデータに基づいた入山料制度の見直しが必要である。

2013年(平成25年)の試験導入時には登山者に対するアンケートを実施し、これを基に入山料の本格導入が決められたが、わずか10日間の試行期間データだけで入山料が受け入れられたと判断したことに限界があった。

2013年に入山料を試験的に導入した10日間だけではなく、それ以外の期間も同様にアンケートを実施していれば、2014年(平成26年)の本格導入時に徴収率が半分程度まで低下することは予測可能であったろう。

今後、富士山の入山料制度の見

直しが議論されることが予想されるが、今後は登山者に対する調査を継続的に実施し、データに基づいて制度の見直しを行うことが必要である。

また、富士山以外でも多くの地域で入山料やマイカー規制などの検討が進められているが、新たに制度を導入する時には、事前に登山者に対する市場調査を適切に実施し、政策の効果を念に分析した上で制度設計を行うことが必要であろう。

(くりやま こういち)



栗山浩一(くりやま こういち)

京都大学大学院農学研究科教授。1967年大阪府生まれ。専門は環境経済学。1992年京都大学農学部卒業。1994年京都大学大学院農学研究科修士課程修了。博士(農学)。北海道大学農学部助手、早稲田大学政治経済学部専任講師、助教授、教授を経て2009年より現職。主要著書として、栗山浩一・柘植隆宏・庄子康『初心者のための環境評価入門』(勁草書房、2013年)、栗山浩一・馬奈木俊介『環境経済学をつかむ 第2版』(有斐閣、2012年)、栗山浩一・庄子康編著『環境と観光の経済評価 国立公園の維持と管理』(勁草書房、2005年)など多数。

入山料を取れば、 入山規制を行えば、 屋久島の山岳利用問題は 解決するのか？

国立歴史民俗博物館
研究部民俗研究系 准教授

柴崎 茂光

4

本稿では、屋久島の山岳地域をめぐる種々のコンフリクト（対立、論争）を紹介しながら、入山料・入山規制を含む山岳地域のあり方を議論する。

屋久島の概要

屋久島（鹿児島県屋久島町）は、種子島の西に位置するほぼ円形の島（505km²）であり、2014年（平成26年）7月末現在、海沿いに24集落があり、1万3231人が生活している。島の中心部に、九州最高峰の宮之浦岳（1936m）に代表される奥岳と称される山並みがそび

え、島民の信仰の対象となってきた。山岳地域には、ヤクスギと呼ばれる杉の老齢樹が自生し、とりわけ縄文杉の知名度は高い。自然休養林として指定されている白谷雲水峡もエコーリズムがよく行われる観光地である。1993年（平成5年）12月、独特の山岳景観や、植生の垂直分布が評価され、島の21%が世界自然遺産に登録された。この他に、1922年（大正11年）の保護林、1924年（大正13年）の天然記念物「スギ原始林」、1964年（昭和39年）の国立公園、1980年（昭和55年）の生物圏保存地域（日本国内の通称…ユネスコエコパーク）

といった、保護地域の指定・認定・登録などが重層的に行われてきた。また、1920年代から1970年まで、国有林内には森林鉄道を敷設し、山岳地域には小杉谷や石塚といった林業集落が存在していた。

問題の顕在化

「縄文杉」(最初は「大岩杉」と公表)が発見されたのは1966年(昭和41年)だった。当時の屋久島の山は、大学の登山部などが「探検」する「秘境」だった。ただし、1980年代になると、縄文杉の下側の土壌が流され、樹勢が弱まっていることが指

摘され始めた。宮之浦岳周辺の奥岳も、登山道の荒廃が散見されるようになる。

縄文杉については、1984年(昭和59年)の縄文杉保護対策協議会、1991年(平成3年)の屋久島縄文杉登山のあり方検討会といった検討会が開催された。これらの議論を受けて、1992年度(平成4年度)から登山客に対して、土砂置き場から土砂を運び、縄文杉の根元にまくことを、鹿児島県が呼びかけた(生命の砂一握り運動)。しかし、島外から持ち込まれた土砂を、縄文杉の根元にまくことに対して批判が出され、このボランティア運動は定着しなかった。

1980年代後半、リゾート開発の波が屋久島の山岳地域にも押し寄せた。川崎製鉄や三菱重工が事業主体となって、里から2km強の区間にロープウエーを新設し、一般観光客でも縄文杉の訪問を可能とする構想が持ち上がった(柴崎、2013)。しかしながら、研究者、自然保護団体、地元住民から強い批判を受け、またバブル経済が崩壊したことにより、構想の実現化は中止された。屋

久島の山域をめぐるコンフリクトは「古くて、かつ現在も続く新しい問題」として捉える必要がある。

利便性が高まり、メディアの紹介もあり、混雑する山に

世界遺産登録直前の時期から、観光客の増加が本格化する。1989年(平成元年)に就航した高速船(ホバークラフト)により、交通機関の輸送力が大幅に増加したことが大きい。もちろん、世界自然遺産の登録による知名度の高まりも、観光客増加に影響を与え続けてきた。とりわけ関東・近畿地方など大都市圏からの若年女性客が、パッケージツアーを利用しながら、縄文杉などを目指すという観光スタイルが定着していった。

新たな顧客を受け入れるべく、縄文杉や白谷雲水峡を主な案内先とするエコツーリズム・登山ガイド業が、島内で発達していった。その一方で、1990年代以降、登山道の踏み荒らしやし尿処理の問題が深刻化することとなった。

この他に、屋久島の知名度を向上させたものとして、メディアの存在を無視できない。2002年(平成14年)から翌年にかけて、屋久島も舞台となって展開されたNHK連続テレビ小説『まんてん』が放映され、屋久島の知名度はさらに上昇した。自然休養林の白谷雲水峡は、宮崎駿氏の『もののけ姫』のイメージとなった山域としてうわさや評判が広がり、一時期、白谷雲水峡は、「もののけの森」として観光雑誌などで



写真 コールデンウィーク時期の日帰り縄文杉登山の風景(2010年5月4日、大株歩道、この日は約900人の入山)

紹介された。2009年(平成21年)には皆既日食を屋久島で観察できることも盛んに紹介され、屋久島は山ガールのみならず、ヒッピーファッションの人々であふれ返った。

2005年(平成17年)以降、山岳地域、とりわけ縄文杉に向かうルートへの混雑がピークを迎えるようになる。繁忙期には、1日800人を超える観光客が日帰り縄文杉ルートに集中するため、登山道は著しく渋滞するようになる(写真)。ただし、ついに「縄文杉」に飽きが出てきたためか、日食ブーム以降は、入山者数は漸減を始めている。

実施される対策・問題の複雑化

山岳地域の利用者増加に対して、環境省・林野庁・屋久島町といった行政機関はさまざまな対策をとってきた。

とりわけ行政機関が優先的に実施した対策は、木道やトイレなどの施設整備(ハードニング)であった。施設整備により、一時的には問題が解決したが、山岳地域の利便性が向

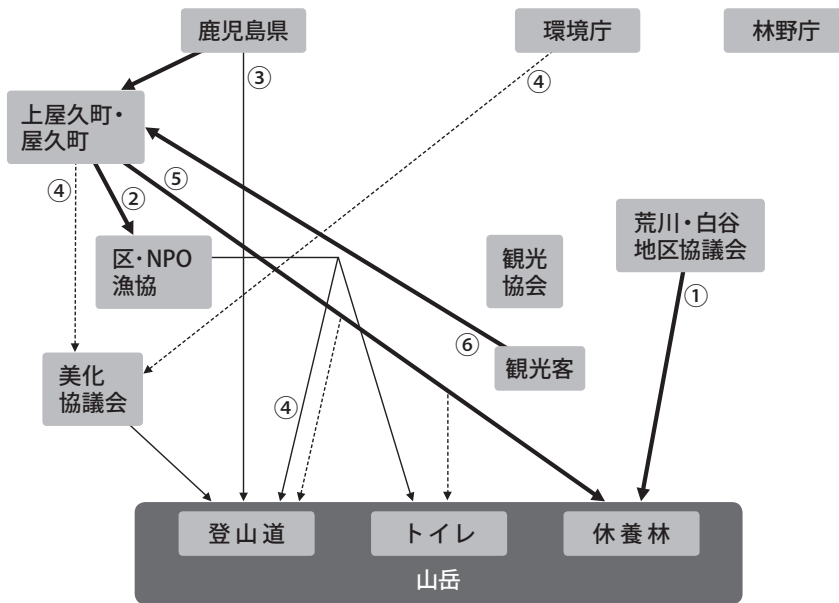
上したため、しばらくするとより多くの来訪者を招くこととなり、登山道の踏み荒らしやし尿処理の問題が深刻化した。その後、さらなる施設整備が行われたが、かえって多くの人を山岳地域に招くといった、負の循環に陥ることとなった。

整備が進む一方で、山岳地域の維持管理費も急増し、管理体系も年々複雑化していった。例えば図1と図2は、山岳地域の維持管理費用に関するマネーフロー(お金の流れ)について1992年度(平成4年度)と2002年度(平成14年度)の状況を表している。

線の太さは金額の大小を、矢印の方向は事業費の流れを、四角の中の名称は管理団体をそれぞれ示している。1992年度よりも、2002年度は維持管理費が増大し、お金の流れが複雑化していることが分かっていただけるだろう。金額ベースで言えば、2002年度の維持管理費は6493万円で、1992年度の維持管理費の10・7倍にまで増加していた。

なお、2003年(平成15年)以降も、屋久島地区エコツーリズム推

図1 世界遺産登録前（1992年度）における山岳地域の維持管理体系



注1: ①自然休養林への事業（定量的情報が得られなかったため、林野庁直営事業分は除く）②県委託事業③自然保護監視員事業（内訳を山岳1/2、里地1/4、海岸1/4と仮定）④美化協議会事業⑤町単独事業⑥観光客による森泉売店での物品購入分

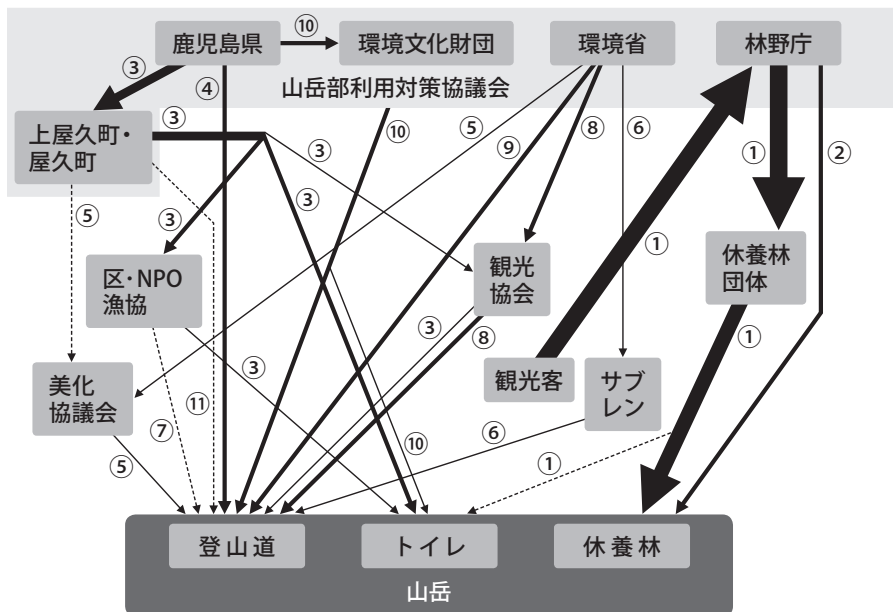
注2: 矢印は資金の流れを表す。なお各団体から山岳に延びている矢印は、維持管理のために投じられた諸費用（人件費、消耗品費、修繕費など）を意味する。-----は50万円未満、——は50万円以上100万円未満

→は100万円以上500万円未満、→→は500万円以上1000万円未満、→→→は1000万円以上を表す
 転載資料：柴崎ら（2006）の図2を改変

進協議会（会長は屋久島町長。以下、エコツアー推進協議会）、屋久島山岳部車両運行対策協議会（会長は屋久島町長、屋久島世界遺産地域科学委員会などの主体）が設立され、複雑化が進む。

維持管理費確保のための協力金
 利用者負担制度（協力金）や入山規制についても話をしよう。
 屋久島では、利用者負担制度の導入がまず進められた。1993年（平成5年）から林野庁が所管する

図2 世界遺産登録後（2002年度）における山岳地域の維持管理体系



注1: ①自然休養林関連事業（協力金を含むが、林野庁直営事業は除く）
 ②自然休養林関連事業（林野庁直営事業分）③県委託事業（一部町負担含む）④自然保護監視員事業
 ⑤美化協議会事業⑥サブレ事業⑦パークボランティア事業⑧グリーンワーカー事業⑨環境省直営事業
 ⑩山岳部協議会事業⑪観光パトロール員事業

転載資料：柴崎ら（2006）の図3を改変

自然休養林の一つであるヤクスギランドを対象として、自然休養林内のトイレや施設維持補修のために、1人当たり300円の森林環境整備推進協力金制度を開始した。1996年（平成8年）からは白谷雲水峡に

も同様の制度が導入された。
 この協力金は少額であり、入山者数を抑制するという目的よりも、施設整備の維持管理費を確保する意味合いが強かった。
 2008年（平成20年）から屋久

高山岳部利用対策協議会が主導する形で、1人当たり500円の屋久高山岳部保全募金を導入した。この募金は、避難小屋トイレのし尿の人力搬出や、山岳地域のトイレの清掃活動に充てられたが、募金だけでは、維持管理費用が賄えず、恒常的な財政問題を抱えることとなった。

入山者数抑制のための規制

規制的な手段については、1990年代終盤から活発に議論されるようになる。

例えば、1992年(平成4年)に鹿児島県が策定した屋久島環境文化村マスタープランでは、特定地域への入山について事前にはがきなどでの応募を募り、キャパシティを超えないように環境キップを発行し、環境保全の参加意識を持って入山を促す仕組みが提案された。キップがなくとも入山自体は可能であり、強制力を持った制度ではない。この環境キップ制度は提案のみにとどまった。1998年(平成10年)には屋久島環境文化財団の特別顧問会議が開催され、山岳地域の混雑緩和のための入山規制の必要性が提案され

た。実際、2000年(平成12年)

からは、縄文杉への日帰り登山口の玄関口である荒川登山口の駐車スペースを確保するために、登山者が最も集中するゴールデンウィーク限定で、マイカーなどの車両乗り入れを規制し、荒川登山バス(いわゆるシヤトルバス)事業が開始された。荒川登山バスや貸し切りバスのみでの乗り入れを認める荒川登山バス事業は、2007年(平成19年)からは夏期にも、2010年(平成22年)以降は3月から11月の9カ月間を通して実施されることとなった。

登山バス事業の導入により、確かに登山口周辺の駐車場の混雑現象は解決された。しかし、荒川登山バスや貸し切りバスの入り込み総量を規制する仕組みにはなっておらず、夏期に登山バスが導入された後は、縄文杉への入山者はさらに増加し、登山道の混雑はよりひどくなった。

エコツーリズム推進法による

入山規制検討の推移

こうした状況で2009年(平成21年)に湧き起こったのが、エコツーリズム推進法にのっとりた入山規

制の話だった。

縄文杉に至る大株歩道周辺などの地域を特定自然観光資源に指定し、1日当たりの縄文杉登山者を420人(当初は430人。その後変更)とする屋久島エコツーリズム推進全体構想(素案)が、エコツーリズム推進協議会から提案された(素案の提出は2009年11月)。

その後、観光業者やガイドだけでなく、地域づくりの一環として入山規制の話が、校区単位の住民説明会で実施するなど、島民に対する合意形成も図られ、2010年(平成22年)11月にはエコツーリズム推進協議会の総会で全体構想が承認された。

しかし、入山規制が及ぼす経済的影響を懸念する声が、地元観光業界や一部の町議会議員から挙がるようになる。そして2010年11月には屋久島町議会が、縄文杉ルートの利用調整に係る諸問題(周回ルートを含む)調査特別委員会を設置し、全体構想を慎重に進めるべきという意見を述べ、屋久島観光協会も入山規制を遅らせるべきという議決を総会で行った(2011年3月17日)。

なお、入山規制に否定的な意見と

は対極的に、日本山岳会自然保護委員会は、1日当たりの縄文杉ルートの入山者数を300人以内とすべきという、厳格な入山規制案を公表した(2010年11月)。

屋久島町は、全体構想を具体化するために、「屋久島町自然観光資源の利用及び保全に関する条例」案を屋久島町議会に提出したものの、2011年(平成23年)6月23日の屋久島町議会でも否決され、入山規制の話は立ち消えとなった。

縄文杉ルートの入山規制が頓挫したものの、維持管理費用の不足といった問題は依然未解決のままだった。

そこで屋久島町は、2013年度(平成25年度)から翌年度にかけて、屋久島町入山税等検討会議を開催した。当初、税方式(入山税や入山税)の可能性を中心に検討が進んだが、強制力を伴う制度の導入は、現実的には困難との合意が得られ、協力金方式の検討が中心となった。また現実に維持管理費用不足や安全面の心配が指摘される山岳地域を対象に議論をすべきという方向でも意見が集約した。

「屋久島世界自然遺産地域 入山協力金」導入に伴う課題

そして2015年（平成27年）3月には、トイレや登山道などの維持管理に加えて、利用者のマナー啓発をめぐりとして、入山者1人当たり1000～2000円をお願いするという「屋久島世界自然遺産地域入山協力金」（以下、入山協力金）を導入するという大方針が屋久島町入島税等検討会議でまとまり、2016年度（平成28年度）から実際に運用を開始することが決まった。

山岳全域の協力金を導入することや、登山者の安全を確保するための活動費用を捻出できるようにすることが、この入山協力金の大きな特徴と言えるだろう。この制度の導入に伴って、保全基金と入山協力金制度とを一元化する可能性が高いと見られる。具体的な入山協力金の収納体制や、維持管理のあり方の検討については、屋久島山岳部利用対策協議会が2015年度に検討することとなった。

ただし、屋久島山岳部利用対策協議会の参加者である屋久島観光協会ガイド部会が、自然休養林の協力

金と今回の入山協力金との一元化が図られなければ、入山協力金に協力できないとする意見を表明するなど、予断を許さない状況が、入山協力金についても今後続くことになる。

何が問題を 複雑化させたのか？

ここでは、山岳地域のコンフリクトが常態化している原因を考察したい。

第1の要因

施設整備に偏りがちな政策・事業の失敗を指摘しなければならぬ（柴崎ら、2006）。保護地域管理に関する海外の教科書を読むと、過剰利用問題に対して、

- ① 観光客の行動を変化させる対策（看板での注意）
 - ② 規制的手段（ロープの設置、入山規制など）
 - ③ 施設整備をやむなく行う
- を行い、それでも解決しない場合には、

しかし日本の場合には、予算が付

きやすいという理由も一因となって、施設整備③を優先的に進める傾向が強くなる。屋久島もまさにこの状況を象徴している。

第2の要因

行政側に、レクリエーション管理に精通した専門家が乏しいことを指摘せざるを得ない。例えば、2009年（平成21年）から行われた入山規制の議論では、合意形成に向けた初歩的なミスにより計画が頓挫した。観光レクリエーションのキャパシティ（収容力）に関する議論は、欧米を中心に研究されてきたが、保護地域来訪者の上限人数を算出することが、容易なことでないことは繰り返し指摘されていた。

最終的には、政治的な判断で数字が決まることが多く、少なくとも上限人数を合意形成の初期の段階で提示することは、法度という不文律がある（海外では、ブラックナンバーなどと呼ばれることもある）。

しかし、屋久島の場合には、エコツー推進協議会が、1日当たりの上限人数を430人（後に420人）という数字を早い段階で公表した。

しかも数字を算出する際に、混雑に対する利用者の不満感などの情報は含まれておらず、縄文杉を見学する展望デッキの広さなど、粗い方法による推定だった。

案の定、上限人数の公表が引き金となって、地元観光組織からの強い反対が始まってしまった。当時、入山規制政策の導入は、形式上はエコツー推進協議会が進めていたが、実質的には環境省の主導によって、話が進んでいった（聞き取り調査より）。

関係者には、数字（上限人数の公表は厳に慎むべきと、何度か内々で伝えたものの、そうした助言がうまく伝わらなかったのが悔やまれる。

第3の要因

行政的・対外的な手柄が優先され、実質的な成果が置き去りにされてきたことも指摘する必要がある。

日本の公的機関では、2～3年で異動が繰り返される。そのため、任期中に何らかの成果を残そうとして、短期的な視点でかつ導入しやすくない（非批判を受けにくい）横断的ではなく縦割りのな）施策が採用される傾向が強い。そのため、制度として

確立されている補助金を使った施設整備や、ソフト事業についても導入しやすい施策・事業が優先されてしまふ。しかし、こうした事業は、対症療法的なものになりがちで、事業終了後・制度導入後に、さまざまな問題が発生することが多い。

例えば、世界遺産登録後には、さまざまな最新式のトイレが、寄贈も含めて設置された。しかし事前の予想通りにトイレが機能せず、長期にわたって故障し、メンテナンスに大きな負担がかかる状況も一部で生じている。荒川登山バスも、観光業界の反対意見を考慮して、総量規制なしに導入したため、かえって入山者が増えるという矛盾が生じた。携帯トイレのブース設置も、既に多くのトイレが山岳地域に存在する中で導入したため、普及は一向に進んでいない。

メディアも導入時には打ち上げ花火のように華々しく報道するものの、導入後に生じた影の部分についてはほとんど報道しない。これも問題であらう。

こうした状況は計画づくりなどでも同様である。世界遺産登録以降、屋久島世界遺産管理計画などの新

たな計画が策定された。しかし（改定された）屋久島世界遺産地域管理計画については、世界遺産地域を中心とした管理計画が書かれており、全局的な視点は不十分である。

筆者を含む社会科学系の研究者は、世界遺産地域だけでなく、実質的な緩衝地域である島全体のあり方を考慮した、管理計画づくりを行うべきだという提案を屋久島世界遺産地域科学委員会でも繰り返し伝えてきたが、その意図は十分反映されずに改定に至った。

さらに現在も、生物圏保存地域の保全と活用を目指して、屋久島・口永良部島ユネスコエコパーク地域推進協議会（以下、BR協議会）が屋久島町に設置された。BR協議会の設置には、日本ユネスコ国内委員会・関連分科会や生態学者などからの打診があったことが大きい。

少なくとも、宮崎県綾町のように、まず、内発的に地域づくり（内発的な計画づくり含む）を進めた後で、自分たちの地域づくりの内容が、生物圏保存地域の仕組みに当てはまるので、登録申請したという流れとは異なる。ここ数年、エコパークの必

要性が外部主体からとみに叫ばれたされ、それを受けて町が動く状況に、どうしても強い違和感を覚える。

第4の要因

管理のシステムが複雑化する中で、包括的な意思決定の仕組みがよく見えない状況が強まっている。

世界遺産登録後に、複数の公的機関が参加する形での調整機関が複数誕生した。建前的には、屋久島世界遺産地域連絡会議（林野庁九州森林管理局、環境省九州地方環境事務所、鹿児島県、鹿児島県教育委員会、屋久島町）が包括的な議論をする場になっているが、実際に議論を交わして、互いの計画を修正するというよりも、各機関が実施した・実施する施策を「報告する」場に終始している感は否めない。

第5の要因

屋久島における、これまでの協議会などでは、地元参加者に占める観光業従事者の割合が高かった。

しかし、屋久島の山岳地域は観光事業だけ行われる場所ではない。目の先の利益も重要だが、それ以上に子

供・孫の世代が現世代以上に豊かに暮らせることを考える視点を増やす必要がある。

第6の要因

観光客数、入山者数、混雑感、満足感といった社会科学系のデータの蓄積が、進んでいない。

これまでは一部の研究者がデータを集めてきたが、個人が行うことには限界がある。世界遺産地域のモニタリング事業の一環で、混雑感、満足感を含む幅広い観光客・登山客データが、今年度から公的に蓄積されるようになった。今後、さらに予算が投入され、状況が把握されることを強く望む。

持続可能な屋久島地域社会の確立のために必要なこと

そもそも論を言ってしまうと、山岳利用をめぐるコンフリクトについては、問題が生じ始めた、いわゆる初期の段階で抜本的な対策をするのが肝要である。

屋久島の場合は、入山者数が少な

く、木道やトイレなども整備されて
いない2000年(平成12年)頃ま
でであれば、結果的には社会的費
用も低く抑えることができたはずだ。
しかし現実には、対症療法に終始し
たため、問題の種火が、あちこちで
発火する事態となっていました。

さて、なかなか解決しない状況の
中で、何をすべきなのだろうか。

新たに入山料・入山規制を検討す
べきという意見がもつともらしく聞
こえるが、これは手段に関する話に
すぎない。こういう時期だからこそ、
原点に返る必要があると私は考える。
具体的には、屋久島がどんな「価
値」を持っており、それを「誰に」「ど
のように」見せるべきかということ
を、島全体ならびに特定の場所につ
いて議論することである。

価値に関する深い議論の必要性

どうして価値や、価値の見せ方を
深く議論する必要があるのだろうか。
縄文杉周辺の山域を例に仮想の話
をしたい。縄文杉が有する「独特の
ヤクスギの姿」という価値を、「縄文
杉を深く愛する縦走登山者」を中心
に見せるべきということ仮に合意

に至ったのであれば、その価値を発
揮するための「手段」として厳しい
入山規制を考えるのが妥当だ。

一方で、縄文杉は、高齢のツアー
客にも広く見てもらうべきという結
論に仮に達したならば、往復9時間
を歩いてもらう木道整備(現在の形
ではなく、バブル時代を彷彿させる
「縄文杉ロープウェイ計画」を進めた
ほうが無難である(ちなみに筆者は、
山岳地域の荘厳さを失わせるロープ
ウェイ計画に反対の立場である)。

また、し尿処理問題についても、
「縦走登山者」を中心に考えるのであ
れば、現状のトイレのキャパシティを
維持する、もしくは携帯トイレのみ
を原則とするという政策がとれるか
もしれない。場合によってはキャパシ
ティを超えないような高額な入山料
を取るのがいいかもわからない。

全島での内発的な

計画・地域づくりの必要性

こうした議論をするためには、全
島・包括的な、なおかつ全産業・生
活の関連性を見据えた地域計画づ
くりを内発的に進める必要がある。
例えば、世界遺産ブランドは、観光

にしか使われてこなかったが、今後
は一次産品のブランド化に活用されて
もよい。自由な発想が必要である。
残念ながら、2009年(平成21
年)の皆既日食をピークに屋久島への
観光客数は漸減が続く。これは、対
症療法的な対策に終始し、メディアの
報道も縄文杉の一元化が進むあまり
多様な屋久島の魅力が理解されなく
なった可能性を筆者は指摘したい。

時間がかかっても、世界遺産や生
物圏保存地域といった外部の枠組み
から解放されて、真に内発的な計画・
地域づくりが不可欠と考える。
外部主体が計画づくりに関わるに
しても、地域住民や長期的な視点を
尊重する姿勢がなければ意味がない。
少なくとも、屋久島の固有社会の特
性を十分踏まえた上でなければ、過
剰利用問題は程度の差はあれ、今後
も継続するだろう。

「と金の遅早」という将棋の格言
が今の屋久島には必要だと筆者は考
える。いずれにせよ、屋久島の過剰
利用問題は、天災ではなく、マネジ
メントの失敗がもたらした「人災」
であることは、我々が強く認識する
必要がある。

● 屋久島から12kmしか離れていない
口永良部島の新岳が2015年(平
成27年)5月29日に噴火を起こし、
島民137人が、屋久島への避難を
余儀なくされました。新岳の噴火が
終息し、口永良部島民全員の帰島が、
1日も早くかなうことを切に願いつ
つ、筆をおくこととします。

(しばさき しげみつ)



柴崎茂光(しばさき しげみつ)

国立歴史民俗博物館研究部民俗研究系・
准教授。東京大学農学部、岩手大学農学部
での大学教員生活を経て、2010年より現職。
実学的な民俗学の可能性について模索しながら、
屋久島などのフィールドを歩く生活が続く。

【参考文献】

- 南日本新聞屋久島取材班「屋久杉の里」
(岩波書店、1990年)
- 柴崎茂光・枚田邦弘・横田康裕・永田信「世
界自然遺産登録が地域資源管理体制系に及ぼ
す影響」屋久島の山岳地域を事例として」
『林業経済』88(8)：116。一般財団法人林業
経済研究所、2006年
- 柴崎茂光「世界遺産が地域社会にもたらした
もの」国立歴史民俗博物館・青木隆浩編
『地域開発と文化資源』157頁。岩田書院、
2013年

座談会

入山料を問う

5

一般財団法人自然公園財団 専務理事

阿部 宗広

株式会社山と溪谷社

Yamakei Online 部部长・新規事業開発室室長

神谷 有二

公益財団法人日本自然保護協会 理事

東京農工大学大学院農学研究院 教授

土屋 俊幸

公益財団法人日本交通公社 理事

観光文化研究部長

寺崎 竜雄

観光レクリエーションの対象地となり得る自然地域の維持管理およびその財源は、どのような背景や考え方をともに、誰がどのような仕組みでなすべきか。国民の権利、受益者負担、地域振興、自然環境や文化の保全と継承。また登山という活動や山岳部というフィールドの特殊性由来のこと。対象を自然公園や自然観光地というより広いエリアまで広げて考えられることなどについて、それぞれの立場から考えを展開していただき、議論を交わしました。

受益者負担の系譜

寺崎 国立公園協会(現「財」自然公園財団)発行の『国立公園』誌を振り返って見たのですが、2006年(平成18年)と2008年(平成20年)にそれぞれ入園料・入山料の特集をされていますよね。

それ以前にはありませんでしたか。阿部 1956年(昭和31年)に田村剛氏が「国立公園の入園料について」というタイトルで書いています。要約すると、アメリカでも入園料

を取っているの、日本でも取ることを検討してみたらいい。お金を取って公共施設の維持や改修、管理に充てたらいいのではないか。そのための入園料なら一般国民からも非難がないだろう。ただし日本の国立公園には、いろんなところから入ることができるので徴収方法が問題だろうと言っています。

寺崎 施設整備のために入園料を取ろうということですね。

阿部 維持改修、一般管理とも言っています。その時の田村さんの試算は1人当たり平均20円。当時の利用

者数を少なめに見て3000万人とすると年間6億円になる。これを国と地方で分けて施設整備に充てれば、公園の施設がすくよくなるだろうと書かれています。

寺崎 いわゆる「もはや戦後ではない」という時代のことですね。国民のレクリエーション意欲が増大し、国立公園利用者も急拡大した頃だと思います。その後、これに続く議論はなかったのでしょうか。

阿部 1974年(昭和49年)11月から1976年(昭和51年)1月まで、自然環境保全審議会のもとに都留重人氏を座長とする「自然保護のための費用負担問題検討小委員会」を設けて議論しました。ここでの話は、規制による土地所有者の費用、失われる価値の補償などが中心でしたが、少しか利用者負担に触れています。尾瀬や上高地など過剰利用による弊害が生じている場所を例に挙げて、これまで利用は自由かつ無制限が前提だったが、破壊から守るための費用を充実させるために、観光の利用を何らかの負担に値する特殊な受益として把握する考え方が生まれて



座談会の様子（〔公財〕日本交通公社議室）

きており、自然の利用がいつでもどこでも全く自由で無料という思想は修正を迫られている。国民共通の財産として利用を調整する、あるいは自然保護をより充実するために、国民のコンセンサスが得られる範囲内で利用者の負担と協力を求め得る分野がある、と書かれています。

寺崎 入園料についてはどうでしょう。

阿部 利用者の便益と自然保護の観点から、混雑税の徴収に触れています。混雑税を課すことで利用者数を抑えるという考え方です。

寺崎 1956年（昭和31年）は施設の維持改修のための利用者負担、入園料が必要ということ。その20年後の1976年（昭和51年）は、混雑を緩和させることによって利用者の便益が大きくなるから人数制限をしましょうということ。

阿部 そして、破壊から守るための費用を充実するために観光客に負担と協力を得るという考え方があるということの2つです。

寺崎 受益者負担という考え方で

阿部 そうです。本来は国民の税金から集めた国家予算で整備も保護もやってきたんだけど、混雑して弊害が生じている場所であれば、来る人に負担と協力を求めるという考え方もあるという提案です。

土屋 先の田村剛さんの論文で例に挙げているものはいわゆる営造物公園（注1）。アメリカの国立公園もそうだし、京都や奈良の庭園とか、高崎山とか。それならば議論しやすいだろうと思いますが、地域制自然公園（注2）のことは触れていないですね。

阿部 小委員会の混雑税のところでは、営造物の話が出てきます。一部の核心的な尾瀬や上高地のような場所ではゾーニング規制だけでは十分対応できない。アメリカの国立公園を参考に営造物的な公園専用地区を設定してそこで規制を強化し、必要があれば混雑税の観点を含めた利用料金を徴収して、保護利用施設の整備、高度な管理運営の方策を検討すると言っています。上高地は環境省の所管地であり事実上営造物公園になっています。尾瀬のメインの土地所有者は国有林（林野庁）と東京電力

です。

寺崎 1970年代には既にこのような議論が出ていましたが、具体化はされていないんですね。

阿部 利用者負担の考え方は、自然公園美化管理財団（当時。以下、美化財団）を作るための根拠として使われました。この財団の設立は1979年（昭和54年）です。

それで、利用者の協力と負担は駐車場利用料という一番抵抗感のない方法で、利用が集中し、管理の充実の必要性が高く、かつ一定の収入が見込まれる場所で始められました。今では考えられないけど、美化財団は国が主導して予算を取って、5000万円の国家予算と、最初の支部を置いた4道県から1000万円ずつ出してもらって作ったんです。

寺崎 入園料のほうはいまだにうまく果たされていない。

阿部 時期は忘れましたが、尾瀬を念頭に検討したところ内閣法制局から土地の権原（注3）がないところから入園料は取れないと言われ、頓挫したと聞いています。

寺崎 国有地でないとそれは不可能

だということですね。裏返すと、国有地ならそれができるといいうのでしようか。

阿部 日本の場合もし国が入園料としてお金を取ったとすると、そのお金は一般会計に入ります。一般会計に入っちゃうとお金に色がついてないから、公園の維持管理のために使えないんですね。ただし、美化財団が収納したお金は全て公園管理に使えるんです。

寺崎 環境省として、最近では利用者負担ということを議論していないんですか。

阿部 いや、しています。昭和の終わりから平成のはじめにかけて、審議会の中に「利用のあり方検討小委員会」を作りました。当時はリゾートブーム、スキー場やマリナーなど、とにかくさまざまな大規模開発が行われる中で、自然保護行政はどう対応したらいいのか、自然公園の利用はどうあるべきかを整理しなきゃいけないという話になりました。その中で管造的な話、つまり国が土地の権利を取得して管理していく場所をつくっていく必要があるという

指摘がありました。

当時は尾瀬の過剰利用が問題になっており、その後、尾瀬で入園料的なものが取れないか検討しました。土地の所有も国有林と東電がメインと明確だし、理解が得られればいいのではということ動き始めようとしたのですが、地元からお客が減ると強く反対されて動きが取れませんでした。

受益者負担と 社会資本

寺崎 これまでの経緯によると入園料を取る理由は、便益を受ける利用者が整備費や維持管理費を負担する、混雑回避による便益の向上を受益者が負担する、という2つに集約されてきていますが、他にも理由がありますか。

阿部 その2つじゃないですかね。
寺崎 ところで、自然地域を訪れる観光客や登山者が増えることによつて観光事業が活性化しますよね。観光が地域振興を牽引するとも言われています。地域振興のため、競争力



ピーク期には多くの人が訪れる（尾瀬ヶ原）

のある産業の事業インフラを公的な資金で整備するという考えはないのでしょうか。あるいは、観光収入増によつて法人税が増え、その税金を自然公園の整備に回すという発想は、**神谷** 公的資金をもっと投入すべき、なぜならそこには経済的な意味があるからという考え方があるかどうかということですね。それは、その先にホテルやバス事業者など、地域全体に経済的な効果が波及できるかどうか、それを地域が納得するかどうか次第ですね。ただ、登山工

リアに関して言えば、往々にしてその受益がピンポイントでどこかの山小屋に行くことが見え見えだからノーということになりがちじゃないですか。

土屋 登山に限ると波及が限られている場合がありますからね。ところで、観光に直結する利用者や事業者



阿部 宗広（あべむねひろ）

東京生まれ。一般財団法人自然公園財団専務理事。1977年東京大学農学部林学科卒業。同年環境庁入庁。中部山岳伊勢志摩、支笏洞爺などの国立公園で現地職員（レンジャー）として勤務。環境省自然環境計画課長などを経て2008年関東地方環境事務所長。2010年退官。2012年から現職。

を対象としたものだけでなく、もっと広い意味での受益者負担ということを考える必要があると思います。

寺崎 山や自然エリアからの恩恵を受ける人たちは登山者の他にもたくさんいて、例えば山が水源涵養の役割を果たすこと、きれいな空気も提供すること。近隣の生活者は日常的にきれいな山の景観を見て心が洗われるということ。そのためにも山を守っていくべきだという考え方でしようか。

神谷 今、社会的にいろいろなバランスの中で税金が投入されていて、社会資本としての森林や自然公園に対する評価が正しくされているかいないか。いないとすれば、おっしゃる通りだと思う。逆に、ある程度されている、その上で登山者はトイレ使うよね、という部分は登山者としては分かりやすい。

国立公園の維持管理には少ないとはいえ基本的には税金が投入されている以上、ある一定の負担は全員がしている。その中で特に利用者によって発生するマイナス面は利用者が負担するというのが受益者負担とい

うことでしょうか。

寺崎 優れた自然エリアはあまねく国民の財産であり、全員が便益を受けているということであれば、税金である程度までは保全し整備していく。この時、ある水準以上は実際の登山者の負担にするというレベルの線引きと、果たしてどの公園や山を対象にするのかというような基準がないと公平性が保たれない。

土屋 それは、社会資本、もしくは社会的インフラとして国立公園や自然地域のレクリエーションのインフラに対する投資がある程度されていることが前提ですよ。それがかなり怪しいということです。

そこで、自分の汚した部分についてはお金を払いますよというのはいんだだけ、あえて欧米の例を出せば、アメリカなどは利用者に負担を強いる以前にもすごい投資をしているわけですよ。そこまでしろとは言わないけど、それをある程度の整備水準まで引き上げる前に利用者を利用したから負担しろというのは、順序が逆なんじゃないかという議論は少なくとも成り立つわけです。

神谷 私は神奈川県民なのでいつも例に挙げるのが水源税。

丹沢大山の再生に県民税として年間39億円の税金を活用しています。それをシカ対策にも使うし、土砂流出防止ということで登山道周辺の整備にも使う。神奈川県民は丹沢大山に関しては、丹沢大山は水源だよ、それを守るためにはシカのこともあるし、登山者のことも、トイレのこともあることを分かっている。「県民の丹沢」ということで、税金を払って再生を目指している。こういうことが日本の山や国立公園であっていいと思います。

阿部 ただ、これは国民の意識の問題になるんですね。国家予算として土屋さんが言うような投資や整備をするには、今の状況では難しい。

土屋 国という主体がどうこうするという前に、この国として、国民として自分たちの自然環境の保全や、自然の中での楽しみということをどうするのか。どうあるべきなのか。これがあった上で、費用負担の仕方を考える必要がある。

国の財政から考えれば全て社会資

本として国が整備することは無理だ
というのであれば、何らかの受益者
負担を考えることになる。そもそも
のところを議論しないで、個別ケー
スの積み重ねでずっとやっていくと、
結局対症療法、問題対応型にしかな
らないんじゃないかと思うんですね。

阿部 それって、どこまでは国や公
共でお金を投入して、ここから先は
受益者の負担ということをはっきり
させるということですか。

土屋 アウトプットとしてはそうな
りますよね。その前に国民にとって、
レクリエーションもしくは観光に対
する投資がどれほど重要なものか
ということを考えるということです。
寺崎 ところで、入園料や入山料の
話とは別に、入域コントロール、つ
まり利用の制限や誘導という点から、
社会資本とレクリエーションの関連
を考えた時、国民の権利として自然
に対して自由にアクセスできる自然
享受権みたいなもの、北欧の万人権
のようなことについてご意見はない
でしょうか。

土屋 ヨーロッパには入山料ってあ
るんですね。スウェーデンの万人

権みたいな、入山するのは自由な権
利だとすると、土地が他人所有のも
のであっても入っていないということ
になります。

イギリスではパブリック・ライト・
オブ・ウェイ、フットパスがあるので、
登録されているフットパスは、誰でも
私有地を含めて歩くことができます。

阿部 他国の入山料をインターネッ
トで調べたところ、例えばエベレス
トのネパール側で1人2万5000
ドル、チベット側が1人1万ドルと
いう事例がありますね。アコンカグ
ア（アンデス山脈）は1人1000
ドル、キナバル山（マレーシア）は
1人32ドル。これは別途ガイドを雇
わないといけないんだけど。しかし、
ヨーロッパの例は出てきませんでし
たね。

寺崎 日本できちんと議論しようと
した時に、国民が万人権的なことを
主張するようなことってないですか。
土屋 今のところは少数派派でしょうね。
神谷 その意味での登山の自由、登
山の権利ということは、私たちが実
施した富士山に関するアンケート
結果を見てもそういう意見は減って

きている気がします（特集1参照）。
ただ本来、登山は自由だと思ってい
る部分は私たちにもあります。
土屋 理想的なほうからの議論とと
もに、現実的なほうからの議論も必
要なので、うまく着地するところが
あるといいと思いますね。

入山料・富士山の ケース

寺崎 さて、本題の入山料の議論に
集中したいと思います。

考え方のベースは、国立公園の入
園料の話、受益者負担ということに
似ていると考えています。一方、登
山というのはある意味特殊な行動で
すよね。登山観光というのは何なの
かということの議論も必要です。

神谷 尾瀬ヶ原を歩く人も登山者だ
し、北アルプスを登る人も登山者と
いうことですよ。私たちは山に來
る人を、山岳系観光地の観光客、ハ
イカー、登山客、登山者と細かく分
けることがあります。山は厳しいけ
ど、観光客的な登山者が多いところ
もあれば、北アルプスのようにまさ

に登山者だけが行くところもありま
すね。

土屋 入山料というからには、ある
程度広域を対象にお金を取るとい
うことですよ。トイレ利用料の話と
は違う。

寺崎 最初に国立公園という広い自
然エリアの話から入りました。山と
いう特殊性に絞って考えたい。

富士山なら五合目から上のこと。
上高地ならば河童橋、あるいは横尾
のさらに奥。このエリアにおける自
然環境の保全や施設の維持管理と、
受益者負担の関係性の議論になるで
しょう。

土屋 国立公園の入園料とはあえて
分けて考えようということですね。

寺崎 そうです。さて、端的に聞き
ます。富士山では今、強制的でない
にせよ入山料を取っていますか、神
谷さんはこれに賛成ですか、反対で
すか。

神谷 微妙ですよ。あえて言う
と反対ですかね。登山者は私も含めて
自分の尻を拭うのにお金で済むなら、
処理してくれるならお金を払いたい
と思うし、登山道も快適なほうがよ

くてそれに対してお金を払う用意があり、気持ちもあります。そのことは「ヤマケイオンライン」のユーザーアンケートでも、阿部さんの財団でやったアンケートでも、どこでもそういう結果が出ています。

でも、今の富士山で実施している



神谷 有二（かみや ゆうじ）

1967年、名古屋生まれ。株式会社山と溪谷社 Yamakei Online 部部长、新規事業開発室室長、公益財団法人日本自然保護協会理事。日本大学農獣医学部林学科卒業、岐阜大学農学部連合大学院林学専攻修了。山と溪谷社では自然や生物、山岳関係の書籍・雑誌を広く担当する。2009～2011年までは月刊『山と溪谷』の編集長。現在は、登山の情報サイト「ヤマケイオンライン」を運営。

ことは、目的と手段がずれている。つまり、お金が足りないから取ると言いつつ、登山者を減らすというオーバーユース（過剰利用）対策だったり、イコモス（ICOMOS）に対する対応に見えてしまうわけです。そういう意味で反対です。

寺崎 根本的に反対しているというより、今のやり方は経緯を含めてよろしくないということですね。

神谷 はい。総論賛成、各論反対というか。「ヤマケイオンライン」で2000人くらいにアンケートをしたところ、このうちの6割は富士山山頂に登っている人たちで、8割が入山料を取ることに賛成。反対は7%なんです。

寺崎 反対している人の理由は。

神谷 反対する人の中にはこの管理団体が役人の天下り先になりそうだからとか、というような内容があります。

でも、賛成する人のフリーアンサーでのコメントとほぼ一緒なんです。徴収したお金はちゃんと使われるのか、不公平感があるのではないかと、賛成も反対も意見は同じなんです。

すね。

寺崎 富士山の環境保全や施設の維持管理に使われることはやぶさかではないけど、その状況を見える化してくれとか平等にしてくれということですか。

神谷 明らかにそうですね。

寺崎 土屋さん、富士山の入山料についての賛否はどうですか。

土屋 ほぼ神谷さんと同じ考えです。理論的に反対だと言っているのではなく、どうしてお金を取ることになったのかということ、実際にお金をどう使おうとしているのが全然見えないので。もちろんその答えを考えていると思いますし、いろいろな検討の中でああいう形になったというのはいくらかあることですが、結果としては非常に中途半端で何をやっていくか分からなくなってしまう。そのことが実際の徴収率にも反映されているなと感じます。

神谷 議論がややくローズドに見えました。あまり情報が出てこなくて、ポツと新聞に出てくるみたいな。何を話していたのか、議事録も公開されていないかと思う。入山料

を取ることありきで、それで来る人が減るだろうと。

そもそもオーバーユース対策だったのか、トイレの負担が多いからなのか、登山者が多すぎることが事故につながるからなのか、自然生態系が損なわれているのかを整理しないまま、とにかく人を減らす方向でスタートしたと見えてしまいます。

阿部 富士山の山小屋トイレ利用について、ようやく有料というコンセンサスが得られた。ところが登山口で1000円払った人は山小屋トイレでお金を払わなくていいというなら分かるけど、そうではない。会計が別だということは分かりますが、それでは利用者は納得しない。

神谷 本来、入山料の対価が何かとあった時に、登山道整備、トイレ、ごみ問題、安全対策、宿泊、情報提供、遭難救助、ガイドというさまざまなものが含まれていて、全体としては漠然としています。

個別にトイレ有料とか、環境協力金というほうがよっぽど分かりやすい。今の発表の仕方だと、不信感が出てしまう。

阿部 富士山に限ると地元の首長の発案だと聞いています。難しいとは思いましたが、実現しましたね。

神谷 入山料とは本来違うはずですが、トイレチップ問題が先行してあって、それが実現に向けた議論の発端かもしれません。

寺崎 それはいつ頃からですか。

神谷 尾瀬ヶ原対策の頃からだと思います。話がそれますが尾瀬ヶ原では、オーバーユースが問題となっていました。その対応として、シャトルバスも含めて平日を安くすることによって平日に誘導し、休日の混雑を緩和したり、例えばミニ尾瀬など他の場所へ誘導したりしました。が、これらの取り組みが全てうまくいかなかったと思っています。

ニッコウキスゲが目的なのに他の季節に行ってもしょうがないし、他の場所を見てもしょうがない。休みは土日しかないし、当時は週休二日じゃなかったかもしれないという時代の中、混雑緩和に向けて一生懸命いろんなことをやっているうちに、尾瀬そのものの入り込みが少なくなってきた。

土屋 オーバーユース対策にはいろんな手法があります。にもかかわらず、お金だけで片をつけようとする。そこに問題を感じます。

神谷 今も昔も問題解決の構造が変わらなくて、直接的な答えを出すのではなく、目的に対する手段をやらずにすんですね。自然公園をどうしようという戦略的なものではなく、何かトラブル対応としての対症療法で、お金の負担とか規制をしたらいいということになっている。

富士山の入山料の経緯もそう見えます。だから、各論になると反対意見が出たり、それに対する説明が難しくなるのだと思います。尾瀬対応の終盤頃、トイレの整備が終わった頃、オーバーユースがどこで発生しているのか疑問でした。豊かな自然体験が阻害されているとか言うけど、ニッコウキスゲは咲いていて、来訪者は満足していて、実はその段階ではオーバーユースはなかったのではなにか。

じゃあ、今、富士山では何が課題なのか。渋滞があつて危険とか、トイレが不快とか、課題は個別にあつ

て、その解決策をしっかりと考えることが重要です。そして、それにお金がかかるから負担をするという議論をし直すしかないですよ。そのことがあまり表に出てこない構造そのものが問題です。

入山料・北アルプスのケース

寺崎 北アルプスを想定してみましよう。上高地から入って、例えば河童橋から先に行く時にはお金を払ってくださいということが、オーバーユースな議論で決まったとします。1人3000円。そういうことは受け入れられますか。

神谷 ありだと思えます。ただ、3000円がどう使われるのかという話が重要です。トイレや登山道などの整備状態は、官民の努力によって潤沢まではしっかりしています。でもそこから先はさまざまな条件の中で正直いろいろです。そういうのがクリアになればという前提です。例えば、遭難救助は警察と消防がやる、それ以外に必要なのが3000

寺崎 竜雄 (てらさき たつお)



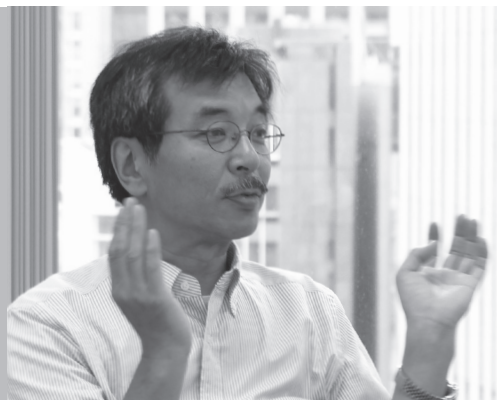
円と言われれば、最終的にはありだと考えます。

土屋 上高地の場合は「上高地ビジョン」という関係者の合意がある。計画に基づいて整備していく時にこれだけ金が足りないということがあるなら、そのためにある程度の部分を利用者も負担してくださいというのは言えるはず。そうならば結構多くの人が理解を示すかもしれませんね。

上高地にはこれまでも投資されているし、ある程度の合意をつくらうとする努力もしている。場所によつ

て客層もある程度分かれている。
神谷 しかも階層的にですね。奥へ行くほど。

阿部 その時の一番の問題は公平性ですよね、北アルプスはどこからでも入れるから。全登山口に人を置いて金を集めるのは現実的じゃない。



土屋 俊幸 (つちや としゆき)

1955年、東京生まれ。東京農工大学大学院農学研究科教授。林業や森林経営について社会科学の側面から探求する林政学の研究者ながら、少数派として農山村における観光レクリエーションに学生時代以来取り組んできた。最近5年間は、少々宗旨替えをして、自然公園の協働型管理について、政策提言に精力的に取り組んでいる。2007年から現職。実は、阿部氏とは大学同級生。

いっぱい人が入山するところで取って、入山者が少ないところでは取らないというのでは不公平と言われる。神谷 外国でお金を払って山や国立公園に入る時のパーミッション(許可)のセットという感じができるというですね。パーミッションを取る時にいくらですと。そこでガイドの料金を払ったり、宿の予約をしたり。パーミッションとセットで情報ももらう。日本でそういうやり方ができないとなると、現実的には難しいですね。

寺崎 議論の手順が守られて、きちんとした合意形成があつて、公平性も担保されていて、使われ方も開示されていて、安全もある程度の快適さも確保されるとなると、一般的なレジャー施設の運営管理と同じように見えてきます。自然地域の予期せぬことや冒険心まで全て管理できるのかと思えてきます。

土屋 最も標高の高い部分は管理しなくていいんですよ。神谷 ここから先はこういう整備しませんが先はこう決めれば良い。土屋 施設整備しないということも計画に入れなくちゃいけない。

寺崎 でも、この考えの行き着く先は、全て紙の上に表現され尽くしたエリア、がちがちに管理された国土になってしまふ。

神谷 登山アクティビティ全体を考えると、法律的にはグレーなことはグレーなままにしておきたいというのを感じるがあります。自然公園法にせよ、森林法にせよ、厳密に考えると、四季を通じたさまざまなスタイルの登山には、それなりにグレーなところがあります。

世の中に白黒はつきりさせたい人がいることも事実だけど、白黒はつきりさせても誰もハッピーではないこともあります。だからその気持ちばかりです。

土屋 うーん。でもそれをやらないと。寺崎さんはそういった管理をしてしまうと、一登山者として体験の質が下がると。

寺崎 登山者としてというより、社会全体が何でもかんでも厳しい管理の中に突っ込む方向に向かっていると、それと同じじゃないかという気がします。

神谷 そうしたことで、冒険心や自

然の中で遊ぶ喜びが損なわれるのではないかという話でしょ。

危険と分かっているけど、まあ、いいんじゃない、と許す社会かどうかというのがあり、リスクをその人がどう取るかという話ですよ。岩登りとか沢登りとか雪山とか。そのことと、ある程度白黒はつきりしていること。それを認める仕組みができれば、レジャー施設の管理運営と同じということにはならない。

管理しないことを決める管理もあると私は思います。手をつけないとか、そこは人間がコントロールしないと、整備しないと。もちろん条件はあるかもしれませんが。

山に登るとは

寺崎 では、上高地のゲートである釜トンネルを境に入域料を徴収するというのはどうでしょう。

阿部 現実的ではないでしょうね。

神谷 上高地が提供するサービスと横尾から先では提供するものが違います。自然の体験度や登山の質も変わりますよね。ここから先はこうい

自然観光を楽しむ多様で大勢の人たち（上高地河童橋周辺）



登山を楽しむ人たち（横尾から槍ヶ岳にかけて）



自然散策や登山を楽しむ人たち（河童橋から横尾にかけて）



うところだからこう、という色分け
ができればいいのでは。

寺崎 受益者負担は奥山だけに限つ
たことではないんじゃないでしょうか

神谷 上高地の土産物屋にトイレを
作ることで、山にトイレを作るとは

何が違うのか。山のトイレは大変とい
う叫びを私たちが過剰に受け取って

いる可能性があるということですね。
土屋 観光地には一般国民は誰でも

行けるわけです。実際に行ったかど
うかは別として、ほぼ国民全員が享

受する可能性があるわけですよ。ね。
そうなるとう基本的なインフラは税金

でやるべきじゃないですか。入域料で
取るという理屈にはならないのでは。

寺崎 そうすると、入山料はある程
度限定的な人でないと体験できない

ようなエリアだから。それが山の特
殊性ということでしょうか。

阿部 山の上は全然整備費用が違い
ますよね。維持管理費も。

屋久島ではし尿を20ℓのポリタン
クに入れて人力で下ろしてる。大企

業からの寄付も含めて昨年は協賛金
収入が2000万円くらいあったけ

ど、それで雇える人件費には限りか

デイズニールランドと、コントロールしない部分が多い山岳エリア。でも、そこに入るだけで、こういうサービスを得られる、心が洗われるとかそういうふうには胸を張って山岳エリアがお金を取るのではありません。

管理のあり方とそこに入ることの価値を混ぜているからおかしいと思うんじゃないか。その場にいることに価値があると胸を張れるなら、サービスの対価として取り得ると思います。細部に至る利用者のコントロールと規制で成り立たせるということと同義ではないやり方があるだろう。そうしたいという感じですね。

阿部 デイズニールランドと山の決定的な違いは、営利と公共。山に入ることの対価の理解を得るのは難しいかも。

神谷 そうかもかもしれませんね。ただし、ニュージーランドのミルフォードトラックみたいに、人の数そのものをコントロールし、良好なサービスを提供する。そしてお金をもらうというのはいい。

寺崎 公共物の利用において、人数コントロールのことまで入ってくる

と話が難しくなりますね。特に、整備をすることにお金を払うのはいいんですが、人数コントロールの手段としてお金を取る、金額の大小でそれをするというのは違うと感じています。

神谷 それはもちろん、話が違いますよね。提供するサービスとして人が少ないということ、その対価を考えるということ、お金を取ることで入域数をコントロールすることは別ですね。

入山料の金額

土屋 ところで、お金を取ることによって人数をコントロールできるといふのは本当なんでしょうか。富士山では入山者の抑制を有効に行うためには、7000円の入山料が必要という研究成果もあります。

阿部 7000円というと、金持ちしか来るなど言うのか、という議論になりますよね。

寺崎 富士山の入山料が1000円だったら大家族じゃない限り、そこまでの交通費を払えるような人たち

だったら支払う力はあると思うんですけど。仮にきちんとしたサービスを提供するために、それに見合うお金が1000円じゃ足りないとなっても、1人7000円という話になっても、それはありということでしょうか。

神谷 当然ありじゃないですか。私たち登山者としては渋滞がなく、きれいなトイレで、詰め込み感のない山小屋なら宿泊費含めて1万円でもいいわけです。2万円だっていいかもしれない。ただそれが国立公園としてどうかというと、別の話になっちゃう。

寺崎 公共物の利用金額として、例えば1000円はいいけど1500円は駄目とか、3000円は駄目という議論はあるのですか。

阿部 行政が計算するとしたら、それを何に使うか、どう使うか、そこでは何が必要なのか。管理や整備やし尿の搬出だったり、人件費なども含めて全体で年間いくらかかるのかを見積もり、それを想定来訪者数で割って、とんとんになる値としますよね。

寺崎 であれば、高くてもしょうがないということになるんですね。

阿部 それがべらぼうな額になると、無理となるでしょうね。国民の合意が得られるかどうか。あと、観光業者は納得しないでしょうね。

寺崎 入山料はいいという話も、それは1000円をイメージしているからではないですか。1万円を前提にして話をした時にどうなるんでしょうね。

神谷 私としては得られる対価が山小屋の宿泊費も含めて1万円の価値があればいい。キナバル山でもそうですし、世界を見るとそういうところは結構あると思う。日本人の富士山でご来光を見る価値がいくらなのかという話をすれば、3万でも5万円でもよいかも。

阿部 富士山の中腹の山小屋に泊まって翌朝山頂に登りました。私はご来光に全く興味がないので、それを楽しみに延々と待っている人たちを不思議に思いながら観察していました。

神谷 サービスに対する価値観がそれぞれ違うわけですね。ご来光の価値が1万円の人と、ゼロ円の人がい

ご来光を眺める登山者(富士山頂)



たら難しいということですか。
阿部 私は、国なり県など行政がやるべき整備や維持管理と、それ以上に利用者に負担してもらうことが社会的に認められるだろうというサービスに仕分けをして、後者を利用者数で割ったのが一つの目安だと思います。富士山でご来光が見られたから1万円というのはちょっと。
寺崎 サービスの対価ではなく、あくまでも整備に対する分担負担金。

阿部 整備というより維持管理ですね。整備は基本的に行政がやるべきだと思う。登山道とかトイレとか。
神谷 先ほど土屋さんが言ったことは、今の阿部さんの話の上に成り立つことですね。社会資本としての山があり、国民としてどういう負担をするかがあって、適正利用者数で割った上で1人1万円でもいいんじゃないか。無理に1000円にしてみてもいいんじゃないかと。無理に1000円にしてみてもいいんじゃないかと。無理に1000円にしてみてもいいんじゃないかと。無理に1000円にしてみてもいいんじゃないかと。

土屋 そうです。富士山全体をある所有者が持っていて、そこでのいい水準の設備を作ってサービスを提供しますという前提でいくら払うかという話にしても、あまり意味はないですよ。富士山は文化的な意味でも、国立公園という意味でも、それはあり得ない。この仮定には意味がない。
寺崎 阿部さんや土屋さんが言うように考えた結果、費用負担が3000円とか5000円になったとする。
土屋 現実問題、それはあり得る

でしょう。それを今、値引きして1000円で登らせているとなると、それこそ意味がないですよ。
寺崎 ただ、僕も富士山登山はつらかったけどよい体験になりました。上高地の奥、穂高岳や槍ヶ岳、そして富士山の山はすごくよかったです。そういうのを多くの人に経験してほしい。お金がかかるから行けないということにはしたくないですね。

おわりに

寺崎 今号では、田部井淳子さんに入山料についての見解を巻頭言に書いていただきました。

「昔、山へ入るのも、川の水を飲むのも、ただと思っていた時とは違い、美しい日本の自然を守り続けるために、環境費としてのお金を支払う必要性も私は感じています。山で元気をもらい、次への活力を得て帰れる費用と考えれば安いと思います」と言い切られています。
土屋 現状から言うと、それは当然だと思いますよ。
阿部 感覚的には、この意見に反対

する人はあまりいないでしょうね。この考えは基本方針というか、哲学というか。それに反対する人はいないと思いますよ。総論はコンセンサスが取れていると思います。

神谷 我々登山者はずっと前から、例えばトイレのお金は払うと言っている。このような感覚を登山者は皆持っている。なぜ仕組みとしてできないのか。いつも同じ話から、抜けて出せないとですね。一歩先に踏み出したいですね。

寺崎 今日の座談会では、時折意見のぶつかり合いもありましたが、基本的な考え方にはあまり距離がないような気がします。本日はどうもありがとうございました。

(2015年5月29日・当財団にて)
(風景写真・寺崎竜雄撮影)

(注1) 営造物公園…公園当局が所有権など土地の権限を取得することにより設定された公園。(EICネット環境用語集より)
(注2) 地域制自然公園…土地の所有権に関わらず一定の要件を有する地域を公園として指定し、各種行為を規制(公用制限)することにより目的を達成しようとする公園。(EICネット環境用語集より)
(注3) 権原…ある行為をなすことを正当とする法律上の原因。(大辞林第三版より)

“入山料を問う”にあたり

公益財団法人日本交通公社

寺崎 竜雄
理事・観光文化研究部長

2013年(平成25年)夏、富士山が世界文化遺産に登録された直後に試験導入され、広く注目されることとなった入山料。正しくは富士山保全協力金といい、山頂を目指す登山者から徴収するもの。強制力のない任意の寄付金であり、支払わない者は登るべからず、ということではない。なにしろ富士山である。当然のごとく筆者の周囲でも賛否を言い合う声

が聞かれたし、テレビ報道を前に持論を語る登山者もいたであろう。

そもそも、お金を支払わないと優れた自然地域でレクリエーションを楽しむことはできないのか。

我々国民は皆等しく自由に利用する権利があるのではないか。

ところで、利用環境を整え、維持管理していくのか。どうやってこの自然と付き合い、次世代に継承していくのか。誰が負担する。自然はタダなのか。観光を振興しようとする研究者、実践者として、いつも向き合う課題であった。

そして、本号の特集テーマを「入山料を問う」とした。

ある特定の地域に立ち入る時に利用者が支払う負担金を入域料や入場料、特に自然公園(国立公園、国定公園、都道府県立公園)に立ち入る時には入園料、さらにその道が明らかに山域深く、山頂に続く時には入山料と、一般的には言っている。

本誌では、レクリエーション目的で公的な自然地域への立ち入りにかかる負担金を対象とした。この時、話題となる場所の多くは自然公園であり、利用者による負担を求める考え方や方法論には、特に山を意識した時にも共通の要件が多いと考えた

ので、自然公園への入園料についても多くの紙幅を要した。

ひと口に登山といっても、険しい山頂を目指す行為もあれば、尾瀬ヶ原のように散策という言葉が似合うものまでさまざまである。行為を基準に登山か否かを区分することは難しい。あえて特定するならば、おそらく筆者らは、山域にあるが故、登山道やトイレなどの利用環境整備の困難度が高く、かかる経費も高額になることが容易に想定できるケースにおける利用者の包括的な負担金を特に入山料と呼んでいる。

特集記事中、入域料、入園料、入山料の語については、このような観点と文脈から、同義として、あるいは特に山を意識しているケースとして解釈してほしい。

その上で、ここでは企画の発端となつた入山料をタイトルとして用いた。筆者が考えたかったことは、公的な自然地域でのレクリエーション活動における「利用者(観光客)の権利と義務」と「管理者の役割」である。それを探る上で、入山料は「是か非か」、そして「その理由」を問うていった。

ところが、この課題の行方を探る冒頭で、田部井(本誌・巻頭言)は洗練された言葉遣いによる明快な回答

を提示した。はからずもルールが敷かれ、特集記事の編集は理想を現実と落とし込む作業のようにも思えた。

社会資本と受益者負担

阿部(本誌・座談会)は、我が国における既存見解のレビューをもとに受益者負担として入山料を徴収する背景を、「観光的利用は何らかの負担に値する特殊な受益」を根拠に、「利用者の便益と自然保護の観点」から、「本来は国家予算で整備や保護をしてきたが、混雑して弊害が生じている場所であれば、来る人に負担と協力を求める考え方」と整理した。

また、加藤(1996年)のカナダにおける国立公園入園料などの大改革のカギは「利用者負担の原則」であり、「国立公園の維持管理に必要な費用のすべてを政府の一般財政で賄う」ということは、結局は納税者である国民一般にその費用を負担させるということに外ならない(原文通り)。

しかし国立公園を訪れない人々も含む国民のすべてが国立公園の維持管理費を負担するというのは公平とはいえない。必要となる費用はそのサービスを利用する人々から徴収する方がより公平である(原文を要

約」という引用、解説は分かりやすい。

これに対し、土屋（本誌・座談会）は、受益者に負担を強いるのは、社会資本、もしくは社会的インフラとして、国立公園や自然地域のレクリエーションのインフラへの投資がある程度されていることが前提である」と言い、まずはこの国として、国民として自分たちの自然環境の保全や、自然の中での楽しみはどうあるべきなのかを明示した上で、全て社会資本として国が整備することは無理だというのであれば、何らかの受益者負担を考えることになる」と、受益者負担論を牽制する。

小原（本誌・39ページのコラム）もまた、国立公園は、日本国民のためにあり、公共施設として予算を投入する理由も十分にある」とし、そもそも大自然に分け入り、山岳地や森林を歩く楽しみを享受することに對し、誰からだろうと金を取られるいわれはない」と言い切る。ただし、どうしても整備予算が捻出されないならば、一定割合の受益者負担を認めている。

このように、入山料や入園料の徴収は、受益者（利用者）負担を根拠にし、それを利用環境の整備に使うという考え方が一般的である。その導入については、前提や留意事項な

どには違いがあるものの、考え方のものはおおむね支持されている。

ここで、受益者負担を根拠に利用環境を維持管理しようとするということ、お金の徴収によって利用者の行動を誘導しようとする考え方は別ものだというところに留意しなければならぬ。入山料や入園料を高く設定することによって、利用人数を制限するという考え方は短絡的である。

法的な課題

入山料や入園料の対象地や徴収方法に法的な規定はあるのか。

阿部（本誌・座談会）によると、入園料の徴収には土地の権原があることが前提である。溝手（本誌・40～41ページのコラム）は、国や自治体は、公有地にある山岳地帯では土地所有権を根拠に入山料を徴収することは可能である」と解説する。また、長野県地方税制研究会（2014年）も、いわゆる入山税は法定外目的税として成立し得る課税であり理論的に問題ない」と結論づけている。

ここで、国や自治体が入山料や入園料を義務化する際には、根拠となる法律や条例の準備、徴収の方法の徹底などが課題となる。

コラム

有限会社 屋久島野外活動総合センター
自然ガイド 小原 比呂志

自然を楽しみたいという動機と、自然を守りたいという立場は、かつては何の矛盾もなく同居していた。そのような時代の感覚からすると、地質や生態系が自ら形作ってきた大自然に分け入り、山岳地や森林を歩く楽しみを享受することに對し、誰からだろうと金を取られるいわれはないと思っている。

他人などいない大自然の中に入ってこそ、自然の中で生き物としてのヒトである自分を再認識できる。生きるために絶対必要なのは、食べること、眠ること、排泄すること、それだけで十分なのだということ、そしてそれが自分をいかに充実させてくれるものかということを知ることができる。

ところが、人口密度の高い国や地域で、その希望者が増えすぎた場合、どうしたらいいのか、という問題が起きてきた。

さらに大自然の場には、個人を超えた他の視点も参入してきている。観光業や、何らかのアピールなどを目的として

いる立場からすると、多数を受け入れて、周辺利益を上げることが重視されるし、管理側の視点からは、持続可能な利用が重視される。

自然を楽しむ視点から見ると、利用者が増えて必要不可欠な静けさが消滅したり、自然そのものが破壊されることは認め難い。しかし、自分だけに自然を享受する権利があるわけでない以上、これは利用のバランスをどう取るのかと考えざるを得ない。国立公園という施設が何のためにあるのか。さまざまな場で日々の労働をこなし、日本を支えている国民が、疲れを癒やし、活力を取り戻すためのものだろう。国にはその責任があるし、公共施設として予算を投入する理由も十分にある。

それがどうしても捻出されないというのなら、管理能力と管理責任を併せ持つ機関が費用を算出し、一定の割合で受益者負担をしてもらうことになるだろう。当然それは安易に要求してはならないものだ。決して利用者に説得力のある根拠もなしにたかるような金の取り方をしてはならない。（おばら ひろし）



例えば、富士山の適正

利用のあり方検討委員会は、強制徴収導入には利用者を実に補足して徴収することを前提条件としており、この点も富士山のケースが任意の協力金にとどまった要因である(本誌・特集1)。富士山に限らず、ほとんどの山域では、入域口を限定できない。技術的な側面から、

入山料義務化のハードルは高い。

一方で、入山料や入園料を義務化した時の管理者責任を問う声がある。奥原(本誌・42ページのコラム)は、管理者が入山料を徴収するとなつたら、その管理者は遭難事故対応も含めてあらゆることに責任ある対処をしなければならぬと指摘し、伝統的な不文律で成り立ってきた山の管理に、入山料という考え方が入り込み、権利や責任などの関係性が明確になることゝ懸念を示す。溝手も、国や自治体の営造物責任を指摘する。問題点は少しずれるが、長野県地方税制研究会(2014年)は、入山税の使途として、登山道整備、山小屋トイレの設置や維持管理、山岳遭難防止活動としての可能性を是と

公有地の利用の対価を徴収することが可能である。しかし、日本の山岳には私有地が含まれ(富士山は神社の私有地が多く、尾瀬は電力会社の私有地が多い)、国や自治体の所有でない私有地について土地利用料を徴収するのは不合理である。

漁業権を有する漁協が、海でスキューバダイビングをする者から潜水料を徴収することを違法とした裁判例がある(東京高裁平成8年10月28日判決)。海は漁協の所有物ではないので、漁協が海の利用料を徴収することは法的な理由に欠ける。

国や自治体が設置した施設(駐車場、トイレ、休憩所、車道)などでは、国などが施設利用料を徴収することが可能であり、現実に料金を徴収している。現在はこの料金は施設利用の対価とされているが、駐車場の料金などに入山料的な意味を付加することは可能だろう。この場合には、登山者に限らず、観光客や仕事で駐車場などを利用する者からも料金を徴収することになる。

●論点2

国や自治体が、法律や条例に基づいて、自然公園の利用者に入園料を課すことが考えられる。その場合には、国や自治体による自然公園の管理が前提になり、公園の管理に関して、営造物責任(国家賠償法2条)が問題になる。

欧米では、「自然状態を維持する」ことを管理の内容とする自然公園が少なくなく(公園によって多様である)、利用者が自然のもたらす危険性を承認していれば、公園の管理責任の範囲が限定される。しかし、日本では、「公園の管理=人工的な施設の設置」という傾向が強いこと、利用者が危険性を承認して行動することを前提にした法理論が不十分なことから、行政にとって営造物責任が重くなることを恐れて十分な管理をしにくいという問題がある。

また、日本の自然公園は私有地を多く含むため、土地所有権と公園管理権の関係で問題が生じる。富士山は神社

の私有地が多いが、神社の関係者(神社の承認を得た者を含む)が神社所有地にある自然公園に入るのに入園料を払うのは不合理である。したがって、入園料の対象は、公有地や人がほとんど住んでいない場所にある自然公園に限られるだろう。

●論点3

入山料を税金として徴収する方法も考えられるが、税金の根拠、目的、公平性などが問われ、論点2以上に技術的な難しさがある。

●論点4

入山料の強制徴収では、目的の明確性が必要である。施設管理費を補うための入山料は、環境保護を直接の目的とするものではない。環境保護を目的とする入山料は、入山者数を抑制する効果が求められるが、低額の入山料では、環境保護の効果を期待できない。

強制徴収は罰則がなければ実効性がない。罰則を設ける場合には罪刑法定主義に基づいて罰則の対象を明確にしなければならない。

強制徴収では公平性が要求される。静岡県の実施要綱では、「登山道開通期間」に3つの登山道の5合目から「山頂を目指す登山者」が協力金徴収の対象とされている。「山頂を目指さない」観光客と登山者、1合目から登る登山者、登山道以外を登る登山者、登山道開通期間外の登山者は協力金徴収の対象外であり、公平性に欠ける。(みぞて やすふみ)



溝手康史(みぞて やすふみ)
 弁護士。1955年生まれ。国立登山研修所専門調査委員、日本山岳サーチ・アンド・レスキュー研究機構理事、日本山岳文化学会、日本ヒマラヤ協会、広島山岳会などに所属。これまでヒマラヤや北極圏のバフィン島など国の内外で登山をする。著書に『登山の法律学』(東京新聞出版局)、『山岳事故の法的責任』(星雲社)など。

しているが、山岳遭難救助費用については、国民の生命・身体に関わる行政経費と負担を突き合わせて考えると目的税的な考え方に馴染まない」と言っている。ただし、ここに至る過程には多様な意見があったようだ。

いずれにせよ、法律や条例に基づいた入山料の義務化に向けては、さまざまな観点によるシミュレーションが必要である。

一方で、富士山保全協力金は、法的には寄付金や募金と同じであり、要項に基づく拘束力のない行政指導である(溝手)(40~41ページのコラム)。制度導入に向けた手続き面徴収の技術面でのハードルは、義務化に比べると容易だと言えよう。この時、寄付金という性質上、徴収にあたっては、利用者の任意であることとの明示や、支払いを拒否しにくい状況にしないことなどに留意しなければならぬ。

しかしながら、支払い意思はあるものの声をかけられなかったので支払わなかったといった声も聞かれる。任意であるが故に、徴収率が想定より低くなったり、支払いの有無により不平等感が生じることもある。

昨年、筆者は屋久島を訪れた時、



法律家から見た「入山料」

富士山などにおける登山「協力金」について、法的な観点から若干の意見を述べる。

「協力金」の法的性格

富士山登山の「協力金」は、「富士山保全協力金」として県の実施要綱に基づいて徴収されている。法律や条例で規定すれば入山料の支払いを義務化することが可能だが、要綱に基づく「協力金」の徴収は行政指導であり、行政指導には法的拘束力がない。「協力金」のような任意の支払金は、法的には寄付金や募金と同じである。

行政指導について、静岡県行政手続条例30条は、「行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものである」と、「行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない」ことなどを規定している。これと同様の条例が全国の自治体で制定され、国が行う行政指導については、行政手続法に同様の規定がある。

実施要綱では、富士山保全協力金の金額について、「1人当たり1000円を基本とする」としているが、任意に支払う金員は、本来、その金額も任意である。寄付は、いくら寄付をするかという点を含めて「任意」である。

静岡県が、「富士山保全協力金実施要綱」と同時に「富士山寄附金実施要綱」を制定したことは、「富士山保全協力金」が「富士山寄附金」と異なるものであるかのような誤

解を与える。「富士山保全協力金」も「富士山寄附金」もどちらも法的には同じ任意の支払金であり、それを「協力金」とするか「寄附金」とするかは、行政内部の区分けである。

外国では、ヒマラヤ、マッキンリー、キリマンジャロなどで入山料を強制徴収している。国立公園への入園者に入園料を課す国もあるが、これらの入山料は強制徴収が前提である。

「協力金」要綱は、法的な拘束力がないが、富士山などでは、一定の政策上の効果が期待されている。日本では、明治以降、国民が、法的拘束力のない行政指導を拒否しにくい状況があり、この点は、法の支配の不十分な日本の社会を反映していた。しかし、それが、行政上の不公平さや不明朗さをもたらし、結果的に行政に対する国民の不信を招いた。そのため、平成5年に制定された行政手続法(自治体の場合には、行政手続条例)で行政指導を強要できないことや不利益な扱いがされないことが明記された。

仮に、協力金としての入山料の支払いを拒否しにくい状況が生じれば、それは違法な徴収になる。

任意性のない協力金の支払いは、後で自治体に不当利得として返還義務が生じる可能性がある。協力金の徴収にあたり、「協力金」を払うかどうかは利用者の任意である点を登山者に明示することが必要である。

「入山料」の義務化について

以上のように、義務化しない入山料の徴収は、その実効性に疑問がある。

法律や条例を制定すれば、入山料の強制徴収が可能であるが、その場合に、国民が納得できるだけの法的根拠と適正な方法が必要である。

●論点1

公有地にある山岳地帯では、国や自治体は、土地所有権を根拠に入山料を徴収することが可能である。土地所有権は、土地を全面的に支配管理できる権利であり、法的には、

視座

特集テーマからの

縄文杉に向かう荒川登山口や白谷雲水峡の入り口において厳格な徴収に遭遇し、少々いらだつた。

逆に富士山では協力依頼の声かけが不十分(山本〔本誌・特集1のコラム〕)だという指摘もある。利用者、管理者ともに、協力の性質を十分に理解しなければならぬ。

余談になるが、観光インフラの整備財源確保の手段として、駐車料金、駐車場から対象地までの送迎バス代金としての徴収をよく経験する。

一昨年の春、とある桜の名勝地では、駐車料金は無料、無料シャトルバスを運行、これまで徴収していた桜協力は廃止、という案内をした上で、町の観光協会は1人300円の「観桜料金」を支払えと言う。この時は桜を見ながら、ずっと法的解釈を巡らせていた。

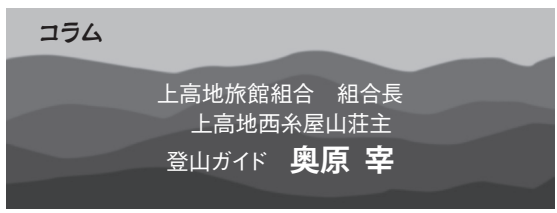
利用者の理解

利用者(観光レクリエーション客や登山者)は、自然公園への入園料や登山の有料化をおおむね受け入れているといつてよいだろう(中島〔本誌・特集1〕、愛甲〔本誌・特集2〕、神谷〔本誌・座談会〕)。さらに、富士山の入山料については、各種調査ともにおおむね80%の人が「強制すべきだ」と答えている(中島〔本誌・特集1〕)。

ジョーンズ(本誌・特集1のコラム)は、富士山保全協力金制度を事前に知っていた比率は、日本人92%に対して、外国人29%と、外国人の認知度の低さを指摘する。加えて、外国人において、事前に知らなかった人の協力金の支払い意思は43%にとどまるのに対して、知っていた場合には72%にまで上がると分析する。

このように利用者に対するアンケート調査を基にした分析結果の多くは、入山料や入園料に好意的である。一方で、日頃から登山客やトレッキング客とじかに接する石塚(本誌43ページのコラム)は、「この登山道は誰が整備しているのかや、トイレの清掃や処理などにもお金がかかっていることを気にかけるお客様はほとんどいない」という。さらに、入域料やトイレの使用料に対し「なぜ?」という疑問を投げかけられることがある」と、利用者の理解不足を指摘する。

利用者の声にはより注意深く耳



コラム

上高地旅館組合 組合長
上高地西糸屋山荘主
登山ガイド 奥原 幸

仮に、上高地を訪れる全ての観光客から1人100円の入域料をいただくと、年間で1億2千万から1億5千万円ほどの基金ができる。これを使って案内標識やトイレなどの各種施設整備などや自然環境の保全ができれば、今以上の楽しみを提供することができる。来訪者の負担感がそれほどではない金額であれば、入域料という考え方はよい。ただし、徴収方法、用途などのシステムがしっかりしていることが大前提だ。北米に代表される世界の国立公園のように入り口にゲートがあり、そこを通る観光客からあまねく入域料を徴収できればよいが、上高地への入り口は複数あり、現状では全員からということは難しい。また、来訪者の滞在



時間や行動が多様であり、公平感を出すのは難しいだろう。一方で、上高地を奥部まで歩き、さらに穂高岳などに向かう登山者に入山料を強制するとなると、複雑な要素が絡んでくる。登山道の管理者は誰なのか。つまり、管理者が入山料を徴収するとなったら、その管理者は遭難事故対応も含めてあらゆることに責任ある対処をしなければならない。損害賠償の対象にもなる。これは重大な課題である。北アルプスでは、登山道の整備は山小屋の力によるところが大きい。自分の山小屋に安全に、そして快適に登山客を呼び込むための営業行為だという人がいるかもしれない。それは否定しないが、小屋の近くの登山道で事故が起これば、山小屋が対応しているという状況も理解すべきだ。これなどは、伝統的な不文律であり、登山という楽しみは、難しいルートになるほど、自己責任を求められることを前提として、成り立ってきた。ここに、入山料という考え方が入り込み、権利や責任などの関係性が明確になることは果たしてよいことなのか。長野県では遭難時の救出活動費用における自己負担の議論がされるようになった。入山届の義務化にも多様な意見がある。登山では、まず安全対策。入山料に関わる場所は、今のところ、曖昧なままでもよい気がする。(談) (おくはら つかさ)

を傾けなければならぬ。その上で、入山料や入園料の目的や使途をより明確にし、分かりやすい表現で広く伝えていく必要があるだろう。できれば、旅の準備段階からそのことが十分に伝わり、納得の上で来訪してもらいたい。

前述した屋久島の白谷雲水峡の入りにくくには、山岳部保全募金事業の収支状況を報告します」として、1年間の募金額(2109万1千円)、支出額(1904万5千円)の内訳などが詳細に掲載されていた。これほど精緻な報告を見ると、半ば強制的な徴収方法にも十分に納得できた。実施地での出納状況報告に併せて、石塚が言うように、良好な自然体験や環境学習を通して、自然環境の尊さ、持続可能な観光レクリエーションのありよう、利用者としての責務なども伝わるとよいだろう。

金額

筆者が富士山の入山料に強く関心を持ったきっかけの一つは、富士山登山者数を抑制するためには1人7000円徴収すべき」という報道であった。これには正直非常に驚き、当局は高額な入山料によって入域制

限を始めるというのか、と警戒心が湧いたことも確かである。

この試算は栗山(本誌・特集3)(栗山(2013年6月))によるものである。5000円〜10000円程度の入山料が検討されているが、入山料が1人当たり5000円の時の抑制効果は2%、10000円の時は4%。仮に富士山の訪問者数が世界遺産登録により30%増加する場合、入山料のみで現状水準まで抑制するためには少なくとも1人当たり7000円の入山料が必要」と科学的に分析している。注意深く見れば、入山規制のために徴収額を上げよという趣旨ではないが、報道を通して数値が強調されると理解を誤りがちになる。

さて、入園料、入山料を是とした場合に、適正な金額はいくらなのか。その算出根拠はどうすべきか。

前者については、本誌の特集1で利用者意識を基にした関連数値を紹介している。国立公園の入園料を聞いた世論調査では5000円〜10000円程度、登山者に聞いた入山料は10000円〜30000円という声が多い。

愛甲(本誌・特集2)はアメリカ有料化実証実験の紹介を通して、入園料徴収の賛成者は多いが、より安

人たち、ボランティアで登山を支えている人たちと登山客とで山の楽しさを分かち合いたい。それができた時、登山道やトイレの整備費に見合う分を支払ってもらおうとよいと思う。実際支払う金額は、実費見合い分というのは無理があるので、納得感のある落としどころを見つけなければならない。強制でなく、自発的に支払うというのが理想だ。

上高地やその周辺にはまだ広く知れ渡っていない多くの自然エリアが残っている。そこにも踏み入って見せてあげたい。そして自然の素晴らしさを感じてほしい。環境教育にも役立つだろう。ただし、ガイドが同行し、自然環境にとことん配慮する。そしてお客様の安全管理も万全に。そのような場所を利用する時には、十分な入域料を支払ってもらおうとよい。(談) (いしづか さとみ)



コラム

NPO法人信州まつもと山岳ガイド協会やまたみ
事務局長

山岳ガイド・自然ガイド 石塚 聡実

山岳ガイド・自然ガイドとして登山客やトレッキング客を案内している時にいつも感じるのは、お客様は自分のことだけに集中して行動したり感動したりしており、例えばこの登山道は誰が整備しているのかや、トイレの清掃や処理などにもお金がかかっていることを気にかける人はほとんどいないということ。入域料やトイレの使用料のことを言うと、「なぜ?」という疑問を投げかけられることがある。山小屋を経営しているのだから、登山道やトイレなどは山小屋が整備するのが当たり前という考え。まずは、一緒に自然の中を歩くことを通して、この状態は誰かによって保たれているということを理解してもらおうことが大切だと思う。私たち山岳ガイドも登山道整備を手伝うこともある。関係者が協力し合って、登山の環境を整えているということをうまく伝えたい。

山との関わり方を理解してほしい。私たちや、山小屋の

視座

特集テーマからの

いほうがいいという回答も多く、特に所得や学歴が低いほど、旅行費用の高さが国立公園の訪問意欲を阻害する^①ことを書いている。公共の施設である以上、利用の公平性が求められる。利用金額は訪問を阻害しない程度にすべき^②という考えに筆者は賛同する。愛甲に

よる。管理者は、支払う対象と金額の明示、支払い能力と受益範囲の公平性や経済的効率性・徴収および運営コストの考慮、地元住民や外国人、学生への配慮が必要にも注目したい。

後者については、本誌・座談会における阿部の「維持管理に必要な経費を利用人数で按分する^③」という考え方が理解されやすいだろう。

一方で、神谷（本誌・座談会）は、そのエリアで享受する総合的なサービスの対価として考えることも面白いと言っている。

この考え方の実践例として、乗鞍山麓の五色ヶ原での取り組みが興味深い。乗鞍山麓五色ヶ原の散策コースを歩くためには、主催者が用意する有料ツアーに10日前までに予約して参加することが必須である。価格

は、ガイド1人が同行する約10人のグループに参加した場合、ガイド料施設利用料、傷害保険、ガイドブック代なども含めて参加者1人当たり9000円。

直感的には高額に感じるが、自然環境の保全状況の良好さに加え、歩道の歩きやすさと周囲の自然とのバランスの良さ、洗浄器付き水洗トイレ、そしてコースの一部がバリアフリー（車いす）対応になっていることなど、

観光レクリエーションの場として付加価値の高さを筆者は実感した。そしてツアー参加費は地元行政に納入された。

広く知られ、既に多くの方に利用されている場所で、新たにこのような仕組みを導入することには困難が多いが、需要の拡大が見込まれるような自然地域、戦略的に誘客を図ろうとする自然地域では、転ばぬ先の杖として、このようなケースが大いに参考になるだろう。

合意形成

入山料や入園料に関わる理論的な整理を試みてきたが、果たして現場の関係者はこのテーマをどのように捉えているだろう。主に観光事業に

関わる関係者の声を少しばかり聞くことができたのでコラムとして紹介した。いずれも個人の考えを聞いたものであり、その地域の包括的な見解ではないことに留意いただきたい。

概観すると、いずれも入山料や入園料の導入には慎重である。理屈としては理解できても（総論賛同）、実現させるとなるといくつもの壁があり（各論困難）、現状では難しいという。

愛甲は、アメリカ有料化実証実験の中で、有料化の根拠と使途が明確でなければ利用者や関係者には支持されず、意思決定プロセスに利害関係者を含むべきだ^④ときれいにまとめているが、この実践が難しい。

柴崎（本誌・特集4）による屋久島の状況分析は、現実を端的に表しており、その経緯に臨場感がある。おそらくどの地域においても、行きすぎた観光利用から自然を保護すべきという立場と、入山料や入山制限は観光客数や観光収入の減少をもたらす地域経済の疲弊につながるという地域振興の立場との間で意見が戦わされるであろう。

はからずも土屋（本誌・「わたしの1冊」）が紹介する宮本常一著『忘れられた日本人』の「寄りあい」には驚

いた。今の時代にあっても、利害関係者による時間をかけた丁寧な話し合いという合意形成過程は理想である。この時、栗山（本誌・特集3）は、懸案事項に関する科学的な分析結果が議論の助けになると主張する。自然地域を対象とした議論には、とくに理科系の研究者や研究成果が重用されるが、観光利用が絡む案件では柴崎が言うように社会科学者の活躍もまた重要である。

計画論と利用者論

柴崎（本誌・特集4）は、屋久島をケースに、全島・包括的な、なおかつ全産業・生活の関連性を見据えた地域計画づくりを内発的に進める必要がある^⑤と主張する。

入山料の問題は、狭義の入山料であれば周囲への波及は限定的かもしれないが、より広域への入園料となれば、対象エリア内の維持管理のありようにとどまらず、周辺地域も含めた地域社会に何らかのインパクトをもたらす。対象地の目標像、ビジョンを明確にし、そこに向けた方針を検討する。そこには「自然環境」の状態と「観光客」の状況、そして地域の「産業や経済」の様子や「地域住民の意識」

までが描かれるとなおよい。もちろんそれらの軽重は地域特性によって異なるものだ。

そして、ビジョンを具体化する手段を検討する段階で入山料や入園料が話題となること、問題対処型ではな

い、ビジョン達成型の入山料、入域料の仕組みができることが望ましい。入山料や入園料については、ある特定地域に特化して話題となることが多い。そのほうが問題は明確になり、現実的であり、議論が深まる。

世界自然遺産登録以降、ハートロックへのツアー客数は急増した。混雑感が出てきたが、各ガイドが工夫して参加者の満足度を保つようになっている。そもそも入山料のような話は、自然

破壊やトイレ問題、過剰利用などの具体的な懸念事項に対する対処策として出てくるものだと思う。つまり、少しでも気になることがあれば、その都度、当事者が日常的にうまく対応できていればよいこと。それがままならず、抜本的な対応策に迫られる境界線あたりのことをキャリングキャパシティというのかもしれない。(談) (かねこ たかし)



コラム

株式会社 ソルマル 代表取締役
小笠原村観光協会 会長
自然ガイド **金子 隆**

小笠原ではこれまで入山料が話題となったことはない。父島で最も高い山の標高は320メートル程度。登山の対象とは言いにくい。ツアーコースでは海拔300メートル弱の千尋岩(通称ハートロック)へのルートが人気。片道2、3時間の本格的なハイキングが楽しめる。

ある時ハートロックへのルート上にトイレ紙が散乱しているという“うわさ”。島内唯一のスーパーマーケットの前でしたたかに話されていたようだ。これを気にかけた自然ガイドが自分でゴミ拾いツアーを企画し、うわさの場所に出向いたもの。そこには何も無い。これを繰り返し実施するうちに、うわさは消滅。

この特集も富士山をまず題材にし、そこから話を展開した。これらはいずれも、管理者側からの見解であり、観光地の計画論の範疇だと言えよう。まさに、筆者らの日常的な業務領域での話である。

しかしながら、土屋(本誌・座談会)が言うように、国民のレクリエーションはどうあるべきかを、そもそも国民が享受すべき良質なレクリエーションの場をどのように位置づけるのかという議論が、もう少し活発化してよいのではないか。

誘客による経済活性化を目的とする観光レクリエーション地の整備がよく話される。そのことに加えて、利用者の効用を軸にしたこと、つまり、暮らしを豊かにする余暇の過ごし方という側面からも提案していきたい。

もちろん、利用者は、受益者負担、自然地域での自己責任などに関わる意識を深めなければならない。

金子(本誌・45ページのコラム)の「何事もなければ、何らの対処も必要ない。そのために、関わる人たちが日々注意深く自然地域を見守っていくことが重要」。不測の事態に陥る一歩手前が利用の許容限界であり

自然にとっても優しい水準」という考え方は、自然地域を観光利用する上での理想だろう。

一方、不便で厳しい利用環境であっても原生的な自然を楽しみたいという人、安全性が確保され、ある程度快適な利用環境のもとで自然を楽しみたいという人もいる。多様な観光レクリエーションの場があるとよい。自然にとっても、そして利用者にとっても優しい水準が何かを考えていきたい。重要なことは「資源」と「利用」と「整備」の状態がバランスしていることである。そして持続することである。

これに向かう一つの方法として、利用者負担はあってもよいだろう。

(てらさき たつお)

参考文献

- ・加藤峰夫「国民全体の負担から利用者の負担へ」カナダ国立公園の利用料金システム大改革と、今後に予定されるサービスの「民営化」の動向―(『国立公園』54号、国立公園協会、1996年)
- ・「山岳及び高原に係る費用の利用者負担のあり方についての検討結果報告書」(長野県地方税制研究会、2014年)
http://www.kyoto-u.ac.jp/static/ja/news_data/h/hl/news/2013/130604_1.htm
- ・<http://www.hida.jp/goshiki/index.shtml>
- ・大平俊次「乗鞍山麓五色ヶ原の森の取り組み」(『国立公園』No64) 国立公園協会、2006年

住民参加型の 観光まちづくりを考える

— 地域活性化手法としての「オンパク」に関する基礎的研究

公益財団法人日本交通公社 観光文化研究部 次長・主席研究員

吉澤 清良

研究の背景と目的 〜観光への住民参加を 考える

当財団では、2010～2012年度(平成22～24年度)にかけて「観光地における観光客、観光事業者、行政(地域)と住民の4つの主体の関係性の把握により、住民にも社会的・経済的にプラスとなる観光のあり方」について研究を行ってきた。同研究の成果は『観光文化』216号(2013年1月)「住んでよし、訪れてよしの観光地づくり まずは住民意識の把握から!」観光に対する

住民意識に関する研究(福永香織 研究員他)より(2013年6月)などでも公開している。

同研究の成果も踏まえ、2013年度(平成25年度)以降は、住民の「意識」から「参加」へと研究の視点を移し、「観光への主体的・効果的な住民参加のあり方に関する研究」を行っている。

これまで、本研究では、観光地における住民、特に女性や若者の参加が特徴的で、地域振興・観光振興の実践的・効果的な手法として全国各地に広がった「オンパク」(注)を研究対象として、一般社団法人ジャパン・オンパクやオンパク実施団体の協力

を得て、各種の調査を実施してきた。

本稿では、同研究の成果の一部を基に、地域活性化手法としての「オンパク」について、その「要点」(理念や運用に関する基本的な考え方やなど)を紹介しておきたい。

オンパク実施団体の 現状と課題 〜事業評価の難しさ

オンパク手法は、地域資源の発掘とそれらを生かした体験プログラムとを考案・実施により、住民が自らの地域を知り好きになることで、地域の良さや素晴らしさを認識し、住民

表1「オンパクの実施団体の組織と事業内容等における現状と課題アンケート調査」の概要

調査時期	平成26年1月10日～
調査対象	ジャパン・オンパク会員地域及びオンパク手法を導入している地域(41地域)
調査方法	調査票をメール・郵便で送付。メール・郵送で回収
回収数	19団体(回収率46.3%)
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> • 団体の概要・特徴 • オンパク導入の背景と目的 • 直近で開催したオンパクの概要(プログラム数、参加者数、参加者特性、事業費等) • オンパク導入後の結果・成果 • オンパクの事業評価 • オンパク開催の課題 • オンパク実施の担い手(キーパーソン) • 今後のオンパク開催について 等

資料：公益財団法人日本交通公社「オンパクの実施団体の組織と事業内容等における現状と課題アンケート調査」

図1 オンパク導入後の結果・成果について

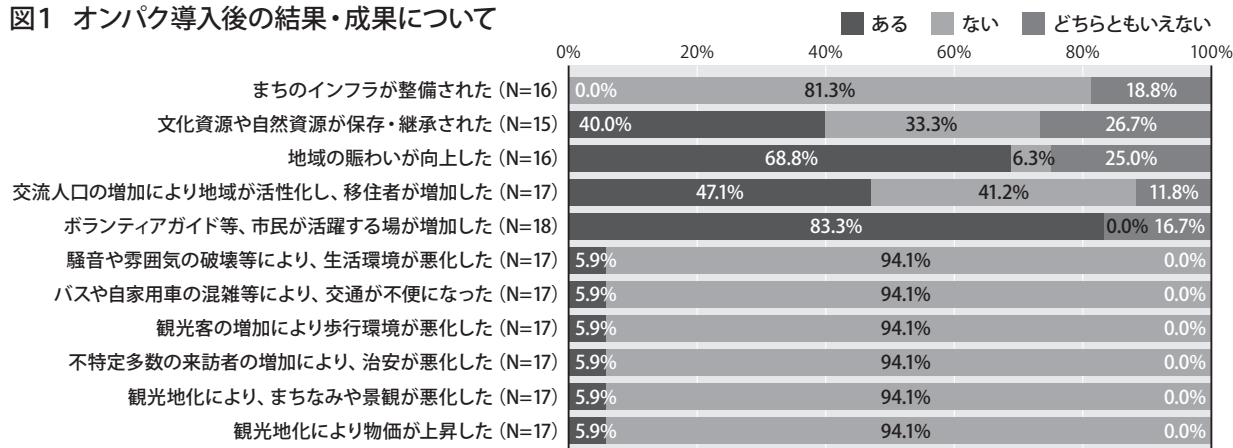


図2 オンパク開催にあたっての課題などについて

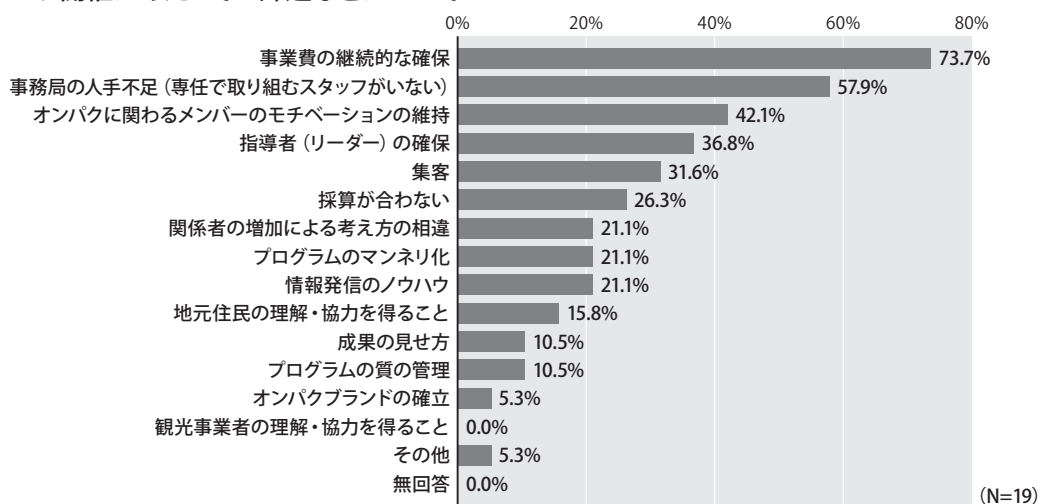
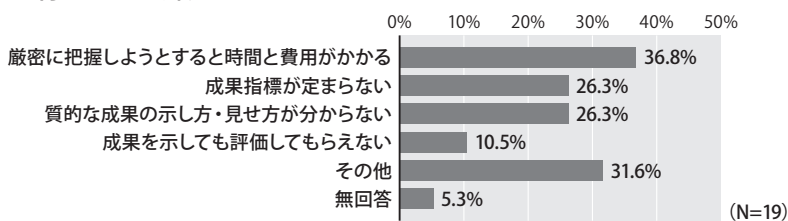


図3 事業評価を行う上での課題



域の賑わいが向上した(68・8%)、「ボランティアガイド等、市民が活躍する場が増加した(83・3%)」などの成果が挙げられている(表1、図1)。「住民参加」に関わる評価は非常に高く特徴的である。

しかし一方で、「事業費の継続的な確保(73・7%)」「事務局の人手不足(57・9%)」「オンパクに関わるメンバーのモチベーションの維持(42・1%)」といった開催にあたっての課題が指摘されることもある(図2)。特に事業費の継続的な確保は、多くのオンパク実施団体において切実な問題となっている。

また、オンパク手法の導入から数年が経ち、オンパク事業の評価が求められているケースも少なくない。事業評価の課題では、「時間と費用がかかる(36・8%)」「成果指標が定まらない(26・3%)」「質的な成果の示し方・見せ方が分からない(26・3%)」「成果を示しても評価してもらえない(10・5%)」の他、「その他(31・6%)」には「評価手法が未詳」「比較検証する事業(比較対象)がない」などの課題が挙げられている(図3)。

表2 オンパク手法の要点

■オンパク実施の前提となる基本的な考え方や意義	
<理念>に関する事項	
1	まちは良い時も悪い時もあるが、悪い時を短くするか長く続けるかは人間次第、資源がある限り誰かがその地域を再生する。地域が再生するために必要なのは理屈（理念）。人を説得するための理念が必要で、それが少しずつ広まっていく必要がある。
2	マイナスに見える部分が、実は元々その地域が持っているものであり、地域の文化になっている。
3	観光まちづくりを10年、20年やっても成果が上がらない所があるが、その原因は仕組みが悪い。そんな時は原点に戻るべき。
4	観光地づくりで絶対にプレテはいけないことが自然の保全、景観、温泉、資源を大切に土地の歴史を語れるようにすること。語らなければ伝わらず、まちあるきによってそれが実現する。外からのお客様とではなく地元の人と地元のことを語れるようになること。
5	地域に以前からある食や方言などの独特の文化を外に向けてきちんと表現するのが今の観光。
6	マニアが圧倒的なファンになってリピートしてくれることが非常に大事で、ファンづくりの真髄。幅広い客層ではなく、日本中で200万人が認知してファンになってくれれば良く、深掘りすることでニッチマーケットが開拓できる。
7	オンパクは観光専科ではない。新たな市民社会の活力の底上げを行う仕組み、そのためのソーシャルキャピタルという役割が基本。
8	従来型の観光地の牽引組織（観光協会、観光連盟など）は男性中心だが、新しい組織をサポートする形が作ればうまく回る。新しい観光の組織がうまく回るまでに3～5年程度時間がかかる。
<運用>に関する事項	
1	参加人数が最大20人程度の小規模のプログラムで、地域の資源を活かし、地域の人々が考え、地域の人材が主役の体験交流型イベント。
2	オンパクが支援するのは、事業者を目指す個人（事業者未満の女性や若者）。個人レベルで何かやってみようという思いのある人に機会を与える場が重要な役割。
3	観光客を増やすことではなく、地元の人たちに参加してもらう（シビックプライド・地元市民の誇りの再生）が最も重要な目的。
4	プログラムで重要なのは「初めてのことをやる（チャレンジが伴う）」。地域の人々が今までできなかったことをやる。既にやっていることを並べても意味がない。
5	集客人数ではなく、参加した事業パートナー、開催した地域の変化が大切。
6	地域の一番大事なコンセプトをデスティネーション・マーケティングの視点から見て、どう深掘りするのが重要。
7	運営主体を公的機関と民間に分けた場合、組織進捗度（自らの意思による実施の度合い）が高いものは民間（NPO）がほとんど。
8	地域で意欲のある人を集め、任意団体から始めて新組織をどんなポジショニングで作っていくかを考えることがこれからの観光で重要。どのポジショニングで交流人口を増やしていくかは、地域ごとに異なる（オンパクだけが必ずしも正解ではない。）。
9	オンパクはステークホルダーを増やしていくツール。
■オンパク方式で実現可能なこと	
<ul style="list-style-type: none"> ・ パートナー（地域住民）がチャレンジして、そこに変化が起き、地元のマーケットが創出される「オンパクは地域の苗床」。 ・ 思いを持った地域の人材の、思いの芽を出す（事業化につなげる）ための支援。 ・ オンパクを基盤として展開が可能なもの[着地型観光][6次化産業][女性、若者などの小規模企業の支援]。 ・ 年間100万人以上が宿泊する大型温泉観光地は、国内に約50カ所あり、そのほとんどがバブル以降、40%の観光客減少だが、別府は、約20%の減少で留まった。オンパクを開催しなければ別府も40%の減少割合だったと思う。 ・ オンパクは、地元客の集客効率は非常に良く、マーケティングをしなくても好みなどが大体分かる。 	
■オンパク方式で実現が難しいこと	
<ul style="list-style-type: none"> ・ オンパクというイベントそのもので、数万人単位の劇的な集客を目指すことは間違い。 ・ 「オンパクでたくさん観光客を呼ぼう」ということはやめたほうがいい。 ・ 事業は黒字化しない。オンパクは非収益型。 ・ 事務局の中心となるコーディネーターのコストが捻出できない。 ・ オンパクは近隣や地元のお客様を対象とした取り組みのため、遠方の人に来てもらうための商品提供に関するデスティネーション・マーケティングが全くない。遠方からの集客・誘客の場合、マーケティング機能が欠かせない。 	
■公共政策としての期待	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 稼ぐなら、優れたプログラムを提供するパートナーを絞り込み、いくつかの旅館と組んで集客すれば良いが、それは地域のごく一部が関与するものになり、NPOの介在は不要。 ・ 事業費は自力で集めることができても、事務局の中心となるコーディネーターのコストが捻出できないため、自治体として人件費を確保するようになってほしい。 ・ オンパクを自治体としても包括的な取り組みとして考え公共政策に取り入れ、政策課題の解決に展開してほしい。 ・ オンパクのような組織と協力し、観光協会や行政機関がデスティネーション・マーケティングを担うことが必要。 	

資料：公益財団法人日本交通公社『平成25年度 観光実践講座 講義録』を基に筆者作成

オンパク実施団体には、行政や観光関係団体などから人的・資金的な支援を得ている団体も多いが、「オンパク事業の結果や成果の分かりづらさ」などから、支援が中長期的に継続されるケースは少ない。事業評価の問題は、事業の継続に直結する大きなネックとなっている。

オンパク手法の要点 〜そもそもオンパクとは何か

オンパクは事業の実施・継続にあたり解決すべき課題は残るものの、全国でのオンパク開催地域数は56地域(2014年度(平成26年度)末現在)と、毎年数地域ずつ増加し、安定的に推移している。

2014年度(平成26年度)、当財団は、諏訪広域連合との共同研究により、「信州諏訪温泉泊覧会」『ズーラ』(注2)について、これまでの事業の結果・成果と課題の整理、独自の事業評価の考え方、事業の発展的・継続的な展開に向けた検討を行った。同研究の「環」で、「別府八湯温泉泊

覧会」(以下、別府オンパク)を対象として、「そもそもオンパクとはどのような特徴を持つ地域活性化の取り組みであるのか」について、『平成25年度 観光実践講座 講義録』(2014年6月)(注3)を基に、一般社団法人ジャパン・オンパク代表理事の鶴田浩一郎氏、NPO法人ハットウ・オンパク運営室長の野上泰生氏の発言からその「要点」(理念と運用に関する基本的な考え方など)を抽出、整理した(表2)。

●理念と運用に関する事項

オンパク手法の理念と運用について整理をしていくと、いくつかのポイントを見いだすことができる。例えば、理念については、「オンパクは観光専科ではない。新たな市民社会の活力の底上げを行う仕組み、そのためのソーシャルキャピタルという役割が基本」といったこと、運用については、「オンパクは」参加人数が最大20人程度の小規模のプログラムで、地域の資源を活かし、地域の人々が考え、地域の人材が主役の体験交流型イベント」などである。

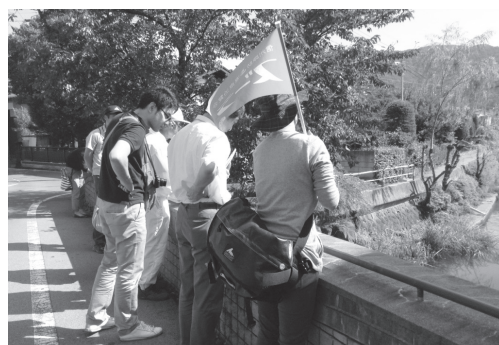
●実現が可能なこと、難しいこと

オンパク手法で「実現が可能なこと」、その長所や成果は一般社団法人ジャパン・オンパクの公表などで知られているが、「実現が難しいこと」については、オンパクを対象とした既往研究からも見かけることは少ない。

オンパク手法で実現が可能なこととは、例えば、オンパクを基盤として展開が可能なもの「着地型観光」「6次化産業」「女性、若者などの小規模企業の支援」といったことであり、実現が難しいことは、「オンパク」というイベントそのもので、数万人単位の劇的な集客を目指すことは間違い。「事業は黒字化しない。オンパクは非収益型」などである。

●公共政策としての期待

オンパクは、前述の通り、「住民が地域の良さを素晴らしさを認識し、住民の誇り(シビックプライド)の再生につなげていく手法」として、内外で高く評価されている。住民の誇りや郷土愛の醸成のための取り組みは、一般的には行政マターではあるが、オンパク実施地域では、少な



ズーラ「スワらしきまち歩き・上諏訪温泉浪漫譚」、地元ガイドと上諏訪のディープな世界を体感

らずオンパク実施団体がその役割を担っている。

オンパクの公共政策での期待としては、例えば、「オンパクを公共政策に取り入れ、政策課題の解決を」「オンパクと協力し、行政や観光協会がDESTINATION・マーケティングを実施」といったことが挙げられている。

●オンパクに取り組んでいく際の 主な留意点

前述の要点を踏まえてオンパクに取り組んでいくための主な留意点を考察すると、「コンセプトや趣旨を理解して活動できる事務局スタッフや

表3 評価検証の基礎となる指標（項目案）の検討

参考とした発言（考え）	項目案	1 地域の変化や活性化
<ul style="list-style-type: none"> オンパク手法は、閉ざされた一部の観光事業者が行うものではなく、まち全体を巻き込んでいくプロジェクト。 今まで、地域外から来る人のことを考えていなかった地元の人たちが、地域外から来る人に目を向けさせる創意工夫がオンパクの中で行われる。 	①地域の事業者の参加度	
<ul style="list-style-type: none"> 別府のオンパクは、最初は住民が参加し、その後、観光客が参加した。 	②地域住民の利用度（地域内外の参加者割合）	
<ul style="list-style-type: none"> 地域の協働のネットワークが形成、拡大。 	③地域内連携の強化度	
<ul style="list-style-type: none"> 地域住民が主体となり、自発的にやりたいことをやっていく形に変えていく（co-design）地域再生は住民から。 	④地域内の起業や新規事業による活性化	
<ul style="list-style-type: none"> 何人集客したかではなく、地域の起業や新しい商品を生み出していることがオンパクの最大の特徴。 温泉水を使った化粧水を開発した美容室経営者、棚田景観保全目的でオンパクに参加して棚田米の生産で収益を上げた農家などがオンパクの成果。 	⑤地域イメージや認知度の向上	
<ul style="list-style-type: none"> 地域ブランディングで別府の順位が上昇したことの要因。 	①地域資源の発掘	2 地域資源の利活用
<ul style="list-style-type: none"> 地域再生は、地域を知ることから始まる。「地域資源の活用」の前に「地域資源の発見」というプロセスが絶対に必要。 住民参加によりまちの素晴らしさを発見するプロジェクトという位置づけ（いきなり、まち歩きを観光プログラムとして商品化することは疑問）。 	②地域資源の整理とコンセプトメイキング	
<ul style="list-style-type: none"> (1)天然温泉力の体験 (2)地域文化の体験 (3)別府の自然の体験（エコ）(4)別府の日常の食文化の体験 (5)温泉+健康、癒やし、美の体験がオンパク以前に考えていた地域活性化の5テーマ。 見直した地域資源を見せるためには、新しい仕組みが必要。新しい仕組みづくりは時間がかかる。別府では完成までに5年くらいかかった。 	③地域住民の地域資源に対する意識の変化度合	
<ul style="list-style-type: none"> まち歩きに住民が参加することで、それまで知らなかった自分の町を知り、好きになり、自分も活動をしたり、語りたいという変化が起きる。 	①運営体制の整備	3 運営体制
<ul style="list-style-type: none"> オンパクの構成要素は、[プログラム] [パートナー事業者] [会員組織] の3つに加え、運営組織のNPO。 事務局の中心となるコーディネーターのコストが捻出できない。 	②マーケティング的な取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> チャレンジするパートナー（地域住民）、チャレンジを支えるサポーター、会員組織、ガイドブックを置いてくれる地元企業、ガイドブックに広告を掲載するスポンサーなど（ステークホルダー）による「協働のネットワーク」。 地域で意欲のある人を集め、任意団体から始めて新組織をどんなポジショニングで作っていくかを考えることがこれからの観光で重要。どのポジショニングで交流人口を増やしていくかは、地域ごとに異なる。 	③行政と民間の運営上の役割分担	
<ul style="list-style-type: none"> プラットフォームは異なる得意分野を持つ人を集めなければ、全体の浮揚がうまくいかず組織全体の底上げにならない。NPOはネットワーク型の組織なので多様な人と関わるため、色々な個性の人が必要。 従来型の観光地の牽引組織（観光協会、観光連盟など）は男性中心だが、新しい組織をサポートする形が作れればうまく回る。新しい観光の組織がうまく回るまでに3～5年程度時間がかかる。 	④地元住民による会員制度	
<ul style="list-style-type: none"> オンパクは近隣や地元のお客様を対象とした取り組みのため、遠方の人に来てもらうための商品提供に関するデスティネーション・マーケティングが全くない。 オンパクのような組織と協力し、観光協会や行政機関がデスティネーション・マーケティングを担うことが必要。 	⑤意思決定方法	
<ul style="list-style-type: none"> パートナーの活動を支援する地元住民の会員組織「オンパクファン倶楽部」。 	①収益性	4 運営および事業方針
<ul style="list-style-type: none"> 運営主体は多様だが、重要なことは意思決定を民間にさせること。受益者は民間（観光事業者や地域の民間事業者）なので、意思決定を行政が行ってしまうとオンパクのソーシャルキャピタル化は困難。 	②事業方針や事業目的	
<ul style="list-style-type: none"> 観光では「集客」が必要のため、自分の地域のフェーズ（人口動態などの様相）を知り、正確で合理的な判断をしなければいけない。 採算性が高いプラットフォーム[団体教育旅行（南信州観光公社、おちかアイランドツーリズムなど）]の収益は、教育旅行＝団体旅行による。 	③ステークホルダーや地域の協働のネットワーク構成の内訳	
<ul style="list-style-type: none"> 理念やコンセプトのブレとステークホルダー（会員組織・パートナー・サポーター・スポンサー・協力企業・メディア）のブレがあってはいけない。 地域経営は時間がかかる。ステークホルダーの掘り起こしに3～4年かかるが、大体3年で地域に人材が出てきたことが見えてこなければいけない。 	①観光プログラムとしてのまち歩き	5 観光振興
<ul style="list-style-type: none"> 4年目、5年目になるとソーシャルキャピタルとしての役割も含め、どのような方向に進むべきかいろいろな壁にぶつかるようになる。 	②プログラムのスタイル	
<ul style="list-style-type: none"> 観光プログラムとしてのまち歩きが成立するのは、観光資源が豊富で、歴史と物語がある場所（長崎のような町・長崎さるく）に限られる。 プログラムの品質にこだわるスタイルと間口を拡げて緩くやるスタイル。重要なのは「初めてのことをやる」。 	③プログラムの傾向	
<ul style="list-style-type: none"> 宿泊施設の考案したプログラムは、参加者は宿泊客（地域外住民）がほとんどで、受益者（宿泊施設）がガイドを出さなければ、宿泊施設と地域と一緒にできない。 地域資源の深掘りをするので、奥行きが広がることが観光まちづくりで一番大切。 	④地域住民によるガイド	
<ul style="list-style-type: none"> ガイドの話が中心ではなく（地域の）人を紹介して「つなぐ」ことがガイドの主な役割。 マニアが圧倒的なファンになってリピートしてくれることが非常に大事。 	⑤参加者や客層	

資料：公益財団法人日本交通公社『平成25年度 観光実践講座 講義録』を基に筆者作成

パートナー（プログラム提供者）の確保」「事務局人件費をはじめとする実施費用の捻出」「事務局スキルの体系化」「身近な地域資源の再認識と観光活用」「地域のさまざまな事業者による体験プログラムづくりと着地型観光への参入」「まちづくりや生涯学習、新規事業や新商品開発への展開や発展」などが挙げられる。

今後の研究課題

『評価検証の基礎となる指標（項目）の検討』

表3は、オンパク事業の評価検証の基礎となる指標（項目案）について、鶴田氏、野上氏の発言を集約する形で、整理したものである。

最終的には、

1. 地域の変化や活性化（5項目）
 2. 地域資源の利活用（3項目）
 3. 運営体制（5項目）
 4. 運営および事業方針（3項目）
 5. 観光振興（5項目）
- の5つの大項目と21の中項目に整理を行った。

今後も、引き続き、オンパク実施

団体などの理解と協力を得て、「多様な主体の連携による観光地づくりのポイントの整理」や「継続的な観光地づくりに向けた新たな評価手法の提案」などについて、研究を深めていく予定である。

（よしざわ きよよし）

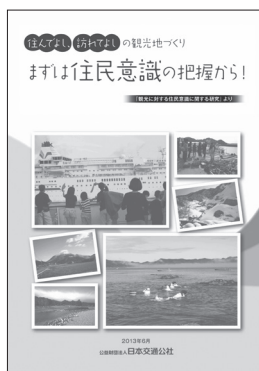
〔注1〕温泉泊覧会の略称。大分県別府市で2001年（平成13年）に「別府八湯温泉泊覧会」として開催され、地域資源を発掘・商品化して地域の付加価値を高め、地域振興・観光振興につなげる取り組みとして注目を集め、全国的に広がりをみせている。

〔注2〕2008年（平成20年）に始まった官民協働によるオンパクの先進事例。実施エリアを拡大し、現在は8市町村（岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、塩尻市、辰野町）で開催されている。

〔注3〕一般社団法人ジャパン・オンパク（2010年〔平成22年〕4月設立、NPO法人ハットウ・オンパク（2004年〔平成16年〕9月設立）の協力を得て開催した、当財団主催の観光人材育成講座の講義録。別府オンパクの要点を整理するには、公開されている主要な文献は古いものが多いため、同講義録を利用。

〔参考文献など〕

- ・一般社団法人ジャパン・オンパク公式ホームページ（<http://japanonpaku.jp/>）
- ・第29回日本観光研究学会全国大会学術論文集『地域活性化手法としての“オンパク”に関する基礎的研究』（吉澤清良、福永香織、後藤健太郎、小池利佳）。本稿は同論文を加筆、修正したものである。



住んでよし、訪れてよしの観光地づくり

まずは住民意識の把握から！

『観光に対する住民意識に関する研究』より
（2013年6月、公益財団法人日本交通公社発行）

当財団では、2010年度（平成22年度）より『観光に対する住民意識に関する研究』を実施し、内外の事例研究などをもとにして住民意識調査の手法を確立するとともに、観光客と観光関連産業、地域住民、そして行政の4者間の関係性を定量化することにチャレンジしてきました。本書は、同研究成果の概要を取りまとめたものです。



平成25年度 観光実践講座 講義録

オンパクに学ぶ、観光まちづくりの理論と実践

～“地域活性化”の秘訣、“課題解決”のヒント！～
（2014年6月、公益財団法人日本交通公社発行）

当財団が主催している2日間の観光人材研修講座の講義録です。2013年度（平成25年度）は「オンパク」に着目し、その仕掛け人である鶴田浩一郎氏をはじめ、各地で活躍する方々による事例紹介から実践的な考え方やノウハウに触れ、住民参加型の観光まちづくり、持続可能な観光地づくりのヒントを学ぶ一冊となっています。

国立公園の 利用者意識に関する研究 ②

——山岳系国立公園利用がもたらす効用とは

公益財団法人日本交通公社 観光文化研究部 主任研究員

五木田 玲子

2012年(平成24年)10月に発行した機関誌『観光文化』第215号において、「国立公園の利用者意識

に関する研究」と題し、知床、奥日光、上高地、立山を訪れた観光客を対象としたアンケート調査結果を紹介した。今号では、同データを用い、国立公園利用が利用者にもたらす効用についての研究成果を紹介する。

研究の背景と目的

近年、観光は地域社会への経済的な効果に注目が集まることが多い。しかし、それは地域から見た視点であり、利用者の視点から見た効果に

ついては語られることが少ない。そこで、観光の持つ根源的な力を改めて見詰め直すことにした。

本研究は、国立公園利用がもたらす感動や効用といった心理的な効果に着目し、既存研究では明らかとなっていない山岳系国立公園を利用して得られる心理的効用の特徴、効用と活動との関係性、効用の関連概念との関係性について分析を行ったものである。各用語については、以下の通り(図1)。

○効用

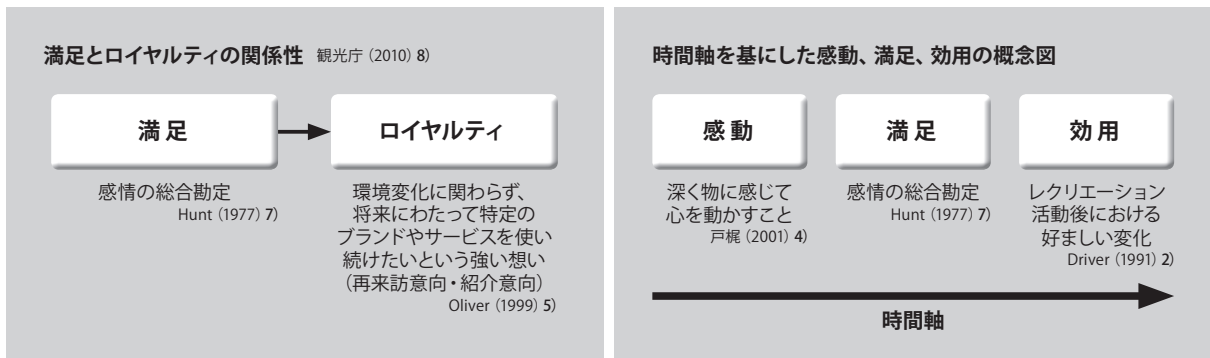
野外レクリエーションの効用に関する調査研究は、欧米を中心に進め

られてきた²⁾。アメリカのレクリエーション研究においては、野外レクリエーションにおける効用は、「レクリエーション活動後における好ましい変化」と定義されており²⁾、アウトドアレクリエーションから得られる具体的な効用が列挙されている³⁾。

○感動

感動は、「深く物に感じて心を動かすこと」と定義され⁴⁾、心理学の分野で研究が進められている。一方、欧米ではそもそも感動に相当する単語表現がほとんど見当たらないことから、研究がされてこなかった⁴⁾。

図1 満足とロイヤルティの関係性および感動、満足、効用の概念



○ロイヤルティ

ロイヤルティは、サービス産業分野において「環境変化に関わらず、将来にわたって特定のブランドやサービスを使い続けたいという強い想い」と定義されており⁵⁾、観光分野では、行動的ロイヤルティを「再訪意向」、態度的ロイヤルティを「紹介意向」として扱っている⁶⁾。

○満足

満足は、「感情の総合勘定」⁷⁾と定義されており、属性、期待、認知されたサービス品質、認知されたサービス価値が影響しており、さらにも高まるという因果関係が確認されている⁸⁾。

調査概要

(1) 効用の設定

アウトドアレクリエーションから得られる効用は、
 ・個人における効用
 ・社会的文化的効用
 ・経済的効用

・環境への効用

の4つに分類され、さらに、個人における効用は、
 ・心理・精神的効用
 ・健康面における効用
 の2つに分けて整理されている⁷⁾。
 本研究の対象は心理的効用であるため、主にこの分類内の効用に着目し、列挙された効用の中から、どの効用を本研究で取り上げるべきか検討を行うこととした。

検討の前提としては、山岳系国立公園利用が人々にもたらすさまざまな効用を包含する総合的な指標(総合効用)を「人生の豊かさへの貢献」と設定した。そして、列挙されている効用の中から、人生の豊かさを感じる上でより積極的に貢献すると考えられる「自己感謝・満足」を中心に、対象とする効用の抽出を行った。はじめに、複数の分類に重複して挙げられている「美に対するより深い理解」「創造力醸成」「情緒と感情のポジティブな変化」「環境への配慮」を、次に、自然に関する内容が含まれている「自然に対する理解力」「自然と個との一体感」を、さらに、

人生の豊かさとして親和性が高いと考えられる「自己実現感・充実感」「冒険心」「自信」「友情・恋愛・家族感情の醸成」を取り上げることとした。

(2) 調査方法

本研究では、公園利用者に対して、自己記入方式によるアンケート調査を実施した。調査概要は、表1の通りである。

表1 調査概要

調査対象地(調査地点)	<ul style="list-style-type: none"> ・知床国立公園知床地域(知床五湖高架木道出入口) ・日光国立公園奥日光地域(華厳の滝、赤沼駐車場(戦場ヶ原自然研究路入り口)、三本松駐車場(戦場ヶ原展望台)) ・中部山岳国立公園上高地地域(上高地バスターミナル) ・中部山岳国立公園立山地域(室堂ターミナル) <small>*調査対象地の選択にあたっては、利用者の属性・行動の多様性、調査対象地の資源の多様性、エリア設定の容易さを考慮。</small>
調査方法	調査員による調査票の手渡し配布、郵送による回収
調査項目	公園利用者の基本属性、旅行内容、利用者意識など(約30問)
調査期間	2011年7~8月、9~10月の2期
調査規模	18,800件、回収:6,006件、回収率:31.9%

りである。

調査項目は、性別、年代などの基本属性、同行者や滞在時間などの旅行内容に加え、総合効用、感動、満足について、それぞれ「今回の旅行は自分の人生を豊かにすると思いますか(総合効用)」「今回の滞在で感動はありましたか(感動)」「今回の滞りの満足度をお答えください(満足)」と尋ねた。

ロイヤルティについては、「家族や親しい知人に当該地域を紹介したいですか(家族や親しい知人への紹介意向)」「1年以内に、当該地域に来訪したいですか(当該地域への1年以内の再来訪意向)」「別の季節に、当該地域に来訪したいですか(当該地域への別の季節の再来訪意向)」「1年以内に、自然豊かな観光地に来訪したいですか(自然観光地への1年以内の来訪意向)」の4項目について把握した。

個別効用については、後述する12項目について「今回、本地域を訪れたことによって、ご自身にどのような変化があると思いますか」と尋ねた。効用、感動、満足、4項目のロイヤルティ

ヤルテイ、個別効用のいずれの項目においても、7段階の(1)~(7)全くそ
う思わない・全く感動しなかった・
大変不満、……、7)大変そう思う・
大変感動した・大変満足)を設定した。

結果

(1) 山岳系国立公園を利用して 得られる効用の特徴

既存研究より設定した12項目の
個別効用に対して公園を訪れたこ
とで得られた自身の変化の度合いを
7段階評価で取得した結果、平均値
が高い順から、「自然環境を大切に
するようになる」「心が豊かになる」
「自然が好きになる」となった(図2)。
これらは山岳系国立公園を利用して
得られる効用の特徴であると言える。
さらに、「人生が豊かになる」と設
定した総合効用についてもその平均
値が高いことから、山岳系国立公園
利用は豊かな人生を送ることに寄与
する、ということが示された。さらに、
12項目の効用を因子分析したところ、
山岳系国立公園利用の効用は、『生
きる力』と『自然への親しみ』の大き

図2 個別効用および総合効用の平均値

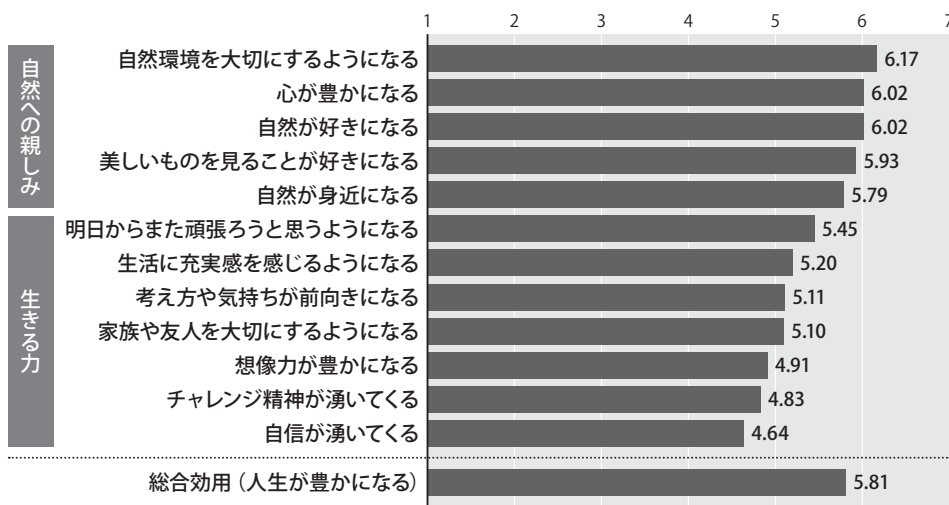
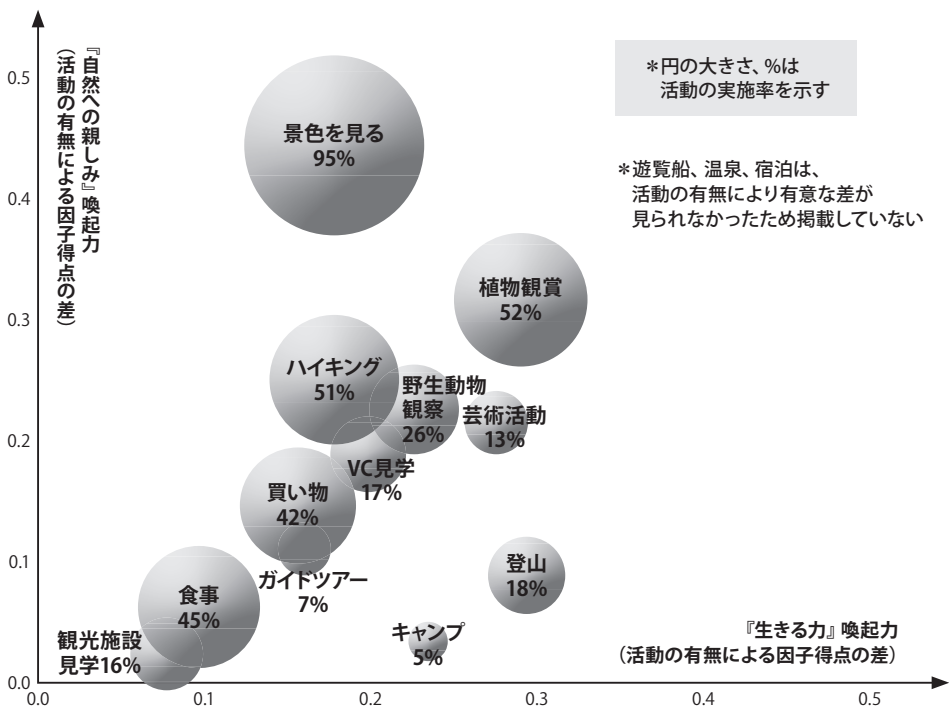


図3 効用喚起力×活動実施率

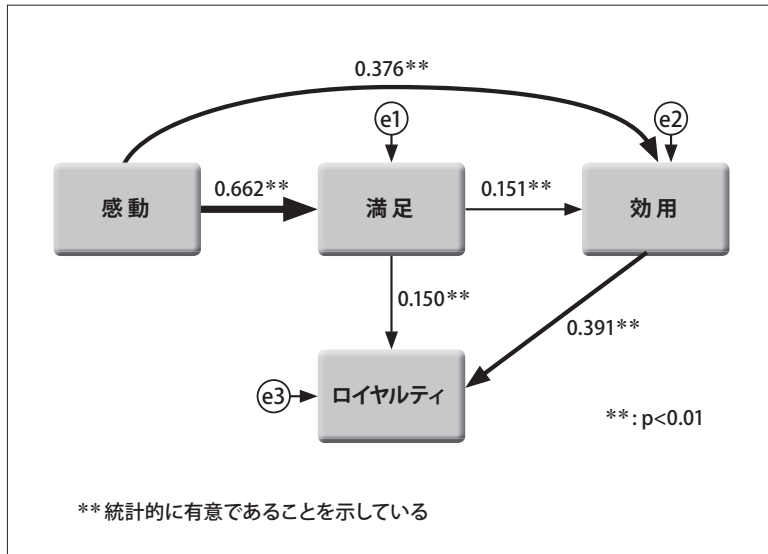


く2つに集約されることが分かった。
(2) 効用と活動との関係
活動の実施有無による効用の差を
確認したところ、山岳系国立公園で

どのような活動を行うかによっても
たらされる効用が異なることが示さ
れた。
「植物観賞」「野生動物観察」「ハ
イキング」「ビジターセンター見学」

「芸術活動」は『生きる力』および
『自然への親しみ』双方を喚起し、「登
山」「キャンプ」は『生きる力』を、「景
色を見る」は『自然への親しみ』を
喚起する(図3)。

図4 感動、満足、効用、ロイヤルティの構造モデル



さらに関係性の強さを表すパス係数が

視覚で捉える美しさやそこでしか感じられない圧倒的な雄大さなどは利用者の自然への親しみを強化するためには、そういった直感だけではなく、その背景にある世界を合わせ体感することが大切であり、山岳系国立公園でゆったりとした時間を過ごして写真撮影・描画などの芸術

活動や動植物観察にふけること、デジタルセンター見学などを通して自然の背景や見方を学ぶことにより、生きる力も含めたより強い効用もたらされる。

(3) 感動、満足、効用、ロイヤルティの関係性

感動、満足、効用、ロイヤルティの関係性については、項目間の関係性を分析する手法であるパス解析によって検証を行い、「感動は満足に影響を与え、満足は人生を豊かにするような効用に影響を与える。感動は、効用にも直接影響を与える。さらに、満足、効用はそれぞれロイヤルティにも影響を与える。」というモデル構造が確認された(図4)。

らは、感動が満足に与える影響に対して満足が効用に与える影響は弱いこと、効用は満足よりも感動から直接受ける影響のほうが強いこと、ロイヤルティは満足よりも効用から受ける影響が強いことが示された。感動が高まると効用が高まり、効用が高まるとロイヤルティが高まる。つまり、感動を高めることは山岳系国立公園利用の促進に寄与する、と言える。

まとめ

国立公園利用者の人生の豊かさへの貢献のためには、公園管理において、感動をもたらす場面を設定することが重要である。

- 景色を見るだけでなく、写真撮影・描画などの芸術活動や動植物観察など国立公園内でゆったりとした時間を過ごすこと
- デジタルセンター見学などを通して自然の背景や見方を学ぶこと

などにより、生きる力も含めたより強い効用がもたらされる。これらの活動のさらなる促進が期待される。

本内容は、日本造園学会研究発表論文 五木田玲子・愛甲哲也「山岳系国立公園利用者の感動、満足、ロイヤルティ、心理的効用の関係性」(ランドスケープ研究78(5) 533-538 2015年)の要約である。

(こ)きた れいこ

【参考文献】

- 1) 伊藤太一「日米比較による森林レクリエーション研究の検証」(日本林学会誌 85(1), 33-46 2003年)
- 2) Driver, B., Brown, P., and Peterson, G. (1991): Research on leisure benefits: an introduction to this volume. In: Driver, B. and others, eds., Benefits of Leisure. State College, PA: Venture Publishing, 3-11
- 3) Manning, R. (2010): Studies in Outdoor Recreation: Search and Research for Satisfaction. 3rd ed: Oregon State University Press, 468pp
- 4) 戸梶亜紀彦「『感動』喚起のメカニズムについて」(認知科学8(4), 360-368 2001年)
- 5) Oliver, R.L. (1999): Whence Consumer Loyalty? :Journal of Marketing, 63 (Special Issue), 33-44
- 6) 山田雄一・五木田玲子「旅行動機がロイヤルティに及ぼす影響」(日本観光研究学会機関誌 26(1), 3-8 2014年)
- 7) Hunt, H. K. (1977): "CS/D-Overview and Future Directions," Conceptualization and Measurement of Consumer Satisfaction and Dissatisfaction, H. Keith Hunt (Ed.): Marketing Science Institute, 490pp
- 8) 観光庁(財団法人日本交通公社)「観光地の魅力向上に向けた評価手法調査事業報告書」115pp (2010年)

少子高齢化、人口減少社会を迎え、日本人の旅行の量的減少が懸念されます。2000年代の中盤以降、「若者の旅行離れ」という言葉が生まれ、若年層の旅行需要の低下が指摘されてきました。そうした社会的状況を踏まえ、観光庁をはじめとした各関係機関、企業などにおいて、若年層の旅行需要喚起に向

けた取り組みが進められています。一方、学術的な観光研究の分野を見てみると、今回の共同研究でも明らかになったように、旅行自体の効用に関する研究は途上にあると言えます。今後、学術分野でも多角的な研究が進められることが期待される中で、当財団が取り組んでいる研究を紹介します。

観光研究レビュー

若年時における旅行の効用に関する研究動向 — 教育面を中心に

公益財団法人日本交通公社 観光政策研究部 研究員

外山 昌樹

一般的に、多感な若い時期に実施した活動は、その人の人生に大きな影響を与えられている。

中でも、「旅行」は経験したほうがよいこととして見られることが多い。仮に「若いうちにやっておくべきことリスト」を作成するとした場合、「旅行」がリストの中に入ってくる割合が高いのではないだろうか。しかしながら、若いうちに旅行を実施したことが、本当に人生に対してプラスに働くのか？ また、具体的

にどのような側面に対してプラスに働くのか？ というような疑問について、科学的な視点からの整理が十分に行われているとは言い難い。

そこで、一般社団法人日本旅行業協会（JATA）・公益財団法人日本交通公社・立教大学観光学部による共同研究プロジェクト（注1）の中で、このテーマに関する学術的なアプローチに基づく文献調査を行い、研究の動向を分析した。本稿では、その成果について報告していきたい。

文献調査対象の設定

このような性質の調査を進めるにあたっては、その対象を明確に設定していくことが重要である。まずはじめに、「人生に対してプラスに働く」という状態を、学術用語に「翻訳」することが必要になってくる。そこで、タイトルにもあるように「効用」という用語を用いて、調査を進めることとした。もともと、「効用」という用語は文脈の違いによって異なる

意味を持つと考えられるため、本稿では「旅行を実施した後に生じた、好ましい結果のこと」と定義した。

右記の定義を踏まえ、「効用」にはさまざまな側面が存在すると思われる。例えばJATAは、効用を「旅の力」と名付け、5つの効用が存在すると整理している（表1）。ここでは、このうち「教育の力」、すなわち教育的な効用に焦点を当てた。理由は、若年時の旅行との関連が強いと考えられたからである。

次に、「若者」や「若年時」がいつを指すのかについては、官公庁の調査や、学問分野によってもさまざまに捉えられ方があり、そこで、かなり広めの範囲を取り、「6歳～20歳代」を若年時と定義した。

- さらに、「旅行」の種類については、個人で実施する観光旅行（団体パッケージ、フリープランの利用を含む）
- ・組織が募集する団体旅行（修学旅行など）

のいずれも調査対象に設定した。行き先は、国内・海外を問わず、対象に含めることとした。旅行期間の長さについては、特に制限を設け

表1 『旅の力』

『旅の力』について、私達は次のような5つの効果・効用を考えています。

色々な国や地域の歴史、自然、伝統、芸能、景観、生活などについて学び楽しむつつ、それらの発掘・育成・保存・振興に寄与できる

『文化の力』

国際あるいは地域間における相互理解、友好の促進を通じ、安全で平和な社会の実現に貢献できる

『交流の力』

旅行・観光産業の発展による雇用の拡大、地域や国の振興、貧困の削減、環境の整備・保全など、幅広い貢献ができる

『経済の力』

日常からの離脱による新たな刺激や感動、遊・快・楽・癒しなどを通じ、からだやこころの活力を得、再創造へのエネルギーを充たす

『健康の力』

旅による自然や人とのふれあいを通じ、異文化への理解、やさしさや思いやり、家族の絆を深めるなど、人間形成の機会を広げる

『教育の力』

出典：一般社団法人日本旅行業協会 (JATA) ホームページ

最後に、国内文献・海外文献ともに、実証的アプローチを採用している文献(アンケート・実験・インタビューなどの方法により調査を実施し、何らかのデータを取得しているもの)を抽出対象とした。

英語で書かれた文献(以下、海外文献)については、若年時に限定していないものの、旅行によって生じる教育的な効用全般について既にレビューを行っていた論文(注2)が刊行されていたため、同論文の引用文献や被引用文献などを調べ、今回の条件に当てはまる文献を抽出していった。海外文献は膨大な数に上るため、論文の場合は、ツーリズム(観光学)系の学術誌に掲載されているものを抽出対象とした。

もっとも、文献によっては、家族で実施した旅行において子どもに生じた効用を調べるために、親を調査対象としていたものもあった(表2番号3・5)。そのため、若年層が調査対象者となっていない場合が含まれていた。

最初の、文献の種類については、ほとんどが学術論文として刊行されていた。調査レポートは、全米旅行産業協会(表2番号1)や国際学生旅行連盟(表2番号10)によって実施されたものが該当する。個々の調査条件に着目すると、多くの文献では、若年層自身が、過去に実施した旅行を調査対象に設定していた。年代については、小学生から大学生、20代中盤に至るまで満遍なく検討がなされており、幅広い年代において効用が生じることが示唆された。

多くの文献では、これらの回答を得点化した数値データに対して統計解析を行うことで、効用が生じたかどうかを確かめていた。定性的な調

旅行の種類については、文献内で明示されていないものを除けば、海外旅行や、団体旅行を対象に検討したものが相対的にやや多い結果となった。研修旅行・修学旅行といった学習色が強い旅行だけでなく、楽しみを目的とした旅行によっても効用が生じることは注目すべきである。調査方法については、ほとんどの文献で質問紙(アンケート)が利用されており、調査対象者本人の主観に基づく評価に依拠していることが明らかになった。アンケートの場合は、「あなたは旅行によって○○○(例:コミュニケーション能力)が向上したと思いますか?」というような質問文について、回答者に5段階評価(そう思う、ややそう思う、どちらでもない、ややそう思わない、そう思わない)のいずれか当てはまるものを選択してもらったり、「はい/いいえ」の2択で選択してもらおうような形をとっているのが一般的な方法であった。

なかった。なお、留学(短期留学含む)については、対象に含めないこととした。

文献探索の進め方

前節で設定した条件に当てはまる文献を見つけ出すために、いくつかの方法を採用した。

まず、日本語で書かれた文献(以

下、国内文献)については、主要な論文データベースである「Google Scholar」[Cinii(国立情報学研究所)]「J-STAGE(科学技術振興機構)」を対象に、「旅行 効用」「旅行 教育 効用」といった複数の組み合わせによるキーワード検索を行った。

英語で書かれた文献(以下、海外文献)については、若年時に限定していないものの、旅行によって生じる教育的な効用全般について既にレビューを行っていた論文(注2)が刊行されていたため、同論文の引用文献や被引用文献などを調べ、今回の条件に当てはまる文献を抽出していった。海外文献は膨大な数に上るため、論文の場合は、ツーリズム(観光学)系の学術誌に掲載されているものを抽出対象とした。

研究の傾向分析

文献探索を行った結果、比較的多くの文献が存在することが見えてきた。本稿では、代表的な14の文献を抽出し、全体の傾向分析を進めた(表2)。

最初の、文献の種類については、ほとんどが学術論文として刊行されていた。調査レポートは、全米旅行産業協会(表2番号1)や国際学生旅行連盟(表2番号10)によって実施されたものが該当する。個々の調査条件に着目すると、多くの文献では、若年層自身が、過去に実施した旅行を調査対象に設定していた。年代については、小学生から大学生、20代中盤に至るまで満遍なく検討がなされており、幅広い年代において効用が生じることが示唆された。

調査方法については、ほとんどの文献で質問紙(アンケート)が利用されており、調査対象者本人の主観に基づく評価に依拠していることが明らかになった。アンケートの場合は、「あなたは旅行によって○○○(例:コミュニケーション能力)が向上したと思いますか?」というような質問文について、回答者に5段階評価(そう思う、ややそう思う、どちらでもない、ややそう思わない、そう思わない)のいずれか当てはまるものを選択してもらったり、「はい/いいえ」の2択で選択してもらおうような形をとっているのが一般的な方法であった。

表2 抽出された文献一覧

番号	文献情報	調査対象者	旅行の種類	調査方法	効用の分類		
					グループA 仕事を する ための 基 礎 と なる 能 力 の 向 上	グループB 異文化 理解 の 促 進	グループC 自国の 歴史 文化 に 関 する 理 解 の 促 進
1	US Travel Association (2013). Travel Improves Educational Attainment & Future Success Executive Summary.	21~69歳の400名	12~18歳時に体験した歴史や文化に触れる国内旅行	アンケート			○
2	Scarinci, J., & Pearce, P. (2012). The perceived influence of travel experiences on learning generic skills. <i>Tourism Management</i> , 33(2), 380-386.	アメリカの大学生326名	2年以内に実施した海外旅行	アンケート	○		
3	Stone, M. J., & Petrick, J. F. (2014). Reflections of learning from domestic travel. <i>Proceedings of the 2014 TTRA annual conference</i> .	子持ちの女性7名	国内旅行	インタビュー	○		○
4	森下晶美 (2011) .成長期の家族旅行経験と志向・性格の関連性について—インターネット・アンケートをもとに—、日本国際観光学会論文集、18, 83-88.	日本国内の18~25歳の男女1,700名	家族旅行 (国内・海外問わず)	アンケート	○		
5	森下晶美 (2012) .海外家族旅行が子どもにもたらす効果を考える: ルックJTB ハワイ・グアム旅行者のアンケート結果と分析より、観光学研究 (東洋大学), 103-117.	ルックJTBの家族旅行者116組	ハワイ・グアム・サイパンへの家族旅行	アンケート		○	
6	Philip L. Pearce & Faith Foster. (2007). A "University of Travel": Backpacker learning. <i>Tourism Management</i> , 28, 1285-1298.	372名のバックパッカー	格安の宿泊施設を利用した4週間以上の旅行	旅行記の内容分析、アンケート	○		
7	Chen, G., Bao, J., & Huang, S. S. (2014). Developing a scale to measure backpackers' personal development. <i>Journal of Travel Research</i> , 53(4), 522-536.	397名の中国人バックパッカー	主に格安の宿泊施設やバックパックを利用した一人旅	インタビュー、アンケート	○		
8	相川充 (2007) 高校生の海外修学旅行が訪問国に対するイメージと国際理解に及ぼす効果、東京学芸大学紀要総合教育科学系、58、81-90.	高校生242名 (うち、海外修学旅行の参加者120名、非参加者122名)	シンガポールへの海外修学旅行	アンケート		○	
9	Pan, T. J. (2012). Motivations of volunteer overseas and what have we learned—The experience of Taiwanese students. <i>Tourism Management</i> , 33(6), 1493-1501.	4名の海外ボランティア旅行者 (台湾の高校生・大学生)	ボランティア活動を含む旅行 (2週間)	インタビュー、著者自身による観察内容の分析	○		
10	Richards, G., and J. Wilson. (2003). <i>New Horizons in Independent Youth and Student Travel</i> . Amsterdam: International Student Travel Confederation (ISTC).	アジア、北米、欧州の8カ国から構成された2300名 (10~30代)	特に指定していない	アンケート		○	
11	大畑京子 (2012). 日本人高校生の海外修学旅行と異文化意識変化、多元文化 (名古屋大学), 12, 1-18.	静岡県内の7校の高校2年生 1,146名	海外への修学旅行	アンケート		○	
12	野内類・兵藤宗吉 (2009). テキストマイニングを用いた研修旅行の効果に対する教育・文化心理学的検討、人文研紀要 (中央大学), (65), 139-163	大学1年生 26名	マレーシアへの研修旅行 (1週間)	テキストマイニング		○	
13	澤内大輔・倉岡恭子・棧敷孝浩・渡久地朝央・山本康貴 (2009) .農業体験型修学旅行に対する高校生の評価、農業問題研究, 45(1), 133-136.	高校2年生 108名	北海道への農業体験型修学旅行 (3泊4日)	アンケート	○		
14	斉藤浩一 (2000) .一私立高等学校における修学旅行が生徒の燃えつき状態の削減に及ぼす影響、日本特別活動学会紀要 (8), 34-45.	高校3年生 266名	九州 (鹿児島、長崎、熊本) への修学旅行	アンケート			○

査手法であるインタビューを採用した文献もあり、この場合は、特定の効用を指定せずに「あなたは旅行によってどんな能力が伸びたと思いますか？」というような質問を行い、回答者の発言内容を分析することで、どのような効用が生じたのかを確かめていた。

なお、回答者本人の経験だけでなく、自身の子どもについての質問を行っているものもあった(表2 番号3)。このように、直接本人には尋ねずに、他者の視点から調査するという方法も採用されていた。

若年時の旅行によって生じる3つの教育的効用

今回リストアップした文献では、多種多様な効用について検討がなされていた。個々の文献内容を細かく調べていくと、表現は異なるものの、類似の概念を捉えている例が多かったことから、似た特徴を持つ複数のグループに分類してみることにした。研究メンバーによる議論を行った結果、次の3グループに分類することができた。

グループA…仕事をするための基礎となる能力の向上

グループB…異文化理解の促進

グループC…自国の歴史文化に関する理解の促進

グループAは、コミュニケーション能力、自主性、積極性、適応力、物事の計画・管理能力、人間関係の構築能力、広い視野の獲得、責任感、ストレス管理能力、問題解決能力といったものを総称し、「仕事をするための基礎となる能力」と命名した。

グループBとCは、純粋な理解の促進だけでなく、意識・関心の向上や、学習意欲の向上、国家に対するポジティブなイメージの変化などを含む概念として整理した。議論の過程では、グループBとCは相互の関連性が強いという見方も示されたが、最終的には別個のものとして捉えることとした。表2にあるように、全ての文献が、いずれかのグループの効用を取り上げていた。

今後の課題と効用研究の意義

文献調査結果より、国内外を問わ

ず、若年時のあらゆる旅行において、「仕事をするための基礎となる能力の向上」「異文化理解の促進」「自国の歴史文化に関する理解の促進」のいずれかの教育的効用が生じていることが示唆された。やはり、若いうち旅行をするのはよいことだと言えそうである。

ただし、これまでの研究は散発的に行われており、異なる旅行の種類や性・年代別による相互比較が十分に行われていない。すなわち、特定の年代や性別に限って生じやすい(生じにくい)効用があるのか?とといった疑問や、「仕事をするための基礎となる能力の向上」が最も生じやすい(生じにくい)のはどんな種類の旅行か?といった疑問に対して、現状では明快に答えることができない。今後も多くの研究が実施されることで、包括的な理論構築を進めることが求められる。

最後に、旅行の効用についての研究を深めることは、理論面だけでなく、実務面にも意義があると思われる。とりわけ、若年層の旅行需要喚起を図る上では、「旅行によって得られる効用」を明確にすることが重要

であると指摘されているからである(注3)。旅行中の経験そのものの価値に加え、旅行によって何が得られるのかをアピールすることで、多くの若者が旅行に行く可能性が広がるのではないかと考える。

(とよま まさき)

(注1) 2014年度に、一般社団法人日本旅行業協会(JATA)・公益財団法人日本交通公社・立教大学観光学部は、若者旅行に関する共同研究プロジェクトを実施し、大学生とのディスカッションや米国の事例視察といった各種調査を通じた多角的な検討を行った。なお、本稿に関連する内容は、JATAと公益財団法人日本交通公社が中心となって実施した部分に基づく。

(注2) Stone, M.J., & Petrick, J.F. (2013). The educational benefits of travel experiences: A literature review. *Journal of Travel Research*, 52 (6), 731-744.

(注3) 観光庁 (2011) 若者旅行振興研究会第一期 (2010年7月~2011年6月) の研究結果。
<http://www.mlit.go.jp/common/000219295.pdf> (2015年5月18日URL確認)

観光庁では2010~2011年度に、産学官の関係者から構成される研究会を立ち上げ、若者の旅行振興に必要な取り組みについて検討を行った。2012年度以降は、若者旅行振興に資する優良な取り組みを行った地域や旅行会社等に観光庁長官賞として表彰する制度の創設や、有識者が中学~大学生に向けて旅行の意義や素晴らしさを伝える「若旅★授業」を実施している。加えて、「若者旅行振興連絡会」を継続的に開催し、産学官の各主体による取り組み内容の情報共有を行っている。

当財団専門委員による 連載のスタートにあたって

当財団では、実践的学術研究機関として専門性の高い調査研究活動を行うにあたり、外部の有識者に専門委員を委嘱しています。

1965年（昭和40年）、初代の専門委員には伊藤善市先生（地域経済学／東京女子大学教授〔当時〕）、鈴木忠義先生（土木工学・造園学／東京大学助教授〔当時〕）にご就任いただき、「観光産業の経済効果―小豆島における理論的実証的研究」や「観光資源調査の手法」など、今日の観光研究の端緒となる研究についてご指導いただきました。

その後も、心理学、文化人類学、造園学、林学、統計学、経済学、経営学、都市工学、社会学

など多様な分野の方々にご参画いただきながら、

観光研究の深化・拡充に取り組んできました。

現在は13人の専門委員により、幅広い学術分野からご助言をいただいております。

● 本誌『観光文化』では今号より、専門委員それぞれが学術領域から見た観光、あるいはこれまで取り組まれた研究と観光について語っていただく「私の研究と観光」と、これまでの研究生活の中で自身の研究に大きな影響を与えた書籍や論文などを紹介していただく「わたしの1冊」の2つの連載が新しくスタートいたします。

<専門委員>

家田 仁	東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授、政策研究大学院大学教授兼任
小田切徳美	明治大学農学部教授
熊谷 嘉隆	国際教養大学地域環境研究センター長・教授
小磯 修二	北海道大学公共政策大学院特任教授
下地 芳郎	琉球大学環境産業科学部教授
下村 彰男	東京大学大学院農学生命科学研究科森林科学専攻教授
土屋 俊幸	東京農工大学大学院農学研究院教授
西村 幸夫	東京大学先端科学技術研究センター所長、東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授兼任
西山 徳明	北海道大学観光学高等研究センター長、北海道大学大学院観光創造専攻教授
根本 敏則	一橋大学大学院商学研究科教授
村上 和夫	立教大学観光学部教授
守口 剛	早稲田大学商学部教授
安島 博幸	跡見学園女子大学観光コミュニティ学部教授

（五十音順・敬称略）2015年7月現在



連載 I
当財団専門委員
私の研究と観光
第1回

旅の本質を探る研究への期待

東京大学・政策研究大学院大学教授

家田 仁

観光研究の諸タイプ

観光の研究というと、筆者のみるところ、いくつかのタイプに大別できるようだ。

まず、第一は種々の統計や調査などをもとにして、観光需要の動向や特性を分析し種々の観光施策の参考にしようというものである。

第二のタイプは観光サービスの供給サイドであるところの観光業・旅行業などの特性分析を主眼とした研究である。

少なからぬ研究者がこうした分析タイプの研究を得意としていて、全体的に見て実務的にそれなりの示唆をもった結果を生み出している。分析の方法論的にも洗練されたものもっている。ところが、そもそも観光そのものが本質的に刹那的で、はやりすたりに大きく左右されるという性質を持つので分析結果はというと、悲しいかなやはり中長期的な意義に限界があるようだ。学問の深みというよさうな面から見ると、「そうだったんだ!!」という具合に知的に驚愕・感心するような成果には、筆者は残念ながらお目

にかかったことがない。

第三のタイプは、観光対象（観光地）のコンテツの充実や空間質の改善などを図ろうとするものである。

まちづくり活動や景観設計などに直接的に関わる分析者というよりは実践者という傾向の強い研究者たちが担ってきた研究活動である。その中では、活動の結果としての充実や改善というよりも、市民も含めて「活動・運動」していることそのものに情熱を注いでいる研究者も少なくない。こうしたタイプの活動は、実際の観光対象の改善に少なからず寄与してきたように思う。ところがこうした活動はどうしても個々の観光対象における個別性の中で実践されるから、知見や経験が体系的・普遍的に蓄積・整理されにくく、どうしても「個々のケース記述」の域を脱しにくいようだ。逆に、あまりに安直に体系化・普遍化されるようでは、観光地の個性的な魅力を創り出すことは難しい。ここにこのタイプの研究のつらさがある。

第四タイプの研究「旅の本質はどこに？」

第四のタイプの研究は、人間にとって旅の本質とは何かという問いを追い求めるものだ。

率直に言って雲をつかむような話だし、それが直ちに実務の何に役立つということもないだろうが、言ってみれば、これは「旅」という切り口を通じて人類を理解しようという研究であるから、観光に関する最もダイナミックなタイプの研究ととらえることができる。

「旅する巨人」と言われた宮本常一先生とか、鈴木忠義先生、渡辺貴介先生らの著作を読むと、このタイプの研究が観光研究の本丸だろうという思いを強くする。このタイプの研究の主たる関心（ミッション）は次の二点に集約されるだろうと思う。

第一の研究的関心は、なぜ人は旅をするのか？ 何が人を旅に駆り立てるのか？ 人は旅に何を求めるのか？ といった謎に迫ることだ。

生理的・生態的に合理的な動因によって「移動」する生物は無数にある。人間の「移動」も、その多くは交易とか行政とか通勤・買物・通院などといった実質的な必要のために生じる「派生的に生じる移動」である。ところが人間に限っては、古来、とても必要不可欠とは思えないような、時に危険と冒険心に満ちた、時に酔狂な「旅」をしてきた。この疑問の解明は、人間理解の一つの重要な糸口であることは間違いない。

もう一つの関心は、右記とは逆に「旅」は人間（旅人）にどんな影響や効果を与えるのか？旅によって人は何を得的のか？旅は人をどう変えるのか？という問題である。

昔から「かわいい子には旅をさせよ」といわれてきたことは誰もが知るところだが、宮本先生が繰り返し述べているとおり、旅というものが人づくりに大きく寄与したことは確かだ。それは人の視野を広げ、自らを相対視することを学ばせ、また人をタフにし、身体的にも精神的にも医学的にもウエルネスの面でも注目すべきものといわれている。「旅」が教育の上で格段の地位を与えられていることを理解するには、修学旅行の存在を挙げるまでもない。

旅の本質とパイオニア・トラベラー

これら二つの側面から眺めると、宮本先生をはじめ多くの著者が述べるとおり、「旅」が人間の本質的な要求に答え、しかも「旅」が人間に本質的な果実をもたらすためには、「旅」が旅人に何がしかの「未知」と「労苦」を与えるものであることが必要条件であるようだ。

逆に、現代の観光では「旅」のもつこうした本質的な要素が次第に希薄になってきているという点は、ダニエル・ブーアステインが『幻影の時代―マスコミが製造する事実』（1964年）で嘆いたところである。

実際、「未知」と「労苦」を伴った「本源的な旅」が、旅というものの源泉的な存在となっていることは、探検であれ、巡礼であれ、修験道であれ、挑戦的交易者であれ、冒険者であれ、放浪者であれ、洋の東西を問わず共通しているようである。観光需要の量的大宗を占めるマス・ツーリストにとつても、あるいは経済的な意味で重要性の高いプレミアム・ツーリストであっても、実はそのモデルとなっているのは、少数ではあるもののこれらのパイオニア・トラベラー先駆的旅人たちの「旅」である。

このことは、登山などを例にとつてもすぐわかる。現在、大人気の日本百名山、あるいは大量登山の対象と化したエベレストだが、これらのモデルも先行するパイオニアたちの「未知」と「労苦」を伴った幾多の山行である。

したがって、この第四のタイプの研究のミッションである、旅の本質に迫ろうとするならば、その対象として注目すべきは、マス・ツーリストや統計数値ではなく、こうした少数の「旅」の先駆的旅人たちなのであろう。また、そうした精神医学や脳科学、スマートウエルネス、教育学、そして哲学など、幅広い分野の方々とのコラボレーションも望まれるところだ。

『旅の意味と可能性を探る研究会』

このような視点から「旅の本質」に迫ろうと、

5年ほど前から同好の研究者や実務者が定期的に集まって勉強会を続けてきた。

これは、淑徳大学の廻洋子さんを会長とする『旅の意味と可能性を探る研究会』というグループで、現在21名（半数以上が女性）がメンバーとなっている。これまでいろいろな視点からメンバーによる講演を行ってきたが、その講演録を下記のサイトに掲載している。故、関心のある読者は是非アクセスしていただきたい。また、趣旨にご賛同いただける向きにはご参加もお勧めしたい。

（いえた ひとし）



家田 仁（いえた ひとし）

1955年生まれ。78年東京大学工学部土木工学科卒業、日本国有鉄道入社。84年東京大学助手、86年東京大学助教授を経て、95年東京大学教授（工学系研究科社会基盤学専攻）、2014年より政策研究大学院大学教授を兼任、現在に至る。途中、1988～89年西ドイツ航空宇宙研究所交通研究部客員研究員、1993～94年フィリピン大学交通研究センター客員教授（JICA専門家）、2008年清華大学客員教授に派遣される。専門は、交通学、都市学、国土学。

旅の意味と可能性を探る研究会 Travel Essence Research Board

【会の趣旨】本研究会は、短期的な観光業の振興あるいは狭義の観光立国といった政策などに過度にとらわれず、

- ①人類にとって「旅」がもつ本質的な役割や重要性を実証的に再確認すること
 - ②現代の人間社会がおかれた環境の中で「旅」がもつ可能性とその将来的あり方を希求考察すること
- を目的としています。 <http://www.trip.t.u-tokyo.ac.jp/tabikenkyukai/lectures.html>



東京農工大学 大学院農学研究院教授

土屋 俊幸

連載Ⅱ
当財団専門委員
わたしの1冊
第1回

『忘れられた日本人』

宮本常一著 岩波文庫 1984年(初版は未来社版1960年)

この本は、著名な民俗学者である宮本常一の著作の中でも、おそらく最も人気の高い1冊だと思われる。私は毎年、研究室を卒業・修了する学生たちに本を贈ることにしているのだが、この本は、その贈呈本リストのトップにある。

内容は、宮本が戦前の昭和10年代から戦後の30年代にかけて日本全国を訪ね歩いた聞き取り調査の記録である。明治・大正・昭和を生き抜いてきた古老たちのライフヒストリーを中心に、かつてのふつうの日本人たちの生きざまと当時の日本の風土、日本の社会の有様が、活き活きと描かれている。多くの章では、伝承者自身の語りそのまま掲載されていて味深い。

多くの人が指摘していることだが、私にとつても、この本の冒頭に出てくる「寄りあい」の記述は衝撃的だった。その村では、大事な案件があると、村中から主だった人々が集まり、結論が出るまで、延々と合意形成のための話し合いを続けるのだという。決して、他の人の意見を否定せず、自由な意見の表明を基本に、行き詰まれば、並行して進めている他の議題に議論を移して冷却期間をおき、最終的に全員が納得するまで議論を続ける。宮本が資料の書き写しをしながらつき合った会合では、すべての話し合

いが終わるまで、昼夜を継いで3日間に及んだという。事例は西日本で、東日本とは様相を異にするようだが、日本にもこのように豊かな合意形成の仕方があることを、初めてこの本を読んだ大学院生時代の私は全く知らず、村での古くからのしきたりは打破すべきものと決めつけていた。そうした近代化論者の頭でっかちを、この本は思い切りぶん殴り、壊してくれたのだった。

今回、この小文を書くに当たって、何回目かの通読を試みたのだが、また多くの発見があり、この本の奥行きを改めて認識させられた。特に、女性たちが、「世間」を知るために他地域を巡る旅行に出かけることを許容する農村の寛容さ、無益な殺生を戒め、小さな隣人として生き物に慈しみの目を向ける農民の環境倫理、村の発展を願い、無私で村の産業振興に取り組む、無名のリーダー層の真摯さ、そして、各地を放浪する「世間師」たちの、日本人離れた奔放さ。観光レクリエーションや保護地域関連の本では全くないが、日本で物事を考える時、忘れてはならない、日本の社会の何たるかを教えてくれる本だと思う。ぜひ、多くのおみなさんに読んでもらいたい。

(つちや としゆき)



土屋俊幸(つちや としゆき)

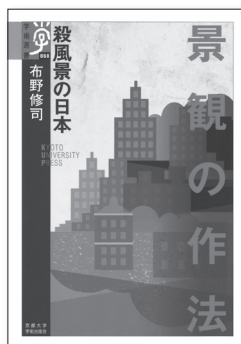
1955年、東京都生まれ。ただし、30歳からの17年間は、勤務地の北日本(札幌、盛岡)で、たっぷり自然に触れ楽しんだ。現在は東京農工大学大学院農学研究院教授。専門は一言で言えば林政学。内外のフィールドで、観光レクリエーション、自然資源管理、自然公園などの視点から、農山村の持続可能なあり方について考えている。



B6判 244ページ
定価 1,400円
東京書籍
(2014年6月発行)

日本人がつくり出した温泉の付加価値・情緒を学んで帰って来るとは、お風呂による平和でなく、お風呂による混浴論から外国人の温泉感覚まで、温泉にまつわる話が飛び交って織りなす世界を訪れてみてはいかがだろうか。(片桐)

温泉は脳にどう作用するのだろうか。脳科学者と温泉のプロとの歯に衣着せぬストレートなやりとりから、温泉の効用、魅力そして人との関係性などの核心に迫る展開に一気に引き込まれる。本書『お風呂と脳のいい話』(茂木健一・山崎まゆみ著、東京書籍)では、「いわゆる脳科学の言葉で、『マルチモーダル』って言うんですけど、視覚も聴覚も臭覚も触覚も、あともちろん、温かいという温度に関する感覚や温泉に入っているという感覚も全て総合的に関係している」など、茂木先生の表現が新鮮だ。日本全国そして海外で地元の人々と温泉に漬かり続けている温泉エッセイスト山崎氏がマンガ『テルマエ・ロマエ』を評する言葉、「ローマの浴場設計技師が、



四六並製 372ページ
定価 2,000円
京都大学学術出版会
(2015年1月発行)

な街の景観問題などを具体的に取り上げながら、景観、風景がどのようにつくり出されていくのかについてさまざまな考察が加えられており、我々の身近な街、生活の中の景観、風景を見つめ直す上でも多くの示唆を与えてくれる。(大隅)

「作法」とは、ものづくり方としての「さっぽう」であり、日常的な立ち居振る舞いとしての「さほう」のことである。本書『景観の作法 殺風景の日本』(布野修司著、京都大学学術出版会)で著者は、東日本大震災後の被災地の「殺風景」(殺された風景)をつくり出しているものはさまざまな社会文化の枠組み(制度)であるという。そして、この「作法」のあり方によって風景を大きく変え得ると説く。本書では、震災後に生まれた「殺風景」をどのような風景へと創生させていくのかを大きな課題として提示しつつ、風景をつくり出す「作法」のあり方とはどうあるべきか、ということが主題となっている。風景を大きく変え得る作法の事例や身近

所蔵図書紹介

図書館からのお知らせ

移転・リニューアル開館に向けてのお知らせ(9月末閉館と臨時休館日)

「旅の図書館」は、1978年(昭和53年)の開館以来、一般の方から観光の研究者・実務者まで幅広い皆様にご利用いただいてまいりました。このたび、移転準備のため、本年9月30日(水)をもちまして一時閉館させていただくこととなりました。当財団本部とともに移転後(2016年

[平成28年]夏頃)は、観光研究の専門図書館としての機能の充実をさらに図ってリニューアル開館する予定です。詳細につきましては、当財団ホームページなどで改めてご案内をさせていただきます。

なお、移転準備のため、下記日程にて臨時休館させていただきます。ご利用者

皆様には大変ご不便、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【臨時休館日(7~9月)】

- 7月10日(金)、24日(金)
- 8月7日(金)、14日(金)、21日(金)、28日(金)
- 9月4日(金)、11日(金)、18日(金)

副館長のつぶやき

図書館勤務になって、週末、たまに「図書館めぐり」をするようになった。自身の業務の参考にしたいと思っただけであるが、ユニークな図書館やさまざまな魅力づくりに工夫している図書館を訪ね歩くうちに、図書館をめぐること自体が楽しみになってきた。

最近足を運んだ東京都北区立中央図書館は、旧陸上自衛隊十条駐屯地275号棟の赤レンガ倉庫を保存活用しながら現代建築と見事に融合させたユニークな図

書館で、2009年度(平成21年度)グッドデザイン賞を受賞するほど高い評価を受けている。低めの書架やゾーンごとに工夫された閲覧空間、北区の歴史が分かる「北区の部屋」やカフェの併設など、随所に計画者の意図や苦労が感じられ、図書館員の対応も含めて、場としての心地よさに感心させられた。

かくいう当館も、来年の移転を控え、これらに劣るまいと、観光研究専門図書館と



赤レンガが映える東京都北区立中央図書館の外観

しての理想像に一步でも近づくべく日々の課題に向き合っている。(大隅)

公益財団法人 日本交通公社 出版物のご案内

当財団では、調査研究の成果を、出版物を通して広く公開しています。各書は次の方法でお求めいただけます。

●当財団ホームページ／賛助会員様は一部を除き会員価格がごいます。
<http://www.jtb.or.jp>

●書店／大型書店、政府刊行物サービスセンター・ステーション（官報販売所取扱所）などへ購入いただけます。またはお近くの書店でご注文ください。
 ●オンライン書店／オンライン書店からは、紙書籍版とともに一部書籍のペーパーバック版（プリントオンデマンド印刷）、電子書籍版も発行しています。

■観光地経営の視点と実践（丸善出版）（2013年12月発行）

「観光地経営」について8つの視点と10の実践例を元に、その考え方や展開手法を解説。2015年5月に「観光地の現状と課題を紐解きながら、理論と実践の両面をおさへ、観光地経営の必要性を提示した良書」として、日本観光研究学会第8回「学会賞 観光著作賞（一般）」を受賞。



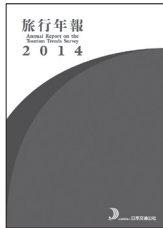
■美しい日本 旅の風光（JTBパブリッシング）（2014年5月発行）

調査研究専門機関として50周年を迎えたことを期に、当財団が長年取り組んできた「日本における観光資源の評価に関する研究」の成果を基に監修した写真集。完全英語訳付きで海外の方にも広く日本の観光資源の魅力をお伝えできる。＊オンライン書店にて「電子書籍版」も発行中（電子書籍版は掲載写真の一部を変更あるいは非掲載となっております）。



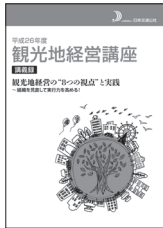
■旅行年報2014（2014年10月発行）

日本人の旅行者の意識と行動、訪日外国人の発地調査、都道府県別の政策アンケート調査などの当財団独自調査の分析レポートを中心に、「日本人訪日外国人旅行」「観光産業」「地域」「観光政策」について直近1年の動向・出来事を総覧した一冊。当財団の研究員が分析、執筆編集。当財団ホームページからPDFにて無料公開中。



■平成26年度観光地経営講座 講義録 最新刊（2015年3月発行）

＊オンライン書店（amazon.co.jp）三省堂・アマゾンより「ペーパーバック版」「プリントオンデマンド印刷」も発行中。
 平成26年度の「観光地経営講座」の講義録。「観光地経営の8つの視点と実践」組織を見直して実行力を高める！を主題に、山梨県富士河口湖町、八ヶ岳南麓（山梨県・長野県）で活躍する方々の事例を紹介した一冊。



※担当：公益財団法人日本交通公社 観光研究情報室
 電話 03・5255・6036 <http://www.jtb.or.jp>

次号予告

●次号の特集では、2009年（平成21年）以来6年ぶりに9月の「シルバークロウイク」が出現するタイミングで、改めて国内需要に目を向け、従来からの課題である「需要の平準化」について考えます。インバウンドの推進を含めて、今後、地域側はどのように需要と供給をバランスさせ生産性の向上を図っていくか、といった観点から検討を試みます。

当財団からのお知らせ

●「2015年度シンポジウム・セミナー開催予定」
 当財団主催の今年度シンポジウム・セミナーについてご案内します。

第25回 旅行動向シンポジウム

2015年10月23日（金）

会場：大手町サンスカイルーム（東京・大手町 朝日生命大手町ビル内）

本年9月末発行の最新版「旅行年報2015」の内容を中心に、当財団独自調査による日本人の旅行インバウンド、観光政策など、我が国の旅行観光の動向について研究員が概説します。

最新情報詳細については準備ができ次第、当財団ホームページでご案内します。当財団ホームページ URL: <http://www.jtb.or.jp> トップページ

「研究員コラムの紹介」（2015年3月～5月）

各研究員が独自の経験と視点を基にして、ホットな雑感を綴ります。当財団ホームページ「研究員コラム」に掲載した3カ月分を、紹介します。

「研究員コラム」で検索できます。

- 242 位置情報データと観光の最新動向 (相澤美穂子)
- 243 観光プランナーに必要な「地域へのまなざし」 (大隅一志)
- 244 事業者、業界、観光客のための観光品質保証制度 (柿島あかね)
- 245 「香港のQuality Tourism Services」を事例として—— (門脇菜海)
- 246 「慣れない」日本を外国人に楽しんでもらうには (川口明子)
- 247 「スキーと温泉から考える—— (川口明子)
- 248 外国人旅行者のマナーについて (川村竜之介)
- 249 心地よい旅の時間を過してもらうために (菅野正洋)
- 250 オリジナルの経験が地域の魅力に (久保田美穂子)
- 251 朝ドラ効果の持続性 (五木田玲子)
- 252 まちづくりと観光事業の間にある壁③ (後藤健太郎)
- 253 歴史ファンが没頭できる観光地づくりを (塩谷英生)
- 254 車を降りて、空を飛ばそう (清水雄一)
- 観光地における魅力的な品質と当たり前品質 (外山昌樹)

編集後記

◆山歩きする人たちがまだ少ない時、自然との接し方はもちろん、登山者との間にも作法があり、不文律として各人それぞれが守ろうとする意識が働いていたことでしょう。昨今は、高い山の中腹まで道路整備が進むことができるようになってきました。自然環境への配慮やマナーを守ることをしなない人が増え、解決すべき課題が増大してきている現状が特集から分かってきました。

◆人は排泄物やごみを出します。自然界で分解できないものがほとんどです。街なかなら行政が市民の払う税金で処理してくれます。では、山ならどうでしょうか。どうして「入山料」が徴収されようとするのか、どんな背景や仕組み、試行錯誤があるのかを知る機会となりました。サービスを受ける対価として払うのか、国民の自然資源を保全するために払う入山料、入域料あるいは入園料なのか。

◆いったいどのような条件を満たす「解」から選べばいいのでしょうか。その前提として念頭に据えることは、どの「解」が人を育む地球上の自然をより持続可能にするかを軸に考えることかもしれません。

◆当財団専門委員による新連載はいかがでしたでしょうか。次号の「私の研究と観光」と「わたしの1冊」にご期待ください。(片桐)

観光文化編集室メールアドレス：
kankouhunka@jtb.or.jp



Cover Story

湧水の里、熊本県南阿蘇村を訪れた時、早曉の南外輪山より阿蘇五岳方面を望むと、見事な雲海が広がり、雲の下に一町一村が、すっぽりと包まれていてすがすがしい光景が醸し出されていた。
(Photo and Words by 樋口健二)

機関誌

観光文化 第226号

第39巻3号通巻第226号

発行日：2015年7月10日



発行所：公益財団法人 日本交通公社
東京都千代田区大手町2-6-1

朝日生命大手町ビル17F

〒100-0004 ☎03-5255-6071

<http://www.jtb.or.jp>

編集室：東京都千代田区大手町2-6-1

朝日生命大手町ビル17F 観光研究情報室内

〒100-0004 ☎03-5255-6090

kankoubunka@jtb.or.jp

編集人：片桐美徳

発行人：志賀典人



制作・印刷：株式会社 REGION

禁無断転載

ISSN 0385-5554